

平成20年(行ウ)第599号

原 告 崔鳳泰外10名  
被 告 国

# 判決書

## 【目次】

主 文	1
事実及び理由	1
第1 請求	1
第2 事案の概要	2
1 前提事実	2
2 爭点	33
3 爭点に関する当事者の主張の要旨	34
第3 当裁判所の判断	69
1 爭点(1)ア(情報公開法5条3号, 4号及び6号該当性の審査方法及び主張立証責任の所在等)について	69
2 爭点(1)イ(本件各処分に係る不開示文書又は不開示部分の不開示情報該当性)について	85
3 爭点(2)(本件義務付けの訴えの適法性)について	135
4 爭点(3)(本件義務付け請求に係る請求認容(本案)要件(行政事件訴訟法37条の3第5項)該当性)について	135
5 結論	136
別紙1 当事者目録	138
別紙2 凡例	140
別紙3 処分目録	148
別紙3の2 別紙3処分目録の注記	190-2
別紙4 請求文書目録	191
別紙5 不開示理由1関係	194
不開示理由2関係	1813
不開示理由3関係	2174
不開示理由4, 5, 6, 8関係	2465
別紙6 追加開示部分の一覧表	2567
別紙7 本件各文書の一部開示部分又は韓国側開示文書で既に公にされている当該試算・査定の額の前提とされた実測的又は統計的な金額・数値等	2593

以上

平成24年10月11日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成24年3月6日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 外務大臣が原告らに対しても別紙3処分目録の「不開示決定」欄記載の各行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定のうち、同目録の「⑦取消部分」欄記載の各部分を不開示とした部分を取り消す。
- 2 外務大臣は、原告らに対し、別紙3処分目録の「⑦取消部分」欄記載の各部分の開示決定をせよ。
- 3 本件訴えのうち、外務大臣が原告らに対して別紙3処分目録の「⑧適法部分」欄記載の各部分の開示決定をすることの義務付けを求める部分を却下する。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

本判決中の略称・略語、表記等については、別紙2(凡例)によるものとする。

第1 請求

- 1 外務大臣が原告らに対しても別紙3処分目録の「不開示決定」欄記載の各行政文書(本件各文書)の全部又は一部を開示しない旨の決定(本件各処分)を取り消す。
- 2 外務大臣は、原告らに対し、別紙3処分目録の「不開示文書の題名」欄記載の各行政文書(本件各文書)につき、同「不開示部分」欄記載の各不開示部分

を開示せよ。

## 第2 事案の概要

本件は、原告らが、外務大臣に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づき、日本政府と大韓民国（韓国）政府との間において両国間の外交関係の開設等の関係の正常化を目的として実施されたいわゆる日韓会談に関する行政文書の開示を請求したところ、外務大臣から、上記行政文書の全部又は一部につき、情報公開法5条3号、4号又は6号等に規定する不開示情報が記録されているとして、その全部又は一部を開示しない旨の決定を受け、その後その一部について追加開示決定を受けるなどしたことから、本件各処分（なお、上記一部追加開示決定があった不開示決定については、その一部追加開示決定後のものである。）の取消しを求めるとともに、当該不開示文書又は不開示部分を開示することの義務付けを求めている事案である。

### 1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

#### （1）日韓会談の経緯等

##### ア 日韓会談

韓国は、明治43年（1910年）8月、韓国併合条約に基づき日本に併合され、以来日本による植民地統治下に置かれたが、昭和20年（1945年）8月15日の日本の敗戦により、日本による植民地統治の終焉を迎える、同年9月20日、米軍政庁が設置され、「朝鮮内ニアル日本人財産権取得ニ關スル件」（米軍令第33号）により、日本の公共財産のみならず私有財産も朝鮮軍政府（米軍政庁）が取得し、全部所有することとされた。他方、日本は、昭和26年（1951年）9月8日、連合国との間ににおいて、日本国と連合国との間の戦争状態を終了させ、また、戦争状態の存在の結果、存在していた問題を解決するため、日本国との平和条約（サンフランシスコ平和条約）に調印した（このサンフランシスコ平和条約は、

2条(a)において、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定し、4条(a)において、「この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びそこの住民（法人を含む。）に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。」とした上、4条(b)において、「日本国は、・・・合衆国軍事当局により、又はその指令に従ってなされた日本国及びその国民の財産処理の効力を承認する。」と規定していた。）。

その後、旧植民地である韓国と旧宗主国である日本との間において、昭和26年（1951年）から昭和40年（1965年）までの14年間にわたり、次のとおり国交正常化を目的とする7次にわたる会談（なお、国交正常化交渉中における日韓会談は、複数の委員会を設置し、各委員会において各懸案事項を議論するという方式が採られた。）が行われた。

#### （ア）第一次日韓会談

日本政府は、昭和27年（1952年）4月28日のサンフランシスコ平和条約の発効に先立って、昭和26年（1951年）10月20日、韓国政府との予備会談（日韓会談の予備会談）を開始し、国籍処遇委員会及び船舶委員会が設置された。

第一次日韓会談は、平和条約発効までに交渉を妥結することを共通の目標として、昭和27年（1952年）2月15日に東京で開始され、追加的に財産請求権委員会、漁業委員会及び基本関係委員会が設置されたが、第一次日韓会談直前に、韓国の李承晩大統領（李大統領）が、一

方的に韓国の主権が及ぶ範囲を示した境界線（李ライン）を設定し、以後、李ライン水域での日本漁船の拿捕や銃撃に関する問題が発生し、また、第一次日韓会談においては、韓国政府から請求権問題を始めとする多くの問題について日本政府の立場と相容れない主張がされるに至ったため、同年4月24日に終了した。

(イ) 第二次日韓会談

第二次日韓会談は、昭和28年（1953年）4月15日に東京で開始され、基本関係委員会、財産請求権委員会、「在日韓人」の国籍処遇委員会、漁業委員会及び船舶委員会が設置された後、同年7月23日に終了した。

(ウ) 第三次日韓会談

第三次日韓会談は、昭和28年（1953年）10月6日に東京で開始され、基本関係委員会、財産請求権委員会、「在日韓人」の国籍処遇委員会、漁業委員会及び船舶委員会が設置されたところ、財産請求権委員会第2回会議における日本側首席参与久保田貫一郎（久保田参与）の発言に対して韓国政府及び韓国政府関係者（韓国側）が反発するなどし、同月21日に終了した。

(エ) 第三次日韓会談から第四次日韓会談までの中断期

昭和32年（1957年）12月31日、日本の藤山愛一郎外務大臣（藤山外務大臣）と在日本韓国代表部代表金裕沢大使との間で会談が行われ、日本政府が、第二次世界大戦の終了前から日本に引き続き居住している韓国人で日本の入国者収容所に収容されているものを釈放すること及び韓国が、韓国の外国人収容所に収容されている日本人漁夫を日本に送還し、かつ、第二次世界大戦後の韓国人不法入国者の送還を韓国に受け入れることが合意され、同時に、日本政府が、韓国政府に対し、日本政府が昭和28年10月15日に久保田代表が行った発言を撤回し、

かつ、昭和32年12月31日付けの合衆国政府の見解の表明を基礎として、昭和27年3月6日に日本と韓国との間の会談において日本側代表が行った在韓財産に対する請求権主張を撤回することを通告し、昭和32年12月31日、日韓全面会談再開発表に関する共同発表（その内容は要旨上記のとおりである。）が行われた。

(オ) 第四次日韓会談

第四次日韓会談は、昭和33年（1958年）4月15日に東京で開始され、基本関係委員会、韓国請求権委員会、「在日韓人」の法的地位に関する委員会（「在日韓人」の国籍処遇委員会）、漁業及び「平和ライン」委員会が設置されたところ、昭和35年（1960年）4月19日に韓国においていわゆる4・19革命が起こるなどしたため、同月25日に終了した。

(カ) 第五次日韓会談の予備会談

第五次日韓会談のための予備会談は、昭和35年（1960年）10月25日に東京で開始され、基本関係委員会、請求権委員会、在日韓国人の法的地位に関する委員会（「在日韓人」の国籍処遇委員会）、漁業及び「平和ライン」委員会が設置され、昭和36年（1961年）5月6日に自由民主党代表団が訪韓したが、同月16日、韓国において朴正熙らによって政権が倒され、当該予備会談が終了した。

(キ) 第六次日韓会談

第六次日韓会談は、昭和36年（1961年）10月20日に東京で開始され、委員会の構成は第五次日韓会談のための予備会談と同じものとされ、同年11月12日に日本の大平正芳外務大臣（大平外務大臣）と韓国の金鐘泌中央情報部長（金中央情報部長）との会談が開かれていたる「金・大平」メモが作成され、昭和39年（1964年）4月6日に終了した。

#### (ク) 第七次日韓会談

第七次日韓会談は、昭和39年（1964年）12月3日に東京で開始され、昭和40年（1965年）2月20日、日本と韓国との間で、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（日韓基本条約）」が仮調印され、同年4月3日には、両国間で関連三協定が仮調印された。

##### イ 日韓基本条約の調印等

その結果、日本と韓国は、昭和40年（1965年）6月22日、日韓基本条約のほか、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本と韓国との間の協定（請求権協定）」、「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定（漁業協定）」、「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定（法的地位協定）」、「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（文化協力協定）」の4協定及び1交換公文を締結し、各種の取決め関係文書を作成した。

#### (2) 本件各文書の保有等

ア 外務省は、上記(1)の日韓会談の議事録、添付資料及び内部検討文書等の公文書として、本件各文書を保有している。

イ 韓国政府は、2005年（平成17年），その保有に係る日韓会談に関する韓国側文書を公開した。

#### (3) 本件開示請求から本件訴えに至る経緯等

##### ア 本件開示請求等

(ア) 原告らは、平成18年4月25日、外務大臣に対し、情報公開法に基づき、別紙4請求文書目録記載の文書についての開示請求（本件開示請求。甲1）をした。

(イ) 外務大臣は、本件開示請求について対象文書を特定したところ、その分量は、行政文書ファイルにして約183冊になると見込まれ、最終的には文書数にして1916通、総開示実施頁数は5万2696ページに

及ぶことが判明した。

(ア) 外務大臣は、平成18年5月25日、原告らに対し、本件開示請求について、情報公開法11条に基づき開示決定等の期限の特例を適用し、同年6月24日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については平成20年5月26日までに開示決定等をする予定である旨の通知（乙A10）をした。

なお、当該通知には、「上記条項を適用する理由」として、「開示対象となる行政文書が著しく大量であり、かつ、担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また、他の事務が著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるため」との記載がある。

#### イ 本件訴えに係る不開示決定等に至る経緯

(ア) 外務大臣は、平成18年8月17日、情報公開法11条に基づき、本件開示請求に係る行政文書の一部（13文書）につき、同法5条3号を不開示理由としてそれぞれの一部を不開示とし、それを除いた部分を開示する部分開示決定をし、原告らに対し、その旨の通知をした。

(イ) 原告らは、平成18年10月2日、行政不服審査法（行審法）6条に基づき、上記(ア)の部分開示決定に対し異議申立てをするとともに、同年12月18日、東京地方裁判所に対し、⑦ 上記(ア)の部分開示決定のうち上記(ア)の行政文書（13文書）の不開示部分に係る決定の取消し及び同部分の開示の義務付けを求めるとともに、⑧ 外務大臣がその余の文書に係る開示決定等をしないことの違法確認及びその開示の義務付けを求める訴え（東京地裁平成18年（行ウ）第703号。別件訴訟①）を提起した。

(ウ) 外務大臣は、上記(イ)の異議申立てを受理し、平成19年3月28日、

上記(ア)の部分開示決定を取り消し、改めて上記(ア)の行政文書（13文書）につき全部開示するとの決定をした。

(イ) 外務大臣は、平成19年4月27日、本件開示請求に係る行政文書の一部（25文書）につき各開示決定等をし、原告らに対し、その旨の通知をした。

(オ) 外務大臣は、平成19年11月16日、本件開示請求に係る行政文書の一部（141文書）につき各開示決定等（このうち26文書については全部又は一部不開示）を行い、原告らに対し、その旨の通知をした。

(カ) 東京地方裁判所は、平成19年12月26日、別件訴訟①において、外務大臣が未開示の行政文書について開示決定等を行わないことが違法であることを確認する旨の判決（乙A19）を言い渡した（同判決については、被告が控訴したが、平成20年5月28日、原告らが、後記ウ(ア)～(ウ)のとおり同月9日までに本件開示請求に係る行政文書の全部につき開示決定等が行われたことを受け、別件訴訟①について訴えの取下げをし、その後被告がこれに同意した。）。

(キ) 原告らは、平成20年4月23日付で、東京地方裁判所に対し、上記(オ)記載の全部又は一部不開示に係る行政文書（26文書）のうち、13文書（全部不開示文書1及び一部不開示文書12）について不開示決定の取消しを求める訴え（東京地裁平成20年（行ウ）第231号。別件訴訟②）を提起した。

別件訴訟②については、⑦ 平成21年12月16日、東京地方裁判所が請求棄却の判決を言い渡し、これに対して原告らが控訴をしたが、① 平成22年6月23日、東京高等裁判所が控訴棄却の判決を言い渡し、これに対して原告らが上告及び上告受理の申立てをしたもの、⑨ 同年10月6日付で、原告らが上告を取り下げ、平成23年5月9日、最高裁判所が上告受理の申立てにつき不受理決定をし、上記⑦の東

京地方裁判所の判決が確定した。

ウ 本件訴えに係る不開示決定等

- (ア) 外務大臣は、平成20年4月18日、本件開示請求に係る行政文書の一部（130文書）につき各開示決定等を行い、このうち5文書（別紙3処分目録の通し番号1-1, 1-2, 1-3, 2-1及び2-2記載の各行政文書）については、それぞれ情報公開法5条3号又は6号に規定する不開示情報が記録されているとして、その一部を開示しない旨の決定をし、原告らに対し、その旨の通知（甲2～4）をした。
- (イ) 外務大臣は、平成20年5月2日、本件開示請求に係る行政文書の一部（584文書）につき各開示決定等を行い、このうち76文書（別紙3処分目録の通し番号1-4～1-58, 2-3～2-21, 3-1～3-8, 4-1, 4-2, 4-6-2及び5-1の各行政文書）については、それぞれ情報公開法5条3号、4号又は6号に規定する不開示情報が記録されているとして、その全部又は一部を開示しない旨の決定をし、原告らに対し、その旨の通知（甲5～24）をした。
- (ウ) 外務大臣は、平成20年5月9日、本件開示請求に係る残り全ての行政文書（1023文書）につき各開示決定等をし、このうち288文書（別紙3処分目録の通し番号1-59～1-259, 2-22～2-109, 3-9～3-48, 4-3～4-6, 4-7～4-11, 6-1～6-3, 8-1及び8-2の各行政文書。以下、上記(ア)記載の5文書及び(イ)記載の76文書も合わせたこれらの行政文書を「本件369文書」という。）については、それぞれ情報公開法5条3号、4号又は6号に規定する不開示情報が記録されているとして、その全部又は一部を開示しない旨の決定をし、原告らに対し、その旨の通知（甲25～97）をした。
- (エ) 外務大臣は、平成20年5月26日、別紙3処分目録の通し番号1-

15(乙A274), 1-94(乙A249), 1-96(乙A250), 1-154(乙A298), 1-170(乙A311)の各行政文書につき追加開示決定をし,原告らに対し,その旨の通知(乙A1の2, A2の2, A3の2, A4の2, A5の2)をした。

(オ) 原告らは,平成20年6月10日,上記(ア)~(ウ)の各不開示決定(ただし,その対象となる行政文書は,本件369文書の外,本件訴訟対象外の行政文書を含む合計520文書である。)に対して異議申立てをした。なお,原告らは,外務省から,異議申立書に行審法上の不備があるとして累次の補正命令を受けたが,補正命令に対する回答は必要ない旨の「回答及び申入書」と題する書面を提出した。

(カ) 原告らは,平成20年10月14日,上記(ア)~(ウ)の各不開示決定(ただし,その対象となる行政文書は,本件369文書である。)の取消しを求め,本件訴えを提起した。

## エ 本件訴えの提起後における追加開示決定

(ア) 外務大臣は,平成22年6月23日,別紙3処分目録の通し番号1-15, 1-65, 1-66, 1-94, 1-96, 1-154及び1-170の各行政文書につき一部追加開示決定をし,原告らに対し,その旨の通知(乙A269)をした。

(イ) 外務大臣は,平成22年8月23日,別紙3処分目録の通し番号1-171, 1-172, 1-174及び1-186の各行政文書につき一部追加開示決定をし,原告らに対し,その旨の通知(乙A326)をした。

(ウ) 外務大臣は,平成23年8月29日,本件369文書のうち,21文書については全部の追加開示決定を,42文書(このうち,本件訴えにおいて不開示部分の取消しを求めるものは,別紙3処分目録の通し番号1-30, 1-125, 1-144, 1-178, 1-182, 1-1

84, 1-195, 1-229, 1-231, 1-232, 1-239,  
1-240, 2-34, 2-70, 2-96, 2-109, 3-18,  
3-30, 3-36, 3-38, 3-43及び3-45の各行政文書である。)については一部の追加開示決定をし,原告らに対し,その旨の通知(乙A414)をした。

(イ) 外務大臣は,平成23年12月21日,別紙3処分目録の通し番号3-41の行政文書につき一部追加開示決定をし,原告らに対し,その旨の通知(乙A490)をした。

(4) 本件各文書及びその不開示部分の内容

本件各文書及びその不開示部分の内容は,別紙5の「前提事実(各論)」欄記載のとおりである(なお,本件各文書の不開示部分の内容は,いずれも,被告主張に係る不開示部分の内容のほか,当該文書の表題及びその前後の開示部分等の間接事実から推認されるものである。)。

(5) 日本と韓国等との間の一般的情勢

ア 日本と韓国との間の懸案事項等

(ア) 竹島問題

a 概要

竹島は, 隠岐諸島の北西約157km, 北緯37度14分, 東経131度52分の日本海上に位置する群島であり, 日本政府は, 遅くとも江戸時代初期に当たる17世紀半ばには, その領有権を確立していたとして, 島根県知事等の意見を聴取した上, 明治38年(1905年)の閣議決定をもって竹島を島根県に編入し, 竹島を領有する意思を再確認した。また, サンフランシスコ平和条約の起草過程において, 韓国がアメリカ合衆国(米国)に対し日本が権利, 権限及び請求権を放棄する地域の一つに竹島を加えるように要望したのに対し, 米国が韓国側の主張を明確に否定しており, さらに, 日米行政協定に基づき

同協定の実施に関する日米間の協議機関として設立された合同委員会においては、竹島について協議され、かつ、竹島が在日米軍の使用する区域としての決定を受けた。

他方、昭和27年（1952年）1月、李大統領は、「海洋主権宣言」を行い、国際法に反する李ラインを一方的に設定し、李ラインの内側の水域（李ライン水域）における漁業管轄権を一方的に主張するとともに、李ライン内に竹島を取り込み、昭和28年（1953年）7月には、海上保安庁の巡視船が、韓国漁船を援護していた韓国官憲から銃撃を受ける事件が発生し、昭和29年（1954年）6月には、韓国内務部は、韓国沿岸警備隊が駐留部隊を竹島に派遣した旨発表した。さらに、同年8月、竹島周辺を航行中の海上保安庁巡視船が竹島から銃撃され、これにより韓国の警備隊が竹島に駐留していることが確認された。韓国は、上記駐留部隊の派遣後も、竹島に引き続き警備隊員を常駐させるとともに、宿舎や監視所、灯台、接岸施設等を構築している。

これに対し、日本政府は、韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、竹島の領有権を日本国が有するとする日本政府の立場からは決して容認できるものではないとして、韓国政府が竹島をめぐり何らかの措置等を行うたびに厳重な抗議を重ねるとともに、その撤回を求めている。

以上のように、竹島については、① 日本政府は、竹島が、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であって、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものでないと主張しているのに対し、② 韓国政府は、歴史的に韓国の領土であるなどと

主張しており、いわゆる竹島問題は、日韓関係における最大の懸案事項の一つとなっている。

竹島問題については、日本の国会審議でも恒常に議論されているほか、韓国においても、韓国駐在の日本国大使館に対して抗議行動が行われるなど、日本及び韓国の政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている。

(乙A11~14)

b 竹島問題についての日韓両政府の交渉等の経緯

(a) 日本政府は、昭和27年(1952年)1月、韓国政府に対し、韓国政府が李ライン内に竹島を含めたことに対する抗議をするとともに竹島に対する韓国の領有権を認めないと旨の口上書を送った。しかし、昭和28年(1953年)5月、島根県の水産試験船が竹島に上陸した韓国人漁夫を発見したことから、日本政府は、同年6月、関係省庁による対策協議の結果、竹島問題対策要綱を決定し、韓国政府に対する口上書による抗議や巡視船による竹島周辺の巡視警戒を実施するなどした。

昭和29年(1954年)6月、韓国内務部は、竹島に沿岸警備船を派遣することを発表し、同年7月には、それに代わって警備隊を常駐させる旨を発表したところ、日本政府は、同年8月、韓国公務員が竹島に駐在していることを確認し、また、韓国竹島警備隊の海上保安庁巡視船に対する銃撃事件が起きたことから、関係省庁で協議の結果、同年9月以降、洋上巡視を実施することとした。

(b) また、日本政府は、竹島問題を平和的手段により解決するべく、昭和29年(1954年)9月、閣議で竹島問題を国際司法裁判所に提訴する方針を決定し、駐日韓国公使に対し、竹島の領有権問題を国際司法裁判所に付託することについて韓国政府の同意を求める

旨の口上書を渡すとともに、外務省情報文化局長談等を発表したが、同年10月、韓国政府は、日本政府に対し、上記提案を拒否する旨の口上書を送付した。

(c) 日韓両政府は、昭和30年（1955年）1月29日の谷・金溶植会談において、日韓問題全体の空気を改善する立場から、竹島問題が他の懸案解決に累を及ぼさないようにするために、竹島問題を日韓会談とは別とすることを合意した。

もっとも、昭和37年（1962年）3月に開催された日韓外相会談において、小坂善太郎外務大臣（小坂外務大臣）は、崔德新韓国外務部長官（崔長官）に対し、竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案したが、崔長官は、竹島は韓国の領土であり、この問題を取り上げることは今次の政治折衝の進展に支障を来すとして、これを受け入れなかつた。

(d) 昭和37年（1962年）9月の日韓会談予備交渉において、日本政府は、韓国政府に対し、「日韓国交正常化と同時に（又は、正常化後直ちに）竹島問題を国際司法裁判所に提訴することを韓国側が約束してくれればよい。」と述べ、また、同年11月12日の大平外務大臣・金中央情報部長会談において、大平外務大臣は、金中央情報部長に対し、「国交正常化後に本件の国際司法裁判所への提訴に応ずることだけはぜひ予約してほしい（提訴及び応訴は国交正常化後となる。）。なお、領土紛争等に関するこの種裁判の先例でも明らかなどおり、提訴から判決まで少なくとも2年内外はかかるので、竹島に関する判決が下るのも国交正常化後、相当期間経過してからとなるわけであり、さしあたり双方の国民感情を刺激するおそれはないという事実を了解されたい」旨の文書を提示してその旨述べたところ、韓国政府（金中央情報部長）から「第三国（米国を

念頭においているようであった。) の調停に任せることを希望する。

第三国が日韓関係を考慮しつつ調停のタイミング及び内容を弾力的に取りはからうことができよう」との回答があった。

さらに、日本政府は、同年12月中旬、韓国政府に対し、①両国の主張を折衷した妥協案としての方策と、②①により問題が解決しない場合には竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案する旨の文書を提示したが、これに対し、韓国政府は、同月21日に開催された日韓予備交渉第20回会合において、日本政府に対し、「第三国による居中調停(mediation)以外に適当な方法は考えられない」と主張した。

(e) その後、日韓会談の諸問題の解決が進展し、昭和40年(1965年)3月24日、佐藤榮作内閣総理大臣(佐藤総理)は、李東元韓国外務部長官(李長官)との会談の際、「竹島問題は現在決まらないとしてもいかなる方向に持っていくかさえはっきりすればよいと考える」と述べ、また、椎名悦三郎外務大臣(椎名外務大臣)も、李長官との会談の際、「3案件(裁判所注:漁業・法的地位・請求権問題)の案文が固まった頃、政治的見地に立って、竹島問題解決の目途をつけ、その上で全てのものを一括調印したい」と述べた。

しかし、同年4月13日に開催された首席代表会談において、韓国の金東祚代表は、「今後の最大難関は竹島問題である。日本側の国際司法裁判所付託はもちろん金鍾泌案の居中調停すら韓国では受け入れられない」と述べた。

(f) 日韓両政府は、日韓条約諸協定案の条文化交渉が最終段階に入った昭和40年(1965年)6月17日から、竹島問題解決のための条文化交渉を開始したが、①対象となる「紛争」の表現方法、②当該紛争を外交上の経路を通じて解決できなかった場合の解決方法

(仲裁又は調停) 等をめぐって対立し、2回にわたる日韓外相会談と佐藤総理・李長官会談を経た上、同月22日、両国間の紛争について外交上の経路を通じて解決できない場合には両国政府が合意する手続に従い調停によって解決を図る旨の紛争の解決に関する交換公文を調印することとなった。

しかしながら、竹島問題については、上記aのとおり、現在もなお日韓間で解決に至っていない。

(g) なお、竹島問題に関して、昭和27年(1952年)1月から昭和40年(1965年)末までに、日本政府は韓国政府宛てに口上書を33回送付し、韓国政府は日本政府宛てに口上書を26回送付した。

(乙A40, A50, A83)

(イ) 日本と韓国との間の国交正常化交渉における重要な懸案事項

a 請求権問題

(a) 請求権問題の概要と交渉経緯

i 請求権問題(以下、財産請求権問題、財産・請求権問題という場合もある。)は、前記のサンフランシスコ平和条約4条(a)の規定に関し、韓国の「対日請求要綱八項目」(乙A279[2~17ページ]参照)をめぐって議論された問題であり、日韓両国が国交を正常化するに当たって解決すべき諸懸案のうちで最も重要かつ困難な交渉案件であった。

ii 韓国政府は、第一次日韓会談から、請求権問題を提起し、その交渉の中で「対日請求要綱八項目」を提案していた。この「対日請求要綱八項目」とは、具体的には、①「朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還請求」、②「日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済の請求」(これは、郵便貯金、国債、朝鮮簡易生命保険

といった朝鮮総督府の外局である朝鮮総督府通信局に関するものも含まれる。），③「1945年8月9日以後韓国から振替又は送金された金員の返還請求」，④「1945年8月9日現在韓国に本社，本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還請求」，⑤「韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債，公債，日本銀行券，被徵用韓人の未収金，補償金及びその他の請求権の弁済の請求」（これには、「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」として、朝鮮人公務員に対しての未払恩給が含まれる。），⑥「韓国法人又は韓国自然人所有の日本法人の株又はその他の証券についての法的認定の請求」，⑦「前記諸財産又は請求権から生じた諸果実の返還の請求」，⑧「前記の返還及び決済は協定成立後即時開始し，遅くとも6か月以内に終了すること」である。

これに対し，日本政府は，韓国政府との間で，財産請求権の法的根拠や事実関係についての交渉を継続したところ（当該交渉の間に「相互放棄案（日韓両国及びその国民の全ての財産及び請求権を相手方への請求権と相互に放棄することによって，日韓間ににおける請求権問題の解決を図る方法）」が示されたこともあった。），財産請求権の法的根拠についての理解の対立，証拠資料の散逸等の事情から，個々の問題の積み上げ方式による解決はほぼ不可能な状態となつた。

しかし，日本政府としては，請求権問題のために日韓両国間の友好関係の確立を遅らせることは，大局的見地からみて適当でなく，また，将来における両国間の友好関係の発展という見地から，韓国の政治の安定，経済の発展に貢献することが必要であるとの考慮から，我が国の財政事情や韓国の経済開発計画のための資金

の必要性をも勘案した上、韓国政府に対し、3億ドルの無償供与及び2億ドルの長期低利の貸付けという膨大な金額の資金供与を行うこととし（以下、当該無償供与等を「対韓経済協力」という。），これと並行して請求権問題を最終的に解決することとして請求権協定を締結した。

この全体的な問題解決の方法の一つとして、請求権協定2条1において、「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、昭和26年(1951年)9月8日にサン・フランシスコ市で署名された平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」との規定が盛り込まれた（以上に関する日韓交渉の具体的交渉経緯の概要のうち、第一次日韓会談以前（昭和26年頃）から第六次日韓会談中の昭和38年7月頃までのものは、通し番号1-18の文書（昭和37年7月1日付け「日韓会談問題別経緯(4)（一般請求権問題）」と題する文書及び昭和38年10月1日付け「日韓会談問題別経緯(4)（一般請求権問題）その2」）と題する文書。乙A188）を、第六次日韓会談以降のものは、日韓国交正常化交渉の記録総説8～12（通し番号1-69の文書（乙A108）、通し番号1-252の文書（乙A83）、通し番号2-34の文書（乙A113）、通し番号3-18の文書（乙B56）、通し番号1-109の文書（乙A37））をそれぞれ参照のこと。）。

(乙A279)

(b) 請求権問題に関するその他の問題

- ① 「船舶引き渡し問題」とは、第二次世界大戦終戦当時に日本沿

岸に存在していた韓国籍船舶の所有権をめぐる問題である。

「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律（昭和22年法律第116号）」は、戦争終結直後、日本沿岸に置き去りにされたと認定された船舶につき、一定期間内に所有者が返還を要求しない場合の売却処分の方法等について定めた法律であり（なお、同法律は、昭和29年（1954年）に廃止された。），司法省と海運総局の間の取決めにより、密航、密貿易事件等の船舶で地方検察庁が捜査・訴訟手続中の船舶であっても適当と認められる場合には、同法により処分することとされ、そのため不法入国に使用された朝鮮籍船舶についても同法により処分されることになった。なお、その後、韓国側から要求のある抑留船については返還することとされた。

また、韓国籍第三鳳丸は、諸事情により、昭和20年（1945年）8月から昭和22年（1947年）4月までの間、日本に残留していたところ、近畿海運局の指示により、海運業者が代理保管を請け負った。そのため、同年7月、当該業者が保管費用の支払を日本政府に求めたが、日本政府は、支払には連合国軍の指示が必要であるなどと主張したため、当該業者は、連合国軍総司令部民間財産管理部にもその斡旋を要請した。

（乙A246）

- ② 「朝鮮半島への帰還者に対する補償金問題」とは、韓国へ帰還する在日朝鮮人に対する「補償金」に係る問題である。
- ③ 「韓国に円系通貨及び日銀券が流通していたことと同国内におけるインフレ発生責任あるいは所持者に対する責任の存否又は関連性の有無という問題」とは、大蔵省により類型化された円系通貨の発行に関連する責任を日本政府が負担する必要があるかとい

う問題である。

④ 「国内補償問題」とは、請求権協定の締結によって、我が国が日本国民の在外私有財産を放棄する場合にも憲法29条に定める補償を行わなければならないか否かという問題である。

⑤ 「日銀券焼却問題」とは、戦前、朝鮮においては日本銀行券（日銀券）が流通していたところ、戦後の米軍占領下において、韓国内にあった日銀券が回収され、昭和21年（1946年）4月及び昭和22年（1947年）1月の2回にわたって焼却されたことから、日本銀行が焼却された日銀券の原所有者に対し補償する責任を負うか否かについて、日本政府部内で議論された問題のことである。

（乙A212）

⑥ 日本と韓国は、サンフランシスコ平和条約の4条(c)の規定（日本国とこの条約に従って日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。）に基づき、日韓間の海底ケーブル（電線）が日韓間で二等分されることになり、具体的な分割点についての技術的細目を別途の取極めにより確定することとなった。

そこで、日本と韓国は、昭和40年（1965年）以降、当該取極めに向けた非公式な協議を行ったが、昭和43年の時点において、分割点の決め方について依然として日韓間で認識の隔たりがあった。

「日本の在外財産の一部をなす海底電線」とは、韓国との間で上記のとおり協議された海底電線である。

⑦ 「在外本店会社の在日財産の帰属問題」とは、韓国に本店を設置していた法人の在日財産の帰属をめぐり、韓国側が同財産の引渡しを要求したことに端を発する問題のことである。

⑧ 日本政府は、昭和26年（1951年）9月に署名されたサンフランシスコ平和条約の規定により、請求権問題の処理につき日韓間で取り決めるに当たって、昭和39年（1964年）4月、外務省において、38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産（具体的には、北緯38度以北で、かつ、朝鮮戦争後の休戦ライン以南であるいわゆる「三角地帯」と呼ばれる地域に存在していた日本の財産）の処理について検討した。

b 漁業権問題

(a) 日韓会談においては、日本海における日韓間の漁業管轄権（一般的には、自国が漁業に関して排他的管轄権を行使することができる水域を意味する漁業専管水域）をめぐる問題が議論され、日韓基本条約とともに締結された漁業協定1条1項に、「それぞれの締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域（以下「漁業に関する水域」という。）として設定する権利を有することを相互に認める。」との規定が盛り込まれた。

その後、日本政府は、平成8年（1996年）に批准した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、沿岸国が自国の排他的経済水域（EEZ）において、海洋生物資源の管理や新たな漁業秩序を確立するため、平成11年（1999年），韓国政府との間で「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（新漁業協定）」を締結した。同協定においては、相互入会い（2条ないし6条），漁業暫定水域の設

定（8条から10条まで及び附属書I），日韓漁業共同委員会の設置（12条）等の事項が定められている。

(b) 日韓会談においては、日韓漁業借款問題（日韓間の漁業の借款に係る問題）も議論され、日本政府は、日韓経済協力の一環として、韓国政府の要望に応じて両国間の漁業協力を積極的に推進するという観点から、請求権協定に関する交換公文において、「1 三億合衆国ドル(三〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇ドル)の額を超える商業上の基礎による通常の民間信用供与が、日本国の国民により締結されることがある適當な契約に基づいて、大韓民国の政府又は国民に対し行なわれることが期待され、これらの信用供与は関係法令の範囲内で容易にされ、かつ、促進されるものとする。」と規定した上で、「2 1の供与には、九千万合衆国ドル(九〇, 〇〇〇, 〇〇〇ドル)の額に達することが期待される漁業協力のための民間信用供与及び三千万合衆国ドル(三〇, 〇〇〇, 〇〇〇ドル)の額に達することが期待される船舶輸出のための民間信用供与が含まれ、これらの信用供与が日本国政府により承認されるに当たっては、できる限り好意的に配慮されるものとする。」と規定した。

(c) 日本政府は、第一次日韓会談が開催された昭和27年（1952年）当時、公海上で操業していた日本漁船が韓国政府官憲等に拿捕され、日本漁船船員が韓国政府に抑留されるという事案が多発したことから、政府部内において日本漁船の警備態勢等の対策を議論し、また、その後の日韓会談においても、このような事案の多発を憂慮し、日本漁船船員抑留問題（在韓抑留漁夫問題）を人道上の問題として早急に解決する方針の下、韓国政府と交渉を進め、その結果、韓国政府に抑留された日本漁船船員と長崎県大村市に所在した外国人収容所（大村収容所）に収容された韓国人刑余者とを相互に釈放

することで韓国政府と合意し、昭和32年（1957年）12月、藤山外務大臣と在京韓国代表部金裕沢大使との間で、相互釈放及び全面会談再開に関する取極文書が調印された（当該取極文書には、日本政府は、第二次世界大戦の終了前から我が国に引き続き居住している韓国人で、大村収容所に収容されている者を釈放し、韓国政府は在韓抑留日本人漁夫を送還し、かつ第二次世界大戦後の韓国人不法入国者の送還を受け入れる旨の了解覚書が含まれていた。）。

そこで、日本政府は、当該了解覚書に基づき、韓国政府との間で、韓国に抑留された日本漁船船員と大村収容所に収容された韓国人刑余者との相互釈放を実施する計画に関する協議が行われた上、昭和33年（1958年）2月、在日韓人刑余者474名全員の国内釈放を完了し、韓国側は、同年5月、取極めの対象となっていた日本人漁夫922名全員の釈放送還を完了した。

なお、その後も、昭和34年（1959年）には、合計10隻、乗組漁夫は101名が拿捕されたとされ、同年7月、在日韓国代表部柳大使は、藤山外務大臣を来訪し、日韓全面会談をできるだけ速やかに無条件再開したいという韓国政府の提案を伝えるとともに、併せて釜山に収容されている日本人漁夫と大村収容所にいる不法入国韓人との「相互送還」をこの際できるだけ速やかに実施することとしたい旨を口頭で申し出た。

### c 文化財問題

#### (a) 文化財問題の概要とその交渉経緯

① 韓国側は、昭和26年（1951年）末の日韓予備会談の際にから日本に所在する朝鮮文化財（古書籍、美術骨董品、考古学資料）の返還に関心を有しており、第一次日韓会談以来、日本に返還を要求する品目を提示し（特に、昭和28年（1953年）5

月には「日本所在韓国国宝美術工芸品目録」と題する書面を提示した。），第六次日韓会談においては、昭和37年（1962年）2月28日、「返還請求韓国文化財目録」を改めて提示するなどした。

これに対し、日本政府及び日本政府関係者（日本側）は、日本に所在する韓国関係の文化財は違法不当な手段により入手されたものと立証し難い等として、これを返還する義務はないことを主張し、請求権問題とは全く別個の観点から、文化交流の一環としてある程度の国有文化財を寄贈するという意思を表明し（なお、昭和32年（1957年）12月30日には、日本政府として日韓交渉を円滑に行うため、「なるべく早い時期に、日本政府は、現在その所有に係る韓国美術品で直ちに引き渡すことが可能なものを韓国に渡すこととしたく、その他の韓国美術品の後日の引渡しについては、全面会談において討議及び処理することとする」旨の閣議決定も行っていた。），昭和37年（1962年）12月26日の日韓予備交渉第21回会合において、「日韓間の文化上の協力に関する議定書要綱案」を提示し、その中で「この議定書の効力発生後、できる限りすみやかに、付属書に掲げる日本国政府所有の文化財を大韓民国政府に対し寄贈するものとする」としたが、具体的にどの品目を引き渡すかを明らかにしなかった。

なお、昭和33年（1958年）4月16日、日本は、上記の昭和32年12月30日付け閣議決定に基づくものとして、韓国に対し、東京国立博物館所蔵の慶尚南道昌寧郡昌寧面校洞出土の文化財106点を引き渡した。

- ② 日韓両政府は、昭和40年（1965年）4月3日、「日韓間の請求権問題解決及び経済協力に関する合意事項」に署名し、そ

の中で要旨「日韓間の文化財問題の解決及び文化協力の増進に関連し、品目その他に付き協議の上、日本より韓国に対し、韓国文化財を引き渡す」とされた。

③ 昭和40年（1965年）4月24日、第七次日韓会談における文化財委員会第1回会合において、韓国側は、昭和37年2月28日に提示した「返還請求韓国文化財目録」につき、改訂意見を提出する意思のないことを表明したのに対し、昭和40年（1965年）4月28日の第2回会合において、日本側は、次回に引渡文化財品目案を提出することを約束した（なお、その後同年5月17日に開催された文化財専門家会合において、日本側は、引渡文化財品目のリストにつき、韓国側提出のリストのうち東京博物館所蔵のものについては、戦前の台帳に基づいていることから今の名称に改める作業を要するなどと説明したのに対し、韓国側は、引渡品目は量より質を、瓦や土器より金属製品を希望し、また、小倉コレクション（小倉武之助所蔵品）のものは欲しいと述べ、更に寺内文庫の書籍、谷井済一所蔵品、市田次郎所蔵品、慶州石窟庵の石仏、石塔、多宝塔の獅子等についての調査成果を求めた。）。

そして、同年6月11日の第3回会合において、日本側は、韓国側に対し、陶磁器（伊藤博文高麗陶磁器103点のうち27点）、考古資料（1括1連を1点として291点）、石造美術品3、図書163部852冊（統監府蔵書11部90冊、曾禰荒助献上本152部762冊）及び遞信関係品目35点につき具体的な品名を明らかにした「日韓間の文化協力に関する議定書付属書」を手交し、韓国側は、これを持ち帰って検討することとなつた。

④ ところが、昭和40年（1965年）6月12日、韓国側は、日本側に対し、上記引渡文化財品目案を不満として抗議し、⑦梁山夫婦塚出土品、慶州路西里215番地古墳出土品、慶州皇吾里第16号古墳出土品、伊藤博文搬出の高麗陶磁器全部のほか、⑧小倉武之助所蔵品、⑨日本に搬出された古典籍のマイクロフィルム等の引渡しに加え、⑩平安南道大同郡大同江面発掘の出土品及び市田次郎・谷井済一所蔵品、石造美術品、石窟庵仏像、石塔、多宝塔石獅子、寺内正毅典籍、書画、仏像をも要望し、さらに、「朝鮮総督府によって搬出されたもの、特に先に日本側が引渡しを約束した梁山夫婦塚出土品を除外したことは文化財一切をもらえないのと同じである。慶尚道出土や高麗時代墳墓出土のものは出土経緯等不明であり、学術的価値が低い。東洋館に陳列することを理由とするのは、納得されない。日本には立派な高麗焼きが多く残っているのだから、伊藤博文高麗陶器は全部欲しい。議定書の中に『私有のものでも政府が管掌して出させることを努力する』旨記入し、その摘要としてリストに私有のものを入れてほしい」と述べた。

そして、同月15日の第4回会合において、韓国側は、「日本案に記載された引渡品目には当然に含まれなければならない、また、これまで韓国側が要望してきた重要品目が引かかれていることは遺憾に耐えないものであり、この点日本側の再検討を強く要望する」旨を述べた。

また、同月16日の第5回会合において、日本側は、引渡品目録について説明し、韓国にあって日本にないものを最小限度残したこと、特に目前に開館が迫っている東洋館に韓国に由来する優秀なものを入れることにした結果であることを説明したが、韓国

側は、「日本案に記載された引渡品目には当然に含まれなければならぬ、また、これまで韓国側が要望してきた重要品目が引かれていることは遺憾に耐えないものであり、この点日本側の再検討を強く要望する」旨を述べ、上記と同様の要望を繰り返すなどした。

⑤ 昭和40年（1965年）6月17日、日韓両政府は、ヒルトンホテルで文化財引渡品目についての交渉を行ったが、韓国側の強い要望が繰り返されるなどし、後宮アジア局長が出て新しい展開を計った結果、慶州路西里・皇吾里の出土品全部、伊藤博文陶磁器は日本側に6点を残してその余の全部97点、慶尚南北道所在墳墓その他遺跡から出土したものは6点を日本側に残してその余の全部を韓国側に引き渡すことになり、その代わりに夫婦塚出土品は日本側に残すこととなった。

その際、日本側は、韓国側から要望されていた日本に伝来の韓本国のマイクロフィルムを引き渡すことを考慮している旨を伝え、同月19日、韓国側に対し、宮内庁書陵部及び内閣文庫にある書籍243部2319冊を選んだリストを提示し、文化協力協定とは別に日本側が韓国側にマイクロフィルムを贈与することになった。

⑥ 日韓両政府は、以上の引渡品目に関する交渉と並行して協定案に関する交渉も行い、具体的には、昭和40年（1965年）6月15日、日本側は、韓国側に「文化上の協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」案を手交したところ、同日の第4回会合において、韓国側から「大韓民国と日本国間の文化財問題解決及び文化協力に関する議定書要綱案」（韓国語及び日本語訳文）を手交されたことから、同月17日、上記韓国側の要綱案を修正し

て「日本国と大韓民国との間の文化協定（案）」を作成し、これを韓国側に提示して韓国側と交渉し、また、私有文化財の引渡しに関する点についても韓国側と交渉を行い、いずれの点についても同月 19 日までに合意に至った。

(以上につき、乙 A 37, A 108, A 123, A 254, A 298)

(b) 文化協力協定の締結とこれに基づく文化財の引渡し等

日本政府は、昭和 40 年（1965 年）6 月 22 日、文化協力協定を締結して文化協力協定附属書記載の一部の文化財を韓国政府に引き渡すことを合意し、その後、文化協力協定に基づく当該文化財の引渡しを全て完了した。

日韓政府は、文化協力協定の締結に際し、上記(a)のとおり私有の文化財についても議論したところ、当該議論を踏まえて合意された議事録に「韓国側代表は、日本国民の私有の韓国に由来する文化財が韓国側に寄贈されることになることを希望する旨を述べた。日本側代表は、日本国民がその所有するこれらの文化財を自発的に韓国側に寄贈することは日韓両国間の文化協力の増進に寄与することにもなるので、政府としてはこれを勧奨するものであると述べた。」と記録された。

(c) 文化協力協定締結後の事情

韓国においては、文化協力協定の締結後も、日本に所在する朝鮮半島由来の文化財に対する関心が高かったところ、日本は、平成 22 年 8 月、菅直人内閣総理大臣談話として、未来志向の日韓関係を強化する観点から、朝鮮半島由来の図書の引渡しを行う旨を発表し、同年 11 月、当該談話に基づき日韓図書協定に署名し、平成 23 年 6 月、日韓図書協定が発効した。

韓国国内においては、日韓図書協定を契機として、文化財問題に

についての関心が高まっており、様々な議論がされているが、日本国内に存在する朝鮮半島由来の文化財の種類・数量については意見が分かれている。

(乙A385～A408)

d 在日韓国人の法的地位に関する問題

(a) 「在日韓国人の法的地位問題」は、多年にわたり日本に居住している韓国国民（在日韓国人）が日本の社会と特別な関係を有するに至っていることを考慮し、在日韓国人が日本の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにするため、「在日韓国人の法的地位に関する委員会」において協議されていた問題である（この在日韓国人の法的地位に関する委員会では、永住権を付与する者の範囲、永住目的で韓国に帰還する者の持ち帰り財産の問題等、法的地位問題全般にわたって討議が行われた。）。

日韓会談においては、第4次会談以降、「在日韓国人の法的地位に関する委員会」が設置され、「在日韓国人の法的地位に関する問題」について議論され、日本政府は、昭和40年（1965年）6月、韓国政府との国交正常化交渉に伴い、在日韓国人が日本の社会と特別な関係を有するに至っていることを考慮し、在日韓国人が日本の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにするため、韓国政府との間で、「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓協定」を締結した。

上記協定に基づき、昭和63年以降、日韓両国政府間で協議が重ねられ、平成3年1月、日韓両国外相は、「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する方針を定めた覚書」に署名した。

上記覚書の実施状況を確認するため、平成3年以降ほぼ毎年、日韓両国の外交当局間（局長レベル）において、在日韓国人の地位に

関する協議が実施されている。

(b) 「国籍待遇問題」は、「在日韓国人の法的地位問題」に関連する問題であって日韓間における懸案の一つであり、昭和27年（1952年）2月に開催された第一次日韓会談において議題として提起された。

昭和28年（1953年）4月の第二次日韓会談開催に先立ち、日本側政府部内での打合せにおいて、国籍待遇問題について意見交換が行われ、韓国系と北朝鮮系からなる在日朝鮮人の国籍について、韓国籍の付与、北朝鮮籍の付与又は我が国への帰化の選択肢等につき議論が交わされた。

(c) 日本政府は、韓国に帰国を希望する在日韓国人が韓国に定住することを促進するため、日本政府が韓国政府に援助を行うことを提案すること（韓国への帰還を希望している在日韓国人等に対する財政支援等補償問題）についても政府部内で議論しており、昭和34年（1959年）9月から10月にかけて、韓国政府の要求を踏まえ、米国政府との間で、韓国への帰還を希望している在日韓国人に一定額の財政支援を行うことについて、具体的な金額を挙げて協議を行った。

（乙A143）

(ウ) 日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界確定

日韓間においては、かねてから排他的経済水域（EEZ）の境界画定がされていなかったことなどから、日本政府は、国連海洋法条約締結のための作業を進める中、平成8年3月に開催された日韓首脳会談の際、両国首脳間において領有権問題と切り離してEEZの境界画定を促進することで一致し、現在に至るまで11回の交渉が行われた。

イ 日本と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との間の国交正常化交渉等

### (ア) 北朝鮮帰還問題

北朝鮮帰還問題とは、在日朝鮮人の北朝鮮への帰還に関する日本政府の対応に関する問題であり、朝鮮戦争休戦協定が成立した昭和28年（1953年）前後から、一部在日朝鮮人から北朝鮮への帰還の要望が聞かれるようになり、その後、昭和33年（1958年）にかけて在日朝鮮人総聯合会を中心に集団帰国運動が台頭する中、同年2月、日本政府は、閣議で、在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題が専ら基本的人権に基づく居住地選択の自由という国際通念に従って処理されるべきものであるという原則を確認し、これを受け、昭和34年（1959年）8月、北朝鮮に帰還する希望を有する朝鮮人を大量かつ短期に帰還させるための臨時措置として、日朝両赤十字代表において、「日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定」を調印した。

同年12月、当該協定に基づいて、帰還第1船が出港し、同年末までに前後3回にわたって帰還が実施された。なお、当該協定は、昭和42年（1967年）11月まで存続した。

### (イ) 日朝平壤宣言

日本は、北朝鮮との間で、平成3年（1991年）、日朝国交正常化交渉本会談を開始したが、平成14年（2002年）9月17日には、日朝平壤宣言（これには、日本及び北朝鮮は、①この宣言に示された精神及び基本原則に従い、国交正常化を早期に実現するため、平成14年（2002年）10月中に日朝国交正常化交渉を再開すること、②国交正常化交渉において、日本側が北朝鮮側に行う経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議すること、③国交正常化を実現するに当たっては、昭和20年（1945年）8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民の全ての財産及び財産権を相互に放棄するとの基本原則に従

い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議すること、④在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議すること、⑤核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認するとともに、安全保障に関わる問題について協議を行っていくこと等が規定されている。）を行った。

（乙A15）

#### ウ 日米関係

##### （ア） 小笠原諸島問題

小笠原諸島の島民は、第二次世界大戦中、内地疎開を命じられ、軍属として小笠原諸島に残留した島民も、第二次世界大戦終戦後、米軍によって小笠原諸島から引き揚げさせられた。その後、昭和21年（1946年）に、欧米人系を祖先とする一部の島民は、小笠原諸島に帰島することが許されたが、それ以外の旧島民は、小笠原諸島が昭和27年（1952年）4月のサンフランシスコ平和条約の発効後米国海軍の管轄下にあつたため、安全保障上の必要を理由として帰島を許されなかつた（この小笠原諸島の島民の帰島に係る問題が小笠原帰島問題である。）。

小笠原諸島旧住民に対する補償問題とは、疎開を命じられた旧小笠原諸島島民に対する補償に係る問題であり、日米交渉（昭和31年（1956年）3月のダレス米国国務長官の来日、昭和32年（1957年）12月の藤山外務大臣とマッカーサー駐日米国大使との会談を含む。）の結果、昭和36年（1961年）、旧島民の請求権の解決として、米国側より600万ドルが支払われ、小笠原諸島は、昭和43年（1968年）6月に米国から日本に返還された。

##### （イ） 沖縄軍用基地問題

沖縄軍用基地問題とは、サンフランシスコ平和条約発効後における沖

繩の米軍軍用地の新たな使用権原をめぐる問題であり、昭和20年（1945年）8月から昭和27年（1952年）4月のサンフランシスコ平和条約の発効後も米軍の占領下に置かれた沖縄においては、民有地の米軍軍用地への接收のほか、接收した土地の対価の支払方法等が問題となり、昭和32年（1957年）6月の岸信介内閣総理大臣（岸総理）の訪米、同年12月の藤山外務大臣とマッカーサー駐日米国大使との会談、昭和33年（1958年）3月のロバートソン米国国務次官補の訪日、同年6月から7月にかけての沖縄軍用地問題に関する日米間協議が行われたほか、沖縄から代表団が訪米するなど、米国との間で協議が行われており、現在もなお日米間における懸案事項になっている。

#### エ 日ソ（現在の日ロ）関係

北方領土問題とは、先の大戦末期の昭和20年（1945年）8月9日、ソヴィエト社会主義共和国連邦（ソ連）が、当時まだ有効であった大日本帝国及ソヴィエト社会主義共和国連邦間中立条約に違反して対日参戦し、今日に至るまでソ連及びロシア連邦（ロシア）による北方四島の不法占拠が続いている問題である。

現在、日本政府は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという基本の方針に基づいて、ロシア政府との間で交渉を行っている。

## 2 争点

### （1）本件各処分の適法性について（本案の争点）

ア 情報公開法5条3号、4号及び6号該当性の審査方法及び主張立証責任の所在等

イ 本件各処分に係る不開示文書又は不開示部分の不開示情報該当性

### （2）本件義務付けの訴えの適法性について（本案前の争点）

### （3）本件義務付け請求に係る請求認容（本案）要件（行政事件訴訟法37条の3第5項）該当性について（本案の争点）

### 3 争点に関する当事者の主張の要旨

- (1) 争点(1)ア（情報公開法5条3号、4号及び6号該当性の審査方法及び主張立証責任の所在等）について  
(被告の主張の要旨)

#### ア 情報公開法5条3号該当性について

(ア) 情報公開法5条3号は、不開示情報として「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」（国の安全等に関する情報）を規定している。

これは、我が国の安全、他国との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することが国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、これらの利益を十分に保護する必要があることから定められたものであり、① 要綱案の段階においては「開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報」という表現が用いられていたが、このような情報については、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴い、また、対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要するといった特殊性があり、諸外国においても他の情報と異なる特別の考慮が払われている場合が少くないし、上記の文言による表現では、行政機関の長の裁量を尊重する趣旨であるかが必ずしも明らかでないという疑義が生じたことから、上記規定のとおりの文言に改められたこと、② 同号の規定が同条1号、2号、5号及び6号とは異なる文言で規定されたこと、③ 以上の点についての国会における審議内容（特に、平成10年5月27日第142回国会

衆議院内閣委員会〔第10号7ページ〕塩野宏参考人、同月15日第142回国会衆議院内閣委員会〔第9号10ページ〕瀧上信光総務庁行政管理局長、平成11年3月11日第145回国会参議院総務委員会（甲102）瀧上信光総務庁行政管理局長）等に照らすと、同条は、不開示情報の開示禁止を規定したものであり、同条3号に定める国の安全等に関する情報の該当性の判断には、行政機関の長に広範な裁量権が付与されていると解すべきである。

そうすると、同号該当性の司法審査においては、裁判所は、同号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうか、すなわち、行政機関の長が当該処分を行うにつき裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったと認められるかどうかを判断するという審査方法によるべきであり、同号該当性については、不開示決定の取消しを請求する原告らにおいて、上記のような裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的な事実を主張立証しなければならないと解すべきである。

- (1) また、情報公開法が開示請求権の主体を「何人も」と規定していること（3条）等に照らすと、行政機関の長としては、情報公開法5条各号所定の「おそれ」が生じるか否かを判断するため、ある行政文書を開示した場合に生じ得る支障につき、あらゆる事態を想定し、あらゆる角度から検討を加えることは当然であるから、ある情報を公にすると支障が生じるかどうか、いかなる支障が生じるかの判断は、当該情報が不特定者に開示され、利用されることを想定した一般的なものとならざるを得ない。

情報公開法5条は、① その文理上、不開示情報該当性の判断要素として、「行政事務の種類等の事項的要素」及び「開示することによる支

障を個別具体的に判断するための定性的要素」を組み合わせることを基本としており、原告ら指摘に係る時間的要素を考慮要素に含めておらず、また、同条の立法過程において一定年数後は開示するという規定を設ける必要もないし適切でもないとされたことのほか、⑦外務省が平成13年4月に制定し、平成18年3月に改正した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準」（外務省情報公開法審査基準）は、20年を経過した公文書を歴史的文書とみなして原則として自動的に公開の対象とする旨の規定を有していない上、そもそも行政庁内部の準則にすぎず、また、①外務省が制定した「外交記録公開に関する規則」も、保存期間を満了した行政文書を外交史料館に移管するに当たっての手続を定めたものにすぎないから、いずれも同条各号の解釈に影響を与えるものではないことを併せ考慮すれば、同条3号の該当性の判断に当たり、長時間が経過した文書であることを考慮することは、同条の文理及び立法趣旨に反するというべきであり、②開示請求に対して行政機関の長が採るべき措置を定めた情報公開法9条の文理も併せ考慮すれば、被告において、長期間の時間を経てもなお現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した理由を主張立証する必要はないというべきである。

#### イ 情報公開法5条4号該当性について

(ア) 情報公開法5条4号は、不開示情報として「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」（公共安全秩序維持情報）を規定している。

これは、同条3号所定の情報と同様、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持という利

益を十分に保護する必要があることから定められたものである。

そうすると、同条4号該当性の司法審査においては、上記アと同様、同号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるか否かについて審理・判断するのが適当であり、同号該当性については、同号の該当性を否定する原告らが、上記のような裁量権の範囲の逸脱又は濫用があつたことを基礎付ける具体的な事実を主張立証する責任を負うというべきである。

(イ) 情報公開法5条4号の該当性の判断に当たり、ある情報を公にすると支障が生じるかどうか、いかなる支障が生じるかの判断は、当該情報が不特定者に開示され、利用されることを想定した一般的なものとならざるを得ないこと及び長時間が経過した文書であることを考慮することが同条の文理及び立法趣旨に反することは、同条3号の場合と同様である（前記ア(イ)参照）。

#### ウ 情報公開法5条6号該当性について

(ア) 情報公開法5条6号は、不開示情報として「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（事務事業情報）を規定し、「次に掲げるおそれ」として「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）、「契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（同号ロ）、「調査研究に係る事務に關し、その

公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（同号ハ）、「人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（同号ニ）、「国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ」（同号ホ）を規定している。

これは、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務又は事業の情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しいため、各機関に共通して見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げた上で（同号イからホまで）、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

そして、情報公開法が開示請求権の主体を「何人も」と規定していること（3条）等に照らすと、行政機関の長としては、同法5条6号所定の「おそれ」が生じるか否かを判断するため、ある行政文書を開示した場合に生じ得る支障につき、あらゆる事態を想定し、あらゆる角度から検討を加えることは当然であるから、ある情報を公にすると支障が生じるかどうか、いかなる支障が生じるかの判断は、当該情報が不特定者に開示され、利用されることを想定した一般的なものとならざるを得ない。

以上を踏まえ、同号の該当性については、被告において、当該行政文書に情報が記録されていること、当該情報が同号所定の不開示情報に該当することを主張立証すれば足りるものと解される。

- (イ) 開示請求に対して行政機関の長が採るべき措置を定めた情報公開法9条の文理等に照らすと、被告において、不開示とされた情報が、開示さ

れた情報と比較して、どのような点で公共の安全又は秩序の維持及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかを具体的に特定すべきことは必要ないというべきである。

(原告らの主張の要旨)

ア 情報公開法 5 条の解釈について

情報公開法は、5 条本文から明らかなように、開示請求に係る行政文書の「原則開示、例外不開示」を基本理念としているところ、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を不開示とする理由があるか否かは、上記基本理念に照らし、「開示することにより得られる利益」と「不開示とすることにより得られる利益」とを比較衡量し、前者が大きければ開示し、後者が大きければ不開示とすべきであり、同条各号に規定する不開示情報は、その利益衡量のメルクマールとして着目すべき点を規定したものである。

そして、情報公開法が定める情報公開請求権は、憲法 21 条で国民に保障されている「知る権利」を具体的の権利として保障したものであり、情報公開法の基本理念からしても、優越的価値を有することに照らすと、上記各利益の比較衡量においては、情報公開請求権を具体的に実現する方向に導く「開示することにより得られる利益」は、「不開示とすることにより得られる利益」に比べて優越することになる。

そこで、情報公開法 5 条各号所定の不開示情報の該当性については、その該当性を主張する被告において、「不開示とすることにより得られる利益」が「開示することにより得られる利益」を上回ることを具体的かつ詳細な事実を主張し、具体的に立証しなければならないと解すべきである。

イ 情報公開法 5 条 3 号該当性について

(ア) ①情報公開法の成立過程（行政改革委員会行政情報公開部会において、諸外国及び地方公共団体の情報公開制度の運用状況や判例等の状況を調査し、行政機関や多数の関係団体等の幅広い意見聴取を経て策定され、

行政改革委員会において、更に調査審議を行った結果、内閣総理大臣に対し「情報公開法制の確立に関する意見」（甲100）として意見具申された「情報公開法要綱案の考え方」（乙A378）及び「情報公開法要綱案」で指摘された見解、総務省が保有する「情報公開法案検討用素案からの変更点について」（甲101の4）及び「説明結果概要」（甲101の2）に残された情報公開法案（素案）をめぐっての総務省の立法担当官と内閣法制局担当官とのやりとりを含む。）にみられる開示・不開示の基本的枠組み、②情報公開法の条文の構造及び規定の仕方を踏まえれば、情報公開法5条各号所定の不開示情報には、その規定の表現に多少の差異があったとしても、公開の原則と非公開とすべき例外とを逆転するような意図は含まれていないから、同条各号の規定は、開示禁止規定ではなく、開示義務の免除規定にすぎないと解すべきであり、また、行政機関の長の判断について、特段の裁量権の行使を前提としたり、その裁量権の範囲を区別したりする目的はない（特に行政機関の長に広範な裁量権を与えるものでないことについては、「行政透明化チームとりまとめ」（甲155）及びその前提となった「『情報公開制度の改正の方向性について』に関する論点整理（三訂版）」（甲158）中の意見や今般の情報公開法の改正内容等に照らして明らかである。）。また、原告らは、開示請求を拒否された行政文書を見ることができない以上、行政機関の長が不開示決定を行うにつき裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実を主張立証することは、不可能を強いるに等しい。むしろ情報公開法によって情報公開請求権が認められている以上、一般論として、同法5条3号に関して行政機関の長の第一次な判断を尊重することとされているとしても、情報公開請求権者の開示請求を拒否するための同号の不開示情報に該当することの主張立証責任は、行政機関の長（被告）にあるというべきである。

そして、情報公開法5条3号該当性の司法審査においては、行政機関の長の第一次的な判断が合理性を有するかどうかを被告の具体的な事実の主張立証に基づいて判断するべきであり、具体的には、行政機関の長において、まず、その前提とした事実関係及び判断の過程等、その判断に不合理な点のないことを相当の根拠に基づいて主張立証する必要があり、これを尽くさない場合には、行政機関の長のした判断が裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものであることが事実上推認されるというべきである。

(イ) 被告が行うべき上記(ア)の主張立証においては、不開示処分に係る行政文書に記録された情報が情報公開法5条3号所定の事項に関するものであることをその種類や内容を具体的に特定すべきであり、また、同号の「おそれ」については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるというべきであるから、当該情報を公にすることにより、どのような同号所定のおそれがあるかを具体的に示した上、それが深刻かつ確実なものであることを明らかにすべきである。

また、①国際文書館評議会（International Council on Archives（ICA））。日本の国立公文書館も昭和47年（1972年）に加入している。）の第6回大会の決議・勧告・要望において言及されている「外交文書は、原則としてそれが発生してから30年以内に公開しよう」といういわゆるICA30年公開原則が公文書管理の在り方等に関する有識者会議の最終報告でも確認されていること、②外務省情報公開法審査基準は、時の経過及び社会情勢の変化を考慮する旨、すなわち、ICA30年公開原則を踏まえなければならないことを自ら定めていること、③日本の外交文書記録公開制度は、ICA30年公開原則を基礎として、戦後の我が国外交の足跡について国民の理解を求め、それを深めるという趣旨に基づき、原則として30年を経たものは一部の例外を

除いて一般的に公開することとしていること等を踏まえると、情報公開法5条3号該当性の判断に当たっては、同号の「おそれ」又は「相当の理由」の解釈の際に、長期間の時間経過を当然にしんしゃくすべきであり、時の経過があってもなお不開示とすることにより得られる利益が開示することにより得られる利益を上回ることを基礎付ける事実を具体的に明らかにすべきである。

#### ウ 情報公開法5条4号該当性について

- (ア) 情報公開法5条4号の「公共の安全と秩序の維持」とは、既に終了した過去の公共の安全と秩序の維持ではなく、現在又は将来の公共の安全と秩序の維持を意味し、また、「支障を及ぼすおそれ」は、その有無を客観的に判断するため、具体的に特定されなければならない。
- (イ) 情報公開法5条4号該当性については、同条3号該当性で述べたところと同様の理由から、一般論として、同条4号に関して行政機関の長の第一次な判断を尊重することとされているとしても、情報公開請求権者の開示請求を拒否するための同号の不開示情報に該当することの主張立証責任は、行政機関の長（被告）にあるというべきであり；その司法審査においても、行政機関の長の第一次的な判断が合理性を有するかどうかを被告の具体的な事実の主張立証に基づいて判断されるべきであり、行政機関の長において、まず、その前提とした事実関係及び判断の過程等、その判断に不合理な点のないことを相当の根拠に基づいて主張立証する必要があり、これを尽くさない場合には、行政機関の長のした判断が裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものであることが事実上推認されるというべきである。
- (ウ) 被告が行うべき上記(イ)の主張立証においては、不開示処分に係る行政文書に記録された情報が情報公開法5条4号所定の事項に関するものであることをその種類や内容を具体的に特定すべきであり、また、同号

の「おそれ」については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるというべきであるから、当該情報を公にすることにより、どのような同号所定のおそれがあるかを具体的に示した上、それが深刻かつ確実なものであることを明らかにすべきである。

また、同号の該当性判断に当たっても、同条3号の場合と同様の理由から、「おそれ」又は「相当の理由」の解釈の際に、長期間の時間経過を当然にしんしゃくすべきであり、時の経過があってもなお不開示することにより得られる利益が開示することにより得られる利益を上回ることを基礎付ける事実を具体的に明らかにすべきである。

そして、同号の「公共の安全と秩序の維持」とは、前記(ア)のとおり、現在又は将来の公共の安全と秩序の維持を意味するから、被告において、約半世紀前の情報がどのような意味で現在又は将来の公共の安全の維持に支障を及ぼすかという関連性を具体的に主張立証すべきである。

## エ 情報公開法5条6号該当性について

情報公開法5条6号の①「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれを判断すべきとする趣旨であり、②「当該事務又は事業の適正な遂行」とは、既に終了した過去の当該事務又は事業の適正な遂行ではなく、現在又は将来の当該事務又は事業の適正な遂行を意味し、③「支障を及ぼすおそれ」は、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、当該事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を考慮した上で「当該事務又は事業の適正な遂行」といえるものである必要がある。また、「支障」は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性

では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であるから、「支障のおそれ」は、その有無を客観的に判断するため、具体的に特定されなければならない。

(2) 争点(1)イ（本件各処分に係る不開示文書又は不開示部分の不開示情報該当性）について

被告は、本件各文書がいずれも外務省が作成した韓国及び北朝鮮をめぐる外交問題に関する文書であり、外交問題については、一般的に、外交交渉を円滑に推進するため、いわゆる水面下での交渉や事前準備のための内部における多角的かつ多面的な分析、検討及び協議が実施されているのが通常であり、これらの交渉や協議等は秘密裡に進めなければ、外交交渉が成功しないことが多く、必然的に、これらの交渉や協議等の内容を記録した文書は外交機密を含む内容になると想定される上、本件各処分の理由を7種類に分類し（なお、当初はこれを8種類に分類していたが、公文書に記録された情報が、個人の情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、公にすることにより、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、情報公開法5条1号、6号に該当するとの理由（不開示理由7）による不開示決定の取消しの訴えは、既に取り下げられたため、当該理由を除いている。），各種類ごとに不開示理由を次のとおり主張する。すなわち、本件各処分に係る不開示文書又は不開示部分につき、① 韓国との間での交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国の立場を不利にするおそれがあるから、同条3号に該当する（不開示理由1）、② 政府部内での検討の様子等が子細に記されており、公にすることにより、他国等との信頼関係を損ねるおそれがあるほか、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、同条3号、6号に該当する（不開示理由2）、③ 現在においても日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が

子細に記されており、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるから、同条3号に該当する（不開示理由3）、④公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、同条4号、6号に該当する（不開示理由4）、⑤公表の慣行のない国の機関の連絡先であって、公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、同条6号に該当する（不開示理由5）、⑥政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全を害するおそれがあり、また、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、同条3号、4号、6号に該当する（不開示理由6）、⑦公にする慣行のない個人の情報であり、また、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるから、同条1号、3号に該当する（不開示理由8）と主張する。

そこで、本件各処分に係る不開示文書又は不開示部分につき、総論として、上記不開示理由ごとに、特に当該不開示理由に共通する事項又は複数の行政文書にまたがる事項についての当事者の主張の要旨を摘示した上、個々の行政文書ごとに固有の当事者の主張の要旨を摘示することとする。

## ア 総論

### (ア) 不開示理由1について

#### (被告の主張の要旨)

a 本件各文書の不開示理由1に係る不開示部分に記録されている情報は、日韓国交正常化交渉に関連し、文化財問題、法的地位問題、請求権問題等について行った韓国側との交渉の様子やその評価、政府内部での検討の様子、日本政府の具体的見解等を含むから、これを公にすれば、今後想定される北朝鮮との日朝国交正常化交渉等において、北

朝鮮側に日本政府の立場の交渉上の戦術等の「手の内」を明かすことにつながり、日本政府の交渉上の立場を不利にする蓋然性が極めて高いというべきであり、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあり、情報公開法5条3号の不開示情報に該当する。

b 手の内論について

(a) 北朝鮮は、サンフランシスコ平和条約の発効に伴い日本国から分離した地域であるという歴史的経緯及び法的地位において韓国と同じであり、いまだ国交関係が樹立されていなかった日韓会談当時の日韓両国間に存在していた法律関係は、現在の日朝両国間における法律関係と極めて類似している。

実際、将来、日朝間で実施されることになる日朝国交正常化交渉において取り扱われる問題は、請求権問題、経済協力問題、在日朝鮮人問題及び文化財問題等であり、日韓国交正常化交渉に関する問題とほとんど同一である。

そうであるとすれば、本件各文書に記録されている情報のうち、日韓国交正常化交渉の当時に日本政府部内で検討した事項及びその内容や収集した具体的なデータ並びに当時の韓国政府との外交交渉のやり取りの詳細な内容等が公になれば、北朝鮮側がその内容を知り得ることになり、今後の対北朝鮮外交において、日本政府が不利な立場に立つ蓋然性は高いことが明らかである。

(b) これに対し、原告らは、「半世紀以上も前」という時間的経過のみを理由として又は日韓会談当時と現在の日朝関係をめぐる国際情勢や日本政府の歴史認識とを比較するという独自の視点から、日韓会談当時に検討された内容は将来における日本政府の日朝正常化交渉等北朝鮮との外交関係に何の影響を及ぼさない旨主張する。

しかし、上記(a)のとおり、原告らの上記主張は、当時の日韓関

係と現在の日朝関係との類似性を無視しており、また、日韓国交正常化交渉後の独自の視点に基づく状況の変化をもって、請求権問題に関する検討内容の「手の内」としての有効性が失われていると一面的に主張するものであり、合理的な理由に基づくものではない。

したがって、原告らの上記主張は、本件各処分のうち不開示理由1に係るものに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的な事実を主張立証したものとはいえないことは明らかである。

c 韓国政府による日韓会談に関する文書の公開について

本件各文書は、韓国政府が認識し得ない日本政府部内で検討、協議された資料等を含んでいるから、韓国政府によりその保有に係る日韓会談に関する文書が公開されているとしても、本件各文書の情報公開法5条3号の不開示情報該当性は否定されない。

d 日朝平壤宣言について

請求権問題と経済協力問題は、いずれも、日本政府の予算が関係する問題であるという点で共通しており、今後の日朝国交正常化交渉において、日本政府が北朝鮮との間で個別具体的な事項について協議等を要することになる問題であるから、既に解決済みの問題などといえるものではない。

したがって、財産・請求権を相互放棄するとの日朝平壤宣言を前提としても、日朝間の経済協力問題に関する外交交渉においては、日本政府部内で検討した日韓会談当時における請求権問題についての試算及び検討内容が重要な資料となり得るのであり、北朝鮮にとっては、日朝国交正常化交渉において、日本政府に対し、経済協力資金等として要求する金額の「相場」を把握するための材料となる。

e 試算方法について

外交交渉におけるこの種の試算に当たっては、種々様々な考慮要素を勘案した上、政治情勢や今後の両国間の関係等をも踏まえて行われるから、過去に、日本がいずれの試算方法を韓国との間で検討したかが明らかとなれば、日本の外交当局が北朝鮮との関係で用い得る試算方法が限局されたものにならざるを得ず、日本の交渉材料はそれだけ失われ、ひいては国益を損なうことになりますからねない。

また、半世紀前の日韓国交正常化交渉当時の検討内容は、請求権問題の歴史的な性格上、依然として重要な価値を持つことが明らかである。

f 請求権問題に係る金額等の交渉経緯と米国の影響について

原告らは、請求権問題に係る金額等の交渉経緯に関する不開示部分について、米国の意向・影響力で決まった金額及び試算方法等であることを理由として情報公開法5条3号の不開示情報に該当しない旨を主張する。

しかし、上記事情は、これにより同号の不開示情報該当性が失われる根拠が明らかでなく、また、これは請求権問題の交渉過程における米国の意向・影響力に関する原告らの認識にすぎないから、当該不開示部分を不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用を基礎付ける具体的な事実にも当たらない。

g 在日韓国人問題について

現在においても、日韓間においては在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協議が継続的に行われており、平成23年(2011年)6月には「第19回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」が開催され、特別永住者に当たる在日韓国人の待遇(外国人登録法関係の問題、地方公務員採用の問題、公立学校の教員採用の問題、教育問題等)について議論が行われた(乙A451)。

北朝鮮についても、同様に、平成14年(2002年)の日朝平壤宣言において、在日朝鮮人の地位に関する問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することされている。

このように、在日韓国人を「特別永住者」として処遇することとされた現在においてもなお、日韓国交正常化交渉中に検討された在日韓国人の法的地位に関する日本政府の見解は、韓国側と協議を行う上でも、また、北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上でも、日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得るから、これらの情報を公にすれば、日本政府が韓国及び北朝鮮と交渉するに当たって不利益を被るおそれがある。

(原告らの主張の要旨)

a 情報公開法5条3号の「他国との交渉上不利益を被るおそれ」の有無を判断するに当たっては、①「交渉」の相手方が問題となっている会談の相手国又はそれ以外の第三国のいずれであるか、②問題となっている事項が、現在も交渉が継続している事項又は解決済みの事項のいずれであるかを区別すべきである。

これを本件各文書についてみると、北朝鮮との関係では、将来、日韓会談と類似の交渉が行われる可能性があるとしても、日韓会談としては交渉の相手方及び交渉の行われる時期（時代）が異なるし、これまでの交渉経緯等も異なる以上、日本政府は、韓国との関係で示した評価又は分析等に縛られることなく、北朝鮮と自由に交渉することができるから、韓国との関係で韓国に伝達されていない事項を公にしたからといって、北朝鮮との交渉上の不利益を被るおそれがあるとはいえない。

b 手の内論について

(a) 被告は、日韓国交正常化交渉当時の外交戦術や日韓会談の内容を

北朝鮮側が知ることになれば、北朝鮮との交渉上日本政府が不利益を被る旨主張する。

(b) しかし、例えば、日韓会談において日本側が請求権問題に関して採った外交戦術は、韓国側の請求に対してその細目や裏付けとなる資料を要求したり日本側の財産返還請求権を対峙させたりすることによって韓国側を疲弊させ、一括の経済協力方式による解決に誘導していくといった手法であるところ、このような外交戦術は、日韓会談当時においても、その後においても広く知られていた。

(c) また、外交交渉において、交渉時の国際政治状況や国際政治力学の影響が極めて大きいことは周知の事実であり、ある「手の内」も特定の国際政治状況や特定の国際政治力学の中では有効かもしれないが、それと大きく異なる国際政治状況や国際政治力学の中では無意味となる場合がある。

この観点から日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉を比較してみると、日朝国交正常化交渉は、平成3年（1991年）に開始されて冷戦後の国際政治構造の中で行われている（甲126〔33～35ページ〕参照）のに対し、日韓国交正常化交渉は、半世紀以上も前の東西冷戦の真っ直中で行われていたから、両者の間では外交関係及び国際政治状況が異なっている。

そうであれば、日韓国交正常化交渉に際して日本政府が検討した内容は、日朝国交正常化交渉においてそのまま用いられるものではなく、日本政府が日朝国交正常化交渉に当たりこれに拘束される理由もないから、被告において対北朝鮮に対する「手の内」と主張する不開示理由1に係る情報は、その程度のもの（無意味なもの）であるといわざるを得ない。

更にいえば、日韓会談後半世紀の間に日本の「歴史認識」及び植

民地支配に関する考え方は大きく変化しているから、日朝国交正常化交渉は、「村山談話」並びに、それを踏襲した「日韓共同宣言」、「日朝平壤宣言」及び「菅談話」における「歴史認識」や植民地支配不当論に立脚して交渉が進められなければならず、このような観点からも日韓会談当時の検討内容は有効性を失っているというべきである。

- (d) したがって、北朝鮮側が日韓会談における外交戦術やその内容を知ったとしても、北朝鮮側に手の内を予測されることにはならず、被告の上記主張は余りにも誇張を重ねたものであるといわざるを得ない。

- c 韓国政府による日韓会談に関する文書の公開について  
日韓会談の内容は、韓国側がその文書を全面公開することによって既に公にされており、現在においては、日本側が日韓国交正常化交渉において採った対応に関する情報の全ては、北朝鮮において入手可能である。

したがって、北朝鮮が当該情報を知り得ることは、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報を基礎付ける事情にはならない。

- d 日朝平壤宣言について

日朝国交正常化交渉については、日朝平壤宣言（乙A15）において、日韓基本条約締結時とは異なる日本政府の歴史認識の表明が反映された上（日韓会談当时、日本政府は、旧植民地が国際法に基づき正当に取得され、日本の植民地統治が搾取政治でなく、各地域の経済的、社会的、文化的向上と近代化に貢献したという植民地正当化論を堅持したことから、日韓基本条約は、日本の植民地支配処理についての条文が設けられず、植民地支配についても一切言及されなかった。）、財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、経済協力の枠

組みができている（甲126〔33～35ページ〕，甲142〔159～160ページ〕参照）。さらには、日韓会談当時には発生していなかった核問題、拉致問題という解決困難な問題が存在しており、しかも日朝二国間のみで到底処理できる問題ではなく、六者協議の当事国も含めた多角的外交交渉を駆使して臨まなければならぬものである（特に北朝鮮は、米国、中国の動向を気にしており、日朝国交正常化交渉は、米国、中国の動きを踏まえて取り組まなければならないことは明らかである）。

そうすると、日朝国交正常化交渉は、その進展を図る上で、日韓会談及び日韓基本条約の締結の際とは異なる状況を踏まえた交渉を行うことが必要であり、半世紀前における、請求権問題を中心とする日韓会談において検討された問題につき、解決に向けて日本政府部内で具体的に検討した内容や具体的なデータに基づく具体的な数値、検討経過、検討結果、試算等は、ほとんど意味を失っているといわざるを得ない。

e 試算方法について

本件各文書中の不開示理由1に係る不開示部分に記録されている情報のうち試算方法に係るものについては、当該試算方法が合理的なものであれば、これをもって堂々と交渉すればよいし、当該試算方法に合理性がなければ、日朝国交正常化交渉上有用でないから、結局、いずれにしても、北朝鮮がこれを知ることにより日朝国交正常化交渉において何らの支障はない。

f 請求権問題に係る金額等の交渉経緯と米国の影響について

請求権問題に係る金額等の交渉経緯は、既に明らかにされているから（甲137〔10～20ページ〕，甲145参照），北朝鮮において知り得るものである。

また、請求権問題については、いわゆる金・大平会談に至るまでに

日韓の間で様々な金額等の交渉があったが、米国の意向・影響力が大きく反映されて、経済協力方式に基づく「無償供与3億ドル、有償援助2億ドル」の合意に至ったのであるから、日本側の金額及び試算方法等のみを「手の内」情報として不開示とする理由はないといわざるを得ない（また、そもそも日朝国交正常化交渉においては、「核問題」等の存在から、日韓会談のとき以上に米国の影響力は大きい。さらに中国の影響力も大きい。）。

g 在日韓国人問題について

法的地位協定によって生じた問題は、その後の立法措置等によって解決されているから、本件各文書中の不開示理由1に係る不開示部分に記録されている情報のうち在日朝鮮人の法的地位・待遇に係るものは、情報公開法5条3号の不開示情報に該当しない。

(イ) 不開示理由2について

(被告の主張の要旨)

a 本件各文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報は、日韓会談及びその準備段階の政府部内における議論の内容やそれに対する評価、政府部内での検討の様子等の内部機密情報であり、政府の非公式見解、韓国側担当者に対しての率直な評価、第三国政府の情報や論評等、公開されることが想定されていない内容をも含むことから、これを公にすれば、現在良好な二国間関係を維持している韓国との間の信頼関係が損なわれ、かつ、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当する。

被告は、当該各情報の内容を可能な限り特定した上で、その開示に伴う弊害等を明らかにするなど、外務大臣がこれらの情報を不開示とした個別的かつ具体的理由を主張立証しているから、情報公開法5条

3号の不開示情報該当性については、これを否定する原告らにおいて、外務大臣の判断が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したことを見付ける具体的な事実を主張立証する責任を負っているというべきである。

これに対し、原告らは、被告において、当該不開示部分を不開示とした判断を正当化する識別に関する情報を主張立証すべきであり、また、情報公開法5条3号の不開示情報該当性と同条6号の不開示情報該当性を区別して個別に主張すべき旨を主張する。

しかし、情報公開法は、9条において、開示請求に対して行政機関の長が執るべき措置を規定しているが、原告ら主張の点を明らかにすべきことは要求しておらず、また、5条においても、一つの情報が複数の不開示情報に該当することを予定していながら、そのような場合において当該不開示情報ごとに区別して不開示理由を明らかにすべき旨を規定していない。他に原告らの上記主張を基礎付ける法的根拠は見当たらない。

b　原告らは、文書作成後の時間の経過を考慮して情報公開法5条3号又は6号の不開示情報該当性を主張立証すべき旨を主張する。

しかし、そもそも情報公開法5条は、不開示情報該当性の判断要素として、原告らが指摘するような時間的因素は考慮要素に含めていないし、被告が不開示情報該当性として主張する他国との信頼関係を損なうおそれは、時間の経過によってその現在性が消滅又は減少することは言い難く、原告らが主張する韓国及び関係国の政治体制の変化や日韓関係の変化は、原告ら独自の視点に基づくものであり、本件各文書のうち不開示理由2に係るものとの不開示情報該当性を否定する根拠となるものではない。

c　原告らは、40年以上も前の外国の政府高官又は公務員が行った発

言、評価、見解については、これらを不開示するために日本政府関係者の発言、評価、見解に比較してより強い理由が必要である旨を主張する。

しかし、① 当該発言等が歴史的価値を有すること等は、情報公開法5条各号の不開示情報該当性と関係ないこと、② 外国が同じ会議についての議事録等を公開しているとしても、日本側は日本側の立場から当該会議の内容を記録するから、当該外国側の記録とは当然異なり得ること、③ 第三国政府の情報や論評であっても、我が国と当該国との信頼関係の維持又は外交事務の適正な遂行の確保に負の影響をもたらすものについては、日本政府が保有する文書からは公にしないことが適當であり、当該第三国との信頼関係を損なうおそれは、時間の経過によってその現在性が消滅又は減少することはいい難いこと、④ 当該発言等がいわゆる「内話」であるか否か、守秘義務が有効か否かにかかわらず、このような非公式な見解を現時点で開示すれば、当該国との信頼関係の維持又は外交事務の適正な遂行の確保に負の影響をもたらす可能性があることから、原告らの上記主張は理由がないというべきである。

d 外務大臣は、平成23年8月29日に追加開示決定をする際、不開示理由2に係る文書のうち外国政府関係者の発言又は見解を記録した文書については開示するといった概括的な枠組みの下で追加開示の当否を決定しておらず、各文書の不開示部分に記録されている情報ごとに情報公開法5条各号該当性の有無を判断しているから、原告らの主張は、独自の見解に基づくものにすぎない。

(原告らの主張の要旨)

a 被告は、① 本件各文書の不開示理由2に係る不開示部分の内容として、対象文書全般又は開示部分を含めた文書の内容を説明するにと

どまり、当該不開示部分を不開示とした判断を正当化する識別に関する情報を主張していないし、② 情報公開法 5 条 3 号と同条 6 号とは、その条文構造が全く異なるにもかかわらず、同条 3 号の不開示情報に該当する理由と同条 6 号の不開示情報に該当する理由とを区別した個別の主張立証をしていない。

b 本件各文書のうち不開示理由 2 に係るものは、その作成から約半世紀経過しているから、現在又は将来について情報公開法 5 条 3 号及び 6 号のおそれがあるとの判断に合理性はない。

特に、上記各文書の作成後の事情をみても、日韓間では、昭和 40 年に日韓基本条約等が締結され、請求権相互放棄の原則の下に国交正常化が実現し、韓国においては、日韓会談当時の李承晩政権、その後昭和 36 年（1961 年）のクーデターを経て成立した朴正熙政権等の軍事独裁政権は崩壊し、民主化が実現されて久しく、日韓関係や韓国政府内の体制は大きな変化を遂げている。また、その他の諸国との関係においても、中国との関係では、日中共同声明（昭和 47 年（1972 年））の下に日中國交正常化が実現し、ソ連との関係では、上記各文書作成当時の社会主義政権であったソ連が平成 2 年（1991 年）に崩壊し、既に新しい政治体制が確立している。

このように上記各文書の作成から約半世紀が経過する中で、国際情勢も著しく変化しているのであるから、既に退任し又は死去している日本、米国、韓国の政府高官や公務員が行った発言であって上記各文書に記録されているものが、今日の韓国その他の諸国との信頼関係や外交事務に支障を生じさせることは、通常想定することができない。

そうすると、被告は、上記各文書に記録されている情報が、上記のとおり、その作成から長期間を経ているにもかかわらず、殊に外交関係においては国際情勢等の具体的な変化があるにもかかわらず、なお

現在及び将来の外交上の信頼関係が損なわれ又は外交事務に支障を及ぼすと判断した理由を主張立証すべきであるが、被告の上記主張はこれらの点を何ら明らかにしていない。

c 40年以上も前の外国の政府高官又は公務員が行った発言、評価、見解は、① それ自体が歴史的価値を有するものであり、当時の各国外交の政府高官や公務員の認識や行動を確認するための重要な資料となること、② それが日本と当該外国の了解の下で議事録等に記録され、当該外国が既に公開している場合には、これらの公開により信頼関係が損なわれたり外交事務の支障を生じたりすることはないこと、③ 当該発言等の内容が第三国政府の情報や論評である場合、これらの公開により当該第三国との信頼関係を損なったり外交事務の支障を生じたりするかどうかは、現在性の観点から検討すべきであること、④ 当該発言等が当該文書上で「内話」とされていたとしても、そのことから公開を予定していない機密情報又は極秘情報であるとはいえないし、当該発言等をした者が、当該発言等の際、日本政府関係者に将来にわたる守秘を誓約させ又はその発言を聴取した日本政府関係者がその守秘を確約したなどの事情も認められないことに照らすと、これらを開示とするためには、日本政府関係者の発言、評価、見解に比較してより強い理由が必要であるというべきであるが、被告は、そのような理由を主張立証していない。

d 外務大臣は、本件訴えにおいて、「政府部内での検討の様子等が子細に記されており、公にすることにより、他国等との信頼関係を損ねるおそれがあるほか、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」を開示理由として主張していた行政文書（29文書）について、平成23年8月29日付けで追加開示を行っている（その開示に際しては、日本政府関係者との会談に関するものである場合には、

日本政府関係者の発言や見解も開示の対象となっている。) ところ、  
外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会にされた日本政府関  
係者の発言や見解が、もはや不開示情報に該当しないのであれば、同  
様に同じような発言や見解が記録されている文書（通し番号2-26,  
2-59, 2-80, 2-92, 2-107の文書）についても、不  
開示情報に該当しないというべきである。

(ウ) 不開示理由3について

(被告の主張の要旨)

a 本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分には、現在においても  
日韓間で立場の異なる竹島問題に関する日韓間の交渉や政府内部での  
検討の様子等が子細に記録されているから、これを公にすれば、現在  
でも日韓間において未解決の問題として存在する竹島問題に関する日  
本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本側の対応方針及びその  
検討状況が公になる。

竹島問題は、現在においても過去と比して日韓両国政府の基本的立  
場に変更はなく、依然として日韓間における最も重要な懸案事項の一  
つであって、今後の日韓関係に影響を与える問題であり、政治家、市  
民団体、国民、マスコミ等からの関心がますます高まっているところ  
(乙A415~450, 452~486), 現在及び将来の日韓関係  
は、かねてからの政府部内での検討と実際の外交交渉の積み重ねの上  
に成り立つものであることからすれば、本件各文書の作成当時に日本  
政府部内で竹島問題に関して検討するなどした内容は、今後、韓国政  
府との間で竹島問題について交渉する際ににおける日本政府の方針とな  
り得るものであり、また、日本政府が把握している情報は、韓国政府  
が日本政府の方針を把握し又は推測する材料となり得るから、本件各  
文書の不開示理由3に係る不開示部分に記録されている情報を公にす

れば、日本政府が交渉上不利な立場に立つ蓋然性が高いというべきであり、情報公開法5条3号の不開示情報に該当する。

また、原告らの主張（後記（原告らの主張の要旨）a参照）については、一般に、政府部内で検討された内容であっても、政府として公にすることが可能であると判断したもののみが、政府の広報活動や国会審議における政府答弁を通じて公になるにすぎず、政府部内での検討結果の全てがこれらの広報活動や国会審議によって公になるわけではないから、広報活動や国会審議から得られる断片的な情報のみに基づいて開示の可否を論じることはできない。

- b 本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分に記録されている情報には、日韓両政府において公表を前提としないで行われた政府当局者による率直な会談の記録又は具体的提案が含まれており、韓国側においてこれらが公にされることは想定されていない以上、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれ、韓国との間で忌憚のない意見交換が期待できなくなるから、情報公開法5条3号の不開示情報に該当する。
- c 被告は、原告ら主張の態様による主張立証（後記（原告らの主張の要旨）c参照）を行う義務を負っておらず、全部不開示文書についても、竹島問題という機微な性質を踏まえて、合理的な範囲で主張立証しており、本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分にこれ以上の説明を加えれば、当該部分を開示するとの同等の効果を生じさせることになるから、原告らの主張（後記（原告らの主張の要旨）c）は理由がない。

また、本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分のうち、電信文の全文を不開示としたものについては、電信に記録されている番号、日付、時間、送信者、宛先等は、電信文の内容部分と結合して初めて、

いつ、誰から、誰にどのような内容の電信が送付されたかが明らかになるものであって、内容部分とは別に独立した社会生活上の意味を有するものではないから、部分開示をすべき理由はない。

d 本件各文書の不開示理由 3 に係る不開示部分に記録されている情報の不開示情報該当性は、最近の竹島問題をめぐる動きを見ても明らかなように、上記 a のとおり、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下においては、時間の経過によって何ら減少していない。

e 不開示理由 3 に係る本件文書の不開示部分のうち、韓国側の発言に係るものについては、現世代の政府関係者及び国民が約半世紀前に行われた当該発言の内容を知らない蓋然性が高い状況の下、改めてこれを公にすれば、新たに発表されたことと同じように受け止められるから、他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれが当然存在しており、当該発言の内容は、日本側の立場から記録されたものである以上、韓国側の記録内容とはおのずと異なるものである。

また、米国等の第三国の関係者の発言に係るものについても、当該国との率直な意見交換の内容が公にされれば、当該国との信頼関係を損ない、当該国との間で忌憚のない意見交換や協議が困難になるおそれが常時存在している。

なお、我が国と韓国との二国間における交渉の記録であっても、交渉記録には、相手側との交渉における双方の具体的な発言内容だけでなく、個々の発言内容に対する評価、分析及び判断なども記載され得るから、韓国政府が保有している交渉記録の記載内容と外務省が保有している日本国政府の交渉記録の記載内容とは完全に一致するものではないと合理的に推認される。そして、各国政府が保有する情報の公開についても、それぞれの国が公開を決定するに当たって、専門的、

政策的な判断により、自国の国益を害するおそれの有無、あるいは公開することによる利益の有無等について慎重に検討し、少なくとも自國の国益を損なうことのないように独自に判断を下しているものと考えられるから、我が国が國の安全等に関わる秘密を含む情報を内包する行政文書を公開しようとする場合には、我が國の国益や立場を総合的に検討し独自に判断した上で決定する必要があり、単に相手国が我が国との二国間交渉に係る文書を公開したことをもって、我が國が当該交渉に係る文書を公開したとしても、我が國の外交にとって不利益を生ずるおそれはないと断定し得ない。

f 他国政府関係者の見解又は発言に関する情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも日本政府が保有する行政文書からは公にしないことが相当である。また、竹島問題を含め、一般に領土問題については、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されることもあり、第三国政府から日本政府のみに示された竹島問題に関する見解は、当該問題に係る交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものといえ、公にされることにより、交渉上の日本の立場を不利にするおそれがある。

(原告らの主張の要旨)

a 竹島問題が日韓関係で未解決の問題として存在するとしても、竹島問題に関する日本政府の具体的な考え方や分析法、立論等の多くは、日韓両政府の広報活動や国会審議における政府答弁等を通じて、既に公となっており、竹島問題に関して日韓両国の論拠とする内容やそれぞれの主張と矛盾する内容が明らかにされているから、本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分に記録されている情報は、約半世紀も前の日本政府の検討内容等であるから、これが韓国との外交交渉に特

段の具体的な影響を及ぼすことは想定できない。

- b 被告の主張に係る公開の予定や忌憚のない意見交換といった事情は、それ自体は情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性を基礎付けるものではなく、被告の主張（前記（被告の主張の要旨）b）は、そのような事情が現在又は将来にわたる信頼関係や外交交渉上の不利益をどのように損なうのかを具体的に主張するものではないから、これをもって同号の不開示情報に該当するとはいえない。
- c 情報公開法 5 条 3 号の「交渉上の不利益を被るおそれ」があるというためには、問題とする事項を具体的に特定した上、当該事項が現在も交渉継続中の事項に関するものであり、かつ、開示請求に係る行政文書が当該事項に関連するものであるから、これを公にすれば今後の交渉に影響を与えるという今日的意義が存在することが必要であるところ、被告の主張（前記（被告の主張の要旨）a）は、「信頼関係が損なわれるおそれ」と「交渉上不利益を被るおそれ」を特段に区別しておらず、また、当該行政文書の全文を不開示としつつ、その理由を竹島問題に関する具体的見解であるというにとどまっており、上記の各点について具体的な主張立証を行っていない。
- また、本件各文書の不開示理由 3 に係る不開示部分には、電信文の全文とするものがあるが、その体裁からすれば、これを公にすることに何ら支障のない箇所も存在するはずである。
- d 外交文書に関する 30 年公開原則は、今日、世界の多くの国々で受け入れられているから（甲 103），その公開が予測外の事態であるとはいえないし、約半世紀前に作成された行政文書に記録されている情報を公にすることにより、なお現在又は将来の交渉に具体的な不利益をもたらし又は他国との信頼関係を損なうことは、特別な事情がない限り、あり得ないところ、本件各文書の不開示理由 3 に係る不開示

部分に記録されている情報につき、上記の特別な事情は存在しない。

e 本件各文書の不開示理由 3 に係る不開示部分のうち、韓国側代表や第三国の者による発言又は見解を理由とする部分については、交渉の相手方である韓国又は第三国の発言又は見解によって今後の交渉において日本側の手足が縛られるといった事情は一切なく、これを公にすることにより、日本側にとって外交交渉上の不利益が生じることはおよそ考えられない。

f 被告は、本件訴えにおいて、不開示理由として「現在において日韓間で異なる立場の問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記載されており、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」と主張していた文書（文書番号 1879。乙B81）について、その不開示部分の内容は竹島問題について国際司法裁判所に付託するという日本側の提案の内容とそれに最終的には従うべきだとする韓国側の見解であったにもかかわらず、平成23年8月29日付けで追加開示決定をしているから、このような韓国側の見解が日本の交渉上の立場を不利にする事情はおよそ考えられないことも併せ考慮すると、他の不開示理由 3 に係る本件各文書の不開示部分のうち外国政府関係者の発言や見解を内容とする行政文書（通し番号 3-6, 3-8, 3-15, 3-18, 3-27, 3-32, 3-33, 3-34, 3-36, 3-37, 3-43）についても、不開示情報に該当しない蓋然性が高いというべきである。

#### (イ) 不開示理由 4 について

##### (被告の主張の要旨)

a 本件各文書の不開示理由 4 に係る不開示部分に記録されている情報は、①韓国要人一行等が訪日する際の警備計画に関するもの、②特定の場所における警備体制、警備対策に係る政府内部での具体的な検討

状況、③海上保安庁の韓国周辺水域での警備体制についての検討状況、  
④日本政府が情報収集に至った経緯、犯罪容疑者に対する捜査に関する情報収集の方法や捜査手法自体等であり、情報公開法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

被告は、上記のとおり、外務大臣がこれらの不開示部分を不開示とした具体的な理由を主張立証しているから、上記各不開示部分に関する同条4号の不開示情報該当性については、これを否定する原告らにおいて、外務大臣の判断が裁量権の範囲を超え、又はその濫用があつたことを基礎付ける具体的な事実を主張立証する責任を負っているというべきである。

これに対し、原告らは、40年又は50年前の海上警備情報や捜査情報が、通常は、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるものではないと主張する。

しかし、「40年又は50年」という時間の経過のみによって、現在における警備や情報収集の在り方の性質が過去のものとの関連性が失われるほどに変化するとは限らず、これらの不開示部分の開示が現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるものではないなどと断定できる理由はなく、原告らの上記主張は何ら合理的な根拠に基づくものではない。

b 原告らは、本件各文書の不開示理由4に係る不開示部分に記録されている情報につき、公にすることによる「支障」の内容を具体的に特定し、開示された情報と比較して、不開示とされた情報がどのような点で「支障を及ぼすおそれ」があるかを具体的に明らかにすべきである旨主張する。

しかし、開示請求に対して行政機関の長が執るべき措置を明確にした情報公開法9条は、原告ら主張の点を明らかにすべきことを要求し

ておらず、他に原告らの上記主張を基礎付ける法的根拠は見当たらぬい。

また、本件各文書の不開示理由4に係る不開示部分に記録されている情報が、40年又は50年前の警備情報であったとしても、現在及び将来においても共通する部分があり、依然として今日的意義を有しているから、これを公にすれば、我が国の警備体制や警備手法に係る手の内をさらすことになり、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全を害するおそれが生じるとともに、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、同様の警備方法を使用できなくなるという意味において、事務の適正な遂行に支障を来すことになる（情報公開法5条4号、6号）。

c 外務大臣は、平成23年8月29日付けで追加開示決定をする際に、外国政府関係者の発言若しくは見解又はそれに対する日本政府関係者の発言であるか否かという見地から開示の当否を決定しておらず、従来不開示とされた情報ごとに、情報公開法5条各号の解釈及び当てはめを行い、それに基づき開示・不開示の判断を行ったものである。

たとえ外国政府関係者の発言又は見解を開示したとしても、会談相手の日本政府関係者の発言又は見解を開示するか否かの判断は、別個に情報公開法5条各号の文理・解釈に基づき開示・不開示の判断を行うべきものであって、同一機会にされた発言・見解の表明であれば、不開示情報該当性が一義的に認められることにはならない（なお、原告ら主張に係る文書①（文書番号692）について、被告は、その不開示理由として不開示理由3を主張していた。）。

（原告らの主張の要旨）

a 「原則開示、例外不開示」を基本理念とする情報公開法の下においては、情報公開法5条にいう「公共の安全と秩序の維持」又は「事務

の適正な遂行」とは、既に終了した過去の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行ではなく、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行を意味するところ、本件各文書のうち不開示理由4に係る不開示部分は、全て40年又は50年前の情報であるから、被告は、これらがどのような意味で現在又は将来の公共の安全と秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があるのかという関連性を具体的に主張立証しなければならない。

特に、本件各文書のうち不開示理由4に係る不開示部分に記録されている情報は、40年又は50年前の韓国との間の海上警備情報や領海侵犯に関する捜査情報であるところ、それらの警備や捜査を取り巻く状況や環境は、その年月の経過の中で大きな変化を重ねており、例えば、日本と韓国との関係においても、当時両国間で問題とされていた「李ライン」は撤廃され、両国間には国交を正常化する条約や協定も締結され、経済水域に関する国際情勢も変化しているし、その実施方法等も、情報通信技術やレーダー技術の発展などにより、40年又は50年前とは全く異なってきている。このような時の経過による変化の中では、40年又は50年前の海上警備情報や捜査情報は、通常は現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるものではないから、被告は、どのような具体的な理由によつて、これらが現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるかを具体的に主張すべきであるが、そのような具体的な主張立証はされていない。

b さらに、本件各文書の不開示理由4に係る不開示部分に記録されている情報が「公共の安全と秩序の維持」や「事務の適正な遂行」に関するものであったとしても、「公共の安全と秩序の維持」又は「事務の適正な遂行」に「支障を及ぼすおそれ」があることが必要である

ところ、本件各文書に記録されている海上警備や捜査に関する情報の大半が開示されていることも併せ考慮すると、被告は、その「支障」の有無を客観的に判断できるようにするとともに、外務大臣による開示・不開示の選別が恣意的なものではないことを明らかにするため、当該「支障」の内容を具体的に特定し、開示された情報と比較して、不開示とされた情報がどのような点で「支障を及ぼすおそれ」があるかを具体的に明らかにすべきであるが、被告の主張は、具体的に明らかにすべき事情を、警備情報の入手方法、警備の具体的方法及び内容、具体的かつ詳細な内容又は「手の内」などと言い換えているにすぎず、不開示とされた情報が開示された情報と比較してどのような点で区別されるのかを何ら主張していない。

したがって、被告の主張によつても、本件各文書の不開示理由4に係る不開示部分に情報公開法5条4号及び6号の適用を正当化するような事情は存在しないというべきである。

- c 被告は、本件訴えにおいて、不開示理由として「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張してきた文書（①文書番号692（乙B53）、②文書番号714（乙B28））について、その内容が、①は韓国の洪法務局長（当時）の「中共が間島を北鮮に与えるという情報」などの観測であり、②は韓国の親善使節が両国の共産勢力について情報や調査員の交換をしたいと述べる提案などである（ただし、日本側がそれに同意したという事情はない。）にもかかわらず、平成23年8月29日付けで開示決定をしているから、その他の不開示理由4による不開示文書のうち上記と同様の理由を主張するものについても、上記と同様に不開示情報に該当する実質を伴うものではないというべきである。

イ 個別の行政文書について

別紙5の「第2 当事者の主張の要旨」欄記載のとおりである。

(3) 争点(2) (本件義務付けの訴えの適法性)について

(原告らの主張の要旨)

本件各処分は、別紙5の「第2 当事者の主張の要旨」欄中の「2 原告らの主張の要旨」のとおり、いずれも取り消されるべきであり、行政事件訴訟法37条の3第1項2号所定の「当該法令に基づく申請を棄却する旨の処分がされた場合において、当該処分が取り消されるべきものであるとき」に該当する。したがって、本件義務付けの訴えは、適法である。

(被告の主張の要旨)

本件各処分は、別紙5の「第2 当事者の主張の要旨」欄中の「1 被告の主張の要旨」のとおり、いずれも適法であって取り消されるべきものに当たらない。したがって、本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の要件を欠いており、不適法である。

(4) 争点(3) (本件義務付け請求に係る請求認容 (本案) 要件 (行政事件訴訟法37条の3第5項) 該当性)について

(原告らの主張の要旨)

情報公開法5条は、行政機関の長に対し、当該行政機関が保有する行政文書の開示の請求があったときは、当該行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書の開示を義務付けているところ、本件においては、本件開示請求で本件各文書に不開示情報が記録されていないことは、別紙5の「第2 当事者の主張の要旨」欄中の「2 原告らの主張の要旨」のとおりであるから、処分行政庁が本件各文書の開示決定をすべきであることが情報公開法の規定から明らかであると認められる。

したがって、本件義務付け請求は、行政事件訴訟法37条の3第5項所定の請求認容 (本案) 要件に該当する。

(被告の主張の要旨)

本件各文書の開示決定をすべきであることが情報公開法の規定から明らかであると認められないことは、別紙5の「第2 当事者の主張の要旨」欄中の「1 被告の主張の要旨」のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)ア (情報公開法5条3号、4号及び6号該当性の審査方法及び主張立証責任の所在等)について

(1) 関係法令の定め

ア 情報公開法

(ア) 情報公開法は、① 国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする旨を規定した上(1条)、② 何人も、情報公開法の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができ(3条)、③ 行政機関の長は、開示請求があったときは、⑦ 開示請求に係る行政文書に同法5条各号に掲げる情報(不開示情報)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならず(5条柱書き)、⑧ 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合においても、⑨ 不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときを除き、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならず(6条1項)、また、⑩ 公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる旨(7条)を規定して

いる。

そして、情報公開法5条は、不開示情報として、①個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであって、同条1号イ、ロ又はハに掲げる情報以外のもの（個人情報。1号），②公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報（国の安全等に関する情報。3号），③公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報（公共安全秩序維持情報。4号），④国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（事務事業情報。6号）等を規定している。

(イ) また、情報公開法は、開示請求に係る行政文書の開示、一部開示又は不開示の決定は開示請求者に書面により通知しなければならない（9条）としているが、開示請求に係る行政文書の全部又は一部について同法5条各号所定の不開示情報が記録されていることを理由に不開示とする旨の決定（不開示処分）をする場合の理由の提示に関し、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけ

で、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨（8条）のみを規定し、行政手続法の規定の適用を除外する旨の規定は設けていないところ、行政手続法は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならず、当該処分を書面でするべきときは、その理由は書面により示さなければならぬ旨（8条）を規定している。

(ウ) さらに、情報公開法は、行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）7条2項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする旨（公文書管理法附則5条による改正前の23条（同改正後の22条）1項）を規定している。

(イ) なお、公文書管理法附則5条による改正前の情報公開法22条（旧情報公開法22条）は、① 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとするとし（1項）、② 政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならず（2項）、③ ②の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする旨（3項）を規定し、公文書等の管理に関する法律施行令（公文書管理法施行令）附則6条による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令16条（旧情報公開法施行令16条）1項において、上記②の行政文書の管理に関する定めは、⑦ ④当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた行政文書の保存期間の基準を定めるものであ

ること（4号前段），⑤この場合において、法律又は政令の制定、改正又は廃止その他の案件を閣議にかけるための決裁文書、国政上の重要な事項に係る意思決定を行うための決裁文書、行政機関の長がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるものの保存期間の基準は、それぞれその作成又は取得の日から起算して30年以上の期間とし、その他当該行政文書の保存期間の基準は、別表第二の上欄に行政処分の区分に応じて、それぞれその作成又は取得の日から起算して1年未満の期間から30年までの期間以上の期間とすること（同号後段、別表第二の1の項），⑥行政文書を作成し、又は取得したときは、⑦の行政文書の保存期間の基準に従い、当該行政文書について保存期間の満了する日を設定するとともに、当該行政文書を当該保存期間の満了する日までの間保存することとするものであること（5号前段），⑧保存期間が満了した行政文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することとするものであること（7号前段），⑨保存期間が満了した行政文書については、公文書管理法附則4条による改正前の国立公文書館法（旧国立公文書館法）15条2項の規定により内閣総理大臣に移管することとするもの等を除き、廃棄することとするものであること（8号）等の要件を満たすものでなければならぬ旨を規定していた（なお、旧国立公文書館法15条は、①国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、当該国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとした上（1項）、内閣総理大臣は、②①の協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができ（2項）、③②の規定により移管を受けた公文書等を

国立公文書館に移管するものとする旨を規定し（4項），また，同法16条は，国立公文書館において保存する公文書等は，個人の秘密の保持その他の合理的な理由により一般の利用に供することが適当でないものを除き，一般の利用に供するものとする旨を規定していた。）。

しかし，公文書管理法は，後記イのとおり，行政文書（なお，公文書管理法2条4項は，「行政文書」につき，情報公開法2条2項と同一の定義をしている。）の管理に関する詳細かつ網羅的な規定を設けたことから，公文書管理法附則5条により旧情報公開法22条が，公文書管理法施行令附則6条により旧情報公開法施行令16条が，それぞれ削除された（旧国立公文書館法15条及び16条も，公文書管理法附則4条により削除された。）。

#### イ 公文書管理法

公文書管理法（平成23年4月1日施行）は，情報公開法に基づく開示請求の対象となる行政文書を含む公文書等の管理に関する基本的事項等を定めること等により，行政文書等の適正な管理，歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り，情報公開法と同様，国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること等を目的とする旨（1条）を規定しているところ，（ア）行政機関の長は，⑦当該行政機関の職員が行政文書を作成し，又は取得したときは，政令で定めるところにより，当該行政文書について分類し，名称を付するとともに，保存期間及び保存期間の満了する日を設定し（5条1項。なお，同項の委任を受けて制定された公文書管理法施行令8条2項1号及び別表の2の項は，条約その他の国際約束に関する文書であって①外国との交渉に関する文書，⑥他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書，その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書，⑤条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書の保存期間を

原則として30年とする旨を規定している。また、行政機関の長は、この保存期間等を延長することができる（公文書管理法5条4項）が、延長する期間及び延長理由を内閣総理大臣に報告しなければならない（公文書管理法施行令9条2項）。① 行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（行政文書ファイル等）について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならず（5条5項），② 保存期間が満了した行政文書ファイル等については、上記①の定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない（8条1項）とした上、（イ） 国立公文書館等の長は、③ 当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について、利用請求があった場合には、公文書管理法16条1項各号に掲げる場合（同項1号に掲げる場合としては、情報公開法5条3号又は4号と同趣旨の情報が記録されている場合が含まれている。）を除き、これを利用させなければならない（16条1項本文）が、④ 利用請求に係る特定歴史公文書が公文書管理法16条1項1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に付されている同法8条3項の規定による行政機関の長の意見を参酌しなければならない旨（16条2項）を規定している。

(2) 情報公開法5条3号、4号及び6号の該当性の判断枠組み

ア 上記(1)アの情報公開法等の各規定に照らすと、情報公開法は、国民主権の理念にのっとり、① 何人に対しても、行政文書の開示を請求することができる権利（3条）を認めた上、② 行政機関の長において、開示請求をしようとする者に対する情報の提供等の適切な措置を講ずるものとし

た上、適法な開示請求があった場合には、一定の合理的な理由に基づき不開示とする必要がある 5 条各号所定の不開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に当該行政文書を開示すべき義務を負わせるという原則開示の基本的枠組みを採用し、さらに、③ 行政機関の長は、当該行政文書に不開示情報が記録されているため、不開示処分をするときであっても、開示請求者に対し、当該不開示処分の理由を書面により示さなければならぬものとし（9 条、行政手続法 8），もって、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを趣旨とするものであると解される。

また、情報公開法の各規定の文理及び上記趣旨に照らすと、行政機関の長の開示請求者に対する不開示処分については、当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報が同法 5 条各号所定の不開示情報に該当することが処分の適法性を基礎付ける事項となるものと解される。

#### イ(ア) 情報公開法 5 条 6 号の解釈

そして、上記アで説示した⑦情報公開法の趣旨及び目的に加え、①同法が原則開示の基本的枠組みを採用していることのほか、⑦同法 5 条 6 号柱書きが、事務事業情報につき、「当該事務又は事業の性質上」、当該事務又は事業の「適正な」遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと規定し、また、同条 1 号ロとは異なり、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」等を事務事業情報から除外していないこと等に照らすと、同条 6 号柱書きにいう「その他当該事務又は又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、① 単に当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるというだけでは足りず、当該事務又は事業の根拠規定や趣旨、その目的や種類、目的達成のための手法等に

照らし、一般的又は類型的な意味における公益的な開示の必要性等も比較衡量して、当該事務又は事業の「適正な」遂行に支障を及ぼすおそれがあることが必要であると解すべきであり、そうである以上、② ここでいう「支障」は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、また、③ 「おそれ」も、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきである。

(イ) 情報公開法 5 条 6 号の該当性についての裁判所の審理・判断の在り方  
そうすると、事務事業情報（情報公開法 5 条 6 号）に関する判断の適否が争われる不開示処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、① 当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報が国の機関が行う事務又は事業に関する情報に当たり、かつ、② これを公にすることにより、当該事務又は事業（これには、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業や将来の事務又は事業も含まれる。）の適切な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があるかどうかにつき、当該事務又は事業の根拠規定や趣旨、その目的や種類、その目的達成のための手法等に照らし、一般的又は類型的な意味における公益的な開示の必要性等も比較衡量して客観的に検討し、これが認められない限り、当該不開示処分が違法であると判断するという審査方法によることになる。

#### ウ(ア) 情報公開法 5 条 3 号及び 4 号の解釈

a これに対し、① 国の安全等に関する情報をもって不開示情報とする情報公開法 5 条 3 号は、我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保すること（国の安全等の確保）が、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、これらの利益等を十分に保護する必要があることから設けられた規定であると解され、② 同号に掲げる国の安全等に関する情報は、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示又は不開

示の判断に高度の政策的判断を伴うものであり、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測等についての専門的、技術的判断をも要するものであること、③ 同号の立法経緯をみても、行政改革委員会行政情報公開部会の「情報公開法要綱案（中間報告）」（平成8年4月）においては「おそれがあると認められる相当の理由がある情報」とされていたものが、同部会の「情報公開法要綱案（同年11月）において「おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報」とされ、さらに、法案立案時に文言が一部修正されて現行法のとおり規定されるに至ったが、これは、上記①・②の点等から、司法審査の場においては、裁判所が行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとするのが適当であると考えられたためであり（甲100参照）、情報公開法に係る法案の国会審議においてもその旨の答弁がされていること（甲102参照）等に照らすと、同号が「おそれがある情報」（同条6号等参照）と規定せず、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、上記のような国の安全等に関する情報の特質を考慮し、開示請求に係る行政文書に記録された情報が国の安全等に関する情報に該当するか否かの認定について、行政機関の長の合理的な判断に委ねる趣旨に出たものであると解するのが相当である。

- b また、① 公共安全秩序維持情報をもって不開示情報とする情報公開法5条4号は、公共の安全と秩序を維持すること（公共安全秩序維持）が、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、これを十分に保護する必要があることから設けられた規定と解され、② 公共安全秩序維持情報は、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測等について

の専門的、技術的判断を要するものであり、開示又は不開示の判断に高度の政策的判断を伴う場合もあるとの特殊性があること、③ 同号の立法経緯をみても、同条3号につき上記a③で説示したところと同様の趣旨で同様の経過により現行法のとおり規定されるに至っており（甲100参照）、情報公開法に係る法案の国会審議においてその旨の答弁がされていること（甲102参照）等に照らすと、同条4号が「おそれがある情報」（同条6号等参照）と規定せず「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのも、上記のような公共安全秩序維持情報の特質を考慮し、開示請求に係る行政文書に記録された情報が公共安全秩序維持情報に該当するか否かの認定について行政機関の長の合理的な判断に委ねる趣旨によるものであると解するのが相当である。

#### （1）情報公開法5条3号及び4号の該当性についての裁判所の審理・判断の在り方

そうすると、国の安全等に関する情報（情報公開法5条3号）又は公共安全秩序維持情報（同条4号）に関する判断の適否が争われる不開示処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報が国の安全等に関する情報又は公共安全秩序維持情報に該当する（これは、分析的にいえば、① 開示請求に係る行政文書に記録されている情報が国の安全等の確保に関するもの（同条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）に当たり、かつ、② 当該情報に同条3号又は4号所定の「おそれ」があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることを意味する。）との行政機関の長の判断が当該事項に責任を有する行政機関の長の裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうか

うかを審理、判断すべきである。具体的には、① 当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報が国の安全等の確保又は公共安全秩序維持に関する情報に当たり、かつ、② 当該情報に同条3号又は4号所定の「おそれ」があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるかにつき、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、当該行政機関の長の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、当該行政機関の長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したとして、当該不開示処分を違法であると判断すべきこととなる。

(3) 情報公開法5条3号、4号及び6号該当性の主張立証責任の所在等

ア 以上のような情報公開法の目的、趣旨、各規定の文理及び解釈等に加え、行政機関の長は、不開示処分に係る行政文書を保有し、その内容を把握している上、特に国の安全等の確保や公共安全秩序維持に関する正確かつ詳細な情報については、専ら行政機関の長の側に属しており、開示請求者及び裁判所は、不開示処分に係る行政文書に記録されている情報の内容等を直接には把握することができないことを併せ考慮すれば、① 不開示処分の取消し等を求める訴えにおいて、当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報が情報公開法5条各号に定めるものに該当するか否かの主張立証責任は、原則として、当該処分をした行政府の所属する行政主体である被告が負うべきものと解すべきであり、したがって、事務事業情報(同条6号)に関しては、被告において、上記(2)イ(イ)の点を認めるに足りる事情について主張立証することを要するというべきである。もっとも、被告において主張立証すべき事情として、行政機関の長が、当該情報の具体的な内容まで明らかにすることを求められるとすれば、その開示を強いられるのと同じ結果となるから、第三者機関である裁判所において当該情報が事務事業情報に該当するか否かを判断するのに支障がない程度の具体

性をもって当該情報の内容を特定した上、これを公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があると認めるに足りる事情を主張立証すれば足りるというべきである。

他方、② 国の安全等に関する情報（同条3号）及び公共安全秩序維持情報（同条4号）に関しては、上記(2)ウ(イ)のとおり、裁判所の審理、判断が、行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを検討するという観点から行われるべきものであることから、⑦ まず、被告において、当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該不開示処分当時の状況等、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（同条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）に当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきであり、④ 被告がした上記主張立証により、当該情報を開示することにより、不開示の理由とされた同条3号又は4号所定の「おそれ」があることが一般的又は類型的にみて肯定される場合には、同条3号又は4号に基づき開示をしないことを争う原告らが、当該不開示情報に該当すると認めることにつき行政機関の長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的な事実について主張立証することを要すると解すべきである。

イ さらに、上記ア②⑦の被告において主張立証すべき事情について検討する。

この点、① 情報公開法5条3号及び4号にいう「おそれ」としては、前記のような上記各号の趣旨に鑑み、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解され、また、② 同条3号及び4号の文理及び趣旨に照らすと、同条3号又は4号を理由として不開示処分を行うには、当該不開示処分に係る行政文書の作成時点ではなく、行政機

関の長が当該不開示処分をした時点において、当該不開示処分に係る行政文書に記録された情報が同条3号又は4号にいう「おそれ」があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることが必要であると解される上、当該「おそれ」の有無の判断は、前記のとおり政策的又は専門的・技術的判断を伴うものであり、当該情報の内容や当該不開示処分当時の状況等の諸般の事情を踏まえて行われるのであるから、当該行政文書が作成された後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化についても、その考慮すべき要素になるものと解さざるを得ない（この点、外務省情報公開審査基準は、行政手続法5条1項の審査基準に該当するものと解されるから；そのI. 6において「不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変化に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。」とあるのは、上記の趣旨をいうものと解すべきである。）。さらに、③ ⑦ 旧情報公開法22条が、前記(1)ア(イ)のとおり、行政機関の長は、情報公開法の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとし、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けなければならないとした上、④ 旧情報公開法施行令16条が、上記の行政文書の管理に関する定めの要件として、⑤ 当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた行政文書の保存期間の基準（この行政文書の保存期間の基準については、行政文書の内容・性質等に応じて、その作成又は取得の日から起算して1年未満の期間から30年までの期間以上の期間とするとされていた。）を定めるものであること、⑥

保存期間が満了した行政文書については、国立公文書館法の所定の規定により内閣総理大臣に移管することとするもの等を除き、廃棄することとするものであること等を規定して、行政文書が原則として一定の期間に限って保存され、このうち歴史資料として重要な公文書等については廃棄せずに国立公文書館等で公開することを予定していた（この点、旧情報公開法22条及び旧情報公開法施行令16条の規定に代わり、行政文書の管理に関して詳細かつ網羅的な規定を設けた公文書管理法及び公文書管理法施行令は、前記(1)ア(イ)のとおり、情報公開法と同様、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようすること等を目的として（公文書管理法1条参照）② 行政機関の長による行政文書の管理方法として、行政文書の保存期間等の設定を義務付けた上（公文書管理法5条1項），特に、条約その他の国際約束に関する文書であって④ 外国との交渉に関する文書、⑤他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書、⑥条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書については、その保存期間を原則として30年とする旨を明示的に規定するとともに（公文書管理法施行令8条2項1号、別表の2の項参照），その保存期間を延長するには延長期間及び延長の理由を内閣総理大臣に報告すべきこととし（公文書管理法5条4項、公文書管理法施行令9条2項参照），さらに、⑦ 国立公文書館等に移管された特定歴史公文書等についても、これを利用させることを原則とした上（公文書管理法8条1項、16条1項参照），特定歴史公文書等を情報公開法5条3号又は4号と同趣旨の情報が記録されていることを理由に制限するかどうかの判断に当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮すべき旨（公文書管理法16条2項）を規定している。）が、これらの点は、情報公開法5条各号の解釈に当たって

も参酌されるべきである。

そこで、以上の諸点を併せ考慮すると、当該不開示処分に係る行政文書が、上記③④に掲げた条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過している場合には、被告は、一般的又は類型的にみて当該行政文書に記録されている情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）に当たることを推認するに足りる事情として、同条3号又は4号の不開示情報に該当するとされる当該情報につき、当該行政文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条3号又は4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要があると解するのが相当である。

- (4) これに対し、被告は、① 情報公開法5条3号又は4号該当を理由とする不開示処分については、他の理由による不開示処分と異なり、同条3号又は4号に基づき開示をしないことを争う原告らにおいて、行政機関の長が不開示処分を行うにつき裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける主張立証しなければならない、② 当該不開示処分に係る行政文書の作成から長期間の時間を経てもなお同条3号又は4号の不開示情報に該当すると判断した理由を主張立証する必要はない旨を主張する。

しかし、①の点については、上記(3)アで説示したとおり、原告らが被告主張の点について主張立証する前提として、まずは、被告において当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報が国の安全等の確保に関するもの（同条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）に当たることを推認するに足りる情報を主張立証すべきであるから、被告の上記主張は、被告において上記の主張立証を行うことを要しない旨をいう限度において採

用することができない。また、②の点については、上記(3)イで説示したところに照らし、被告の上記主張を採用することはできない。

(5) 他方、原告らは、情報公開法5条の「原則開示、例外不開示」の基本理念や情報公開法が定める情報公開請求権が憲法21条で国民に保障されている「知る権利」を具体的な権利として保障したものであること等から、情報公開法5条各号所定の不開示情報の該当性については、その該当性を主張する被告において、「不開示とすることにより得られる利益」が「開示することにより得られる利益」を上回ることを具体的かつ詳細な事実を主張し、具体的に立証しなければならない旨を主張する。

確かに、憲法21条1項の規定は、表現の自由を保障しているところ、各人が自由に様々な意見、知識、情報を接し、これを摂取する機会を持つことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であって、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、上記規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである（最高裁昭和52年（オ）第927号同58年6月22日大法廷判決・民集37巻5号793頁、最高裁昭和63年（オ）第436号平成元年3月8日大法廷判決・民集43巻2号89頁参照）。

しかし、上記のような情報等に接し、これを摂取する自由が、憲法21条1項の趣旨、目的から、いわばその派生原理として導かれることにとどまることからすると、同項は、公文書を保有する行政機関に対して積極的に当該公文書の開示を求める具体的な請求権としての「知る権利」までを直接保障するものではなく、国が情報公開法を制定するに当たり、どのような請求権を認め、その要件や手続をどのようなものとするかは、基本的には国の立法政策に委

ねられていると解すべきである。

そうであるとすれば、情報公開法の定める開示請求権の内容、範囲等については、当該開示請求権が情報公開法によって初めて実体法上の根拠が与えられたものというべきであるから、情報公開法の趣旨及び目的を踏まえながら、その文言に即して解釈され、判断されるべきである。

そして、情報公開法 5 条 3 号、4 号又は 6 号の趣旨及び目的を踏まえ、その文言に即して解釈した場合において、当該各号の該当性につき被告において主張立証すべき事情は、前記(3)で説示したとおりであるから、原告らの上記主張が、被告において主張立証すべき事情をもって、当該各号の文言を離れ、一般的に「不開示とすることにより得られる利益」が「開示することにより得られる利益」を上回ることの具体的かつ詳細な事実とする趣旨であるとすれば、原告らの上記主張を採用することはできないというべきである。

## 2 争点(1)イ（本件各処分に係る不開示文書又は不開示部分の不開示情報該当性）について

### (1) 本件各文書の不開示理由 1 に係る不開示部分について

ア 被告は、本件各文書の不開示理由 1 に係る不開示部分に記録されている情報につき、要旨、日韓国交正常化交渉に関連し、文化財問題、法的地位問題、請求権問題等について行った韓国側との交渉の様子やその評価、政府内部での検討の様子、日本政府の具体的見解等を含むから、これを公にすれば、今後想定される北朝鮮との日朝国交正常化交渉等において、北朝鮮側に日本政府の立場の交渉上の戦術等の「手の内」を明かすことにつながり、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとして、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当する旨を主張するとともに、更に上記の点について個別の文書ごとに敷衍して主張し、関係する一部開示文書等には、不開示部分が被告主張に係る国の安全等の確保に関するものに当たることを推認させるに足りるものもある。

#### イ 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無

(ア) この点、前提事実によれば、本件各文書は、いずれも日韓会談の議事録、その添付資料又は日韓会談に関する内部検討文書等であり、条約その他の国際約束に関する文書であって、①外国との交渉に関する文書、②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれに対する回答に関する文書、その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書又は③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書のいずれかに該当すると認められる。

そうすると、前記1で説示したとおり、本件各文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条3号に定めるものに該当するか否かについて裁判所が審理するに当たっては、まず、被告において、当該情報に係る事項、当該情報の性質、本件各処分をするに当たって前提とした事実関係その他の本件各処分当時の状況等、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきところ、特に、上記のような本件各文書については、当該事情として、当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において同様にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証しなければならないものと解される。

そこで、上記の観点から、上記アの被告の主張立証を検討する。

(イ) a 被告は、本件各文書の不開示理由1に係る不開示部分に記録されている情報には、日韓国交正常化交渉に関連し、文化財問題、法的地位問題、請求権問題等について行った韓国側との交渉の様子やその評価、政府内部での検討の様子、日本政府の具体的見解等が含まれる旨を主張する。

b 前提事実（総論）(5)の事実及び証拠（乙A55）によれば、①日本及び北朝鮮は、2002年（平成14年）9月、日朝両首脳の議論の結果として、同年10月以降、日朝平壤宣言に基づいて日朝国交正常化交渉を再開することを合意し、日朝国交正常化交渉の中で、⑦日本側が北朝鮮側に行う経済協力の具体的な規模と内容、①昭和20年（1945年）8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民の全ての財産及び財産権につき相互放棄を基本原則とする具体的な取扱い、⑨在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題を協議するとともに、⑩核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題についても、関係諸国間の対話を促進しつつ、安全保障に関わる問題を協議することとしているところ、②日本による植民地統治下に置かれていた朝鮮が、第二次世界大戦後、いわゆる38度線によって韓国と北朝鮮に分断されたこととの関係上、日本と北朝鮮との関係は、その歴史的経緯や法的地位等につき、日本と韓国との関係に類似しているから、上記⑦～⑩に掲げた諸問題については、日韓国交正常化交渉（日韓会談）で採り上げられた請求権問題（対韓経済協力の点も含む。），在日韓国人の地位に関する問題及び文化財の問題と類似する部分が多いものと推認することができる。

そうであるとすれば、③日韓国交正常化交渉（日韓会談）における請求権問題（対韓経済協力の点も含む。），在日韓国人の地位に関する問題及び文化財の問題につき、日本側がいかなる検討をした上で日韓国交正常化交渉に臨んだが又は当時の日本側の見解がいかなるデータに基づいて形成されたのかなどについては、日朝国交正常化交渉においても、そこで採り上げられる上記⑦～⑩に掲げた諸問題に対する日本側の対処方針又は見解等を把握するための重要な資料になり得るところ、④北朝鮮は、日朝国交正常化交渉において上記⑦～⑩に

掲げた諸問題を協議するに当たり、当該協議を自らに有利に進展させるため、上記③で指摘したところの日本政府の見解及びその検討内容等に高い関心を有し、可能な限りの情報収集を図ろうとするであろうと推認することができる。

- c しかしながら、前提事実及び掲記の証拠並びに弁論の全趣旨によれば、次のような事情も指摘することができる。すなわち、⑤ 日韓国交正常化交渉（日韓会談）は、昭和26年（1951年）から昭和40年（1965年）までの14年間にわたり行われたものであり、その交渉経緯等については、日本及び韓国の政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せられていたから、当時の国会審議や一般報道で大きく取り上げられていたし、また、日韓会談終了後本件各処分に至るまでの間には、日本政府によっても本件各文書の開示部分のように日韓会談に関する文書の開示が行われているから、日韓国交正常化交渉（日韓会談）の交渉経緯やそこで採り上げられた諸問題についての日韓両政府の主張の各概要は、既に公知の事実であるといえる。さらに、⑥ 韓国においては、2004年（平成16年）2月のソウル行政法院の判決を契機として、2005年（平成17年）に韓国政府が保有する日韓会談に関する韓国側の文書（韓国側開示文書。これらの文書が、日韓会談の予備会談の頃（昭和25年頃）からの日韓会談全般にわたることとは、インターネット上でも明らかにされており、公知の事実であるといえる。また、原告らの主張によれば、これらの文書は、全体で156件、約3万6000ページにも及ぶとされている。）が公開されるに至っているところ（甲99、130、137、144），後に別紙5の「第3 当裁判所の判断」でも説示するとおり、韓国側開示文書には、韓国側が作成した文書だけでなく、④日韓会談の際に日本側が韓国側に手交するなどした文書や⑤日本側

が提示した請求権問題等に係る具体的データ等が正確に記録された文書が現に含まれているから（この点につき、甲144参照），本件各文書中の日韓会談の際に提示された日本側の提案の具体的な内容や日韓両政府間で協議された諸問題に係る具体的データのうち相当程度のものが韓国側開示文書によって既に公にされている可能性が高い。また、

⑦ 日韓国交正常化交渉（日韓会談）が行われた昭和26年から昭和40年までの間に日本政府が上記⑦～⑨に掲げた諸問題に関して検討した内容や試算の中には、その当時の日本の財政事情、経済情勢又は貨幣価値等を前提にしたものがあり得るところ、これらの事情については、既にそれから30年以上経過していることから、日韓国交正常化交渉（日韓会談）の当時と（日朝国交正常化交渉が行われている）本件各処分の当時とでは著しく変化しているものといわざるを得ない。

(ウ) 以上の諸事情を総合考慮すれば、被告が主張する本件各文書の不開示理由1に係る不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができるかどうかについては、次の点を指摘することができる。

a 本件各文書中の開示部分に記録されている情報と同一の内容のもの等

まず、本件各文書に記録されている情報であってこれを開示する旨の決定がされたものについては、処分行政庁である外務大臣において、当該情報が情報公開法5条3号所定の国の安全等の確保に関するものに当たるかどうかについて、諸般の事情を総合考慮して慎重に検討し、必要に応じて専門的・技術的判断又は高度に政策的な判断をも行った上で、これに当たらないと判断したものである（この点については、本件の審理において、被告が、外務大臣において、情報公開制度の意義や情報公開によりもたらされる公益について深く認識した上、外務

省所管の事務を国民に説明する責務をより一層全うすべく、情報公開法所定の不開示情報該当性につき、政策的・専門的・技術的見地から総合的に検討した上で該当性の有無を判断した旨を繰り返し主張していることから明らかである。）。

すなわち、本件各文書の開示決定部分に記録されている情報は、たとえその内容が一見北朝鮮当局が日朝国交正常化交渉の協議事項又は協議され得る事項に対する日本側の対処方針又は見解等を把握するための重要な資料になり得るものであったとしても、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国に関する政務の処理に係る事務等をつかさどり、これらの事務に対する高度の政策的・専門的・技術的判断に優れる外務省の長である外務大臣において、これを公にして北朝鮮当局がこれを知り得ることになったとしても、日朝国交正常化交渉その他の北朝鮮との交渉において、日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれがなく、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがないと判断したものであるといわざるを得ない。

そうであるとすれば、本件各文書のうち処分行政庁の開示決定がされた部分に記録されている情報と同一の内容のもの又はその情報の性質上同一のものと評価し得るものは、たとえ当該開示決定がされた行政文書以外のものに記録されている場合であっても、これらの情報の内容の同一性や開示の判断時期の同時性若しくは近接性等に照らし、特段の事情がない限り、当該情報が国の安全の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を欠くものといわざるを得ない。

したがつて、本件各文書の不開示部分に記録されている情報が本件各文書の開示部分に記録されているものと同一の内容のもの又はその情報の性質上同一のものと評価し得るものである場合には、被告において上記特段の事情を主張立証しない限り、一般的又は類型的にみて、

国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができないというべきである（なお、本件各文書の開示部分に記録されている当該情報が開示請求に応じて常に開示されることになるであろうことからすれば、当該情報は北朝鮮当局にとっても容易に入手し得るものであると評価せざるを得ないから、後記 b に説示するような、④当該情報を記録した係争行政文書の開示決定をすることによって初めて⑤当該情報が北朝鮮当局にとって日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るという意味での因果関係を欠くことにもなる。）。

なお、この点については、情報公開法 5 条 4 号の公共安全秩序維持情報及び同条 6 号の事務事業情報の該当性判断においても、上記と同様のことが指摘することができるから、被告主張の不開示理由 1 以外の不開示理由に係る不開示部分に記録されている情報についても、結論において同様である。

b 次に、本件各文書の不開示理由 1 に係る不開示部分に記録されている情報が、被告主張のとおり、日韓会談における請求権問題（対韓経済協力の点を含む。），在日朝鮮人の地位に関する問題又は文化財の問題について、その当時、日本側が検討した内容若しくはその検討の前提となったデータ又は当時の日韓会談に臨むに当たっての対処方針若しくは交渉戦術等であったとしても、これを公にすることにより、北朝鮮当局が当該情報に係る上記の各問題に関する日本政府の検討内容、見解又は対処方針等を事前に把握し又は推測する材料となり、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるというためには、④当該情報を記録した行政文書の開示決定をすることによって初めて⑤当該情報が北朝鮮当局にとって日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るという意味での因果関係が必要である。

このような観点から見ると、当該情報が、被告が主張するような情報であったとしても、次の場合については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができないというべきである。

(a) 当該情報が、日韓会談において日本側が韓国側に提供した文書又は韓国側から提供された文書に記録されているものである場合

上記(イ) c ⑥で説示したところによれば、日韓会談において日本側が韓国側に提供した文書又は韓国側から提供された文書は、特段の事情がない限り、上記各文書自体が韓国側開示文書として開示されているものと推認することができ、しかも、本件各文書に関しては、韓国側開示文書が昭和26年（1951年）頃の日韓会談の予備会談以降昭和40年（1965年）頃の日韓会談の妥結に至るまでの全般にわたるものであることが公知の事実となっている。

そうであるとすれば、上記各文書に記録されている情報は、もはや北朝鮮当局が韓国側開示文書によって当該情報を入手し得る以上、たとえ本件各文書中の当該情報を記録している部分の不開示決定をしたとしても、北朝鮮当局が当該情報に係る上記の各問題に関する日本政府の検討内容、見解又は対処方針等を事前に把握し又は推測する材料にできなくなるわけではないから、④当該情報を記録した行政文書の開示決定をすることによって初めて（新たに）⑤当該情報が北朝鮮当局にとって日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るという意味での因果関係を欠くことが明らかである。

そして、韓国側開示文書として開示されているものと推認される上記各文書に当たるかどうかは、処分行政庁である外務大臣において、上記のような公知の事実を踏まえて、当該文書自体又は当該文

書の作成・入手等の経緯から容易に判断できる事項であることも併せ考慮すると、当該情報が日韓会談において日本側が韓国側に提供した文書又は韓国側から提供された文書に記録されているものである場合には、一般的又は類型的にみて、これを公にすることにより、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいはず、国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができないというべきである。

(b) 当該情報が、⑦当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在において一般に入手可能なもの又は④一般に入手可能な他の書籍等から引用されたものである場合

当該情報が、日韓会談当時、前記の各問題を検討する前提とされた金額・数値等のデータに当たるものであったとしても、例えば、官公庁が発表する白書に登載される統計的情報等、⑦当該日韓会談における前記の各問題を検討する目的で独自に調査して得られた情報ではなく、当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在において一般に入手可能なもの又は④一般に入手可能な他の書籍等から引用されたものである場合には、当該情報が一般に入手し得るものである以上、たとえ本件各文書中の当該情報を記録した部分の不開示決定をしたとしても、北朝鮮当局が当該情報に係る上記の各問題に関する日本政府の検討内容、見解又は対処方針等を事前に把握し又は推測する材料とできなくなるものではないから、④当該情報を記録した行政文書の開示決定をすることによって初めて⑥当該情報が北朝鮮当局にとって日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るという意味での

因果関係を欠くことが明らかである。

したがって、当該情報が、②当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在において一般に入手可能なものの又は①一般に入手可能な他の書籍等から引用されたものである場合には、一般的又は類型的にみて、これを公にすることにより、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいはず、国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができないというべきである。

もっとも、当該情報が、②当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在において一般に入手可能なものの又は①一般に入手可能な他の書籍等から引用されたものであるかどうかについては、当該情報の内容等を特定するに当たり、それが上記のようなものに該当することが認められるならば、一般的又は類型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができないというものであるから、裁判所の審査方法としては、当該情報の内容又は当該情報が記録されている文書の他の記載内容等からこれに該当することが明らかであるかどうかという観点から検討すれば足りるというべきである（なお、仮にこの点について原告らが個別的・具体的に主張立証した場合には、当該情報を不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける事実になり得るものというべきである。）。

- (c) 当該情報が、専ら当時の財政事情、経済情勢又は貨幣価値等に基づく検討内容又は計算金額等である場合

当該情報が、例えば、その当時の物資の価格や民間会社の見積りに依拠して計算された金額である場合には、日韓会談当時と現在とでは経済情勢や貨幣価値等が著しく変化しており、当該計算金額の情報価値はもやは陳腐化しているものといわざるを得ないから、当該計算金額をもって当該計算金額に係る前記の各問題に関する現在の日本政府の検討内容等を把握し又は推測することができないことは明らかである。また、当該情報が、例えば、専ら当時の日本の財政事情等を前提として行われた国の事業等に関するものである場合についても、やはり日韓会談当時と現在とでは財政事情等が著しく変化しているから、上記と同様である。

したがって、当該情報が、専ら当時の財政事情、経済情勢又は貨幣価値等に基づく検討内容又は計算金額等である場合には、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができないというべきである。

- c. さらに、被告が主張する本件各文書の不開示理由1に係る不開示部分に記録されている情報は、日韓会談で協議の対象となった事項の内容・性質に着目すれば、⑦請求権問題（対韓経済協力の点も含む。）に関するもの、⑧在日韓国人の地位に関する問題に関するもの、⑨文化財問題に関するものに分類することができる。

以下、これらについて更に検討する。

(a) 請求権問題（対韓経済協力の点も含む。）に関する情報

請求権問題（対韓経済協力の点を含む。）に関する情報には、⑩日韓会談の具体的交渉の際の請求権問題に関する対処方針・交渉戦略に係るもの、⑪韓国側の日本側に対する請求項目・金額又は対韓経済協力の金額・方式等について日本側が検討した具体的な解決策又は試算・査定の額等に係るもの、⑫請求権問題に関する諸問題に

について日本側が検討した具体的見解等に係るもの等がある。

このような請求権問題（対韓経済協力の点を含む。）に関する情報は、前記のとおり請求権問題及び経済協力が日朝国交正常化交渉で協議の対象となるものであるから、当該情報が専ら日本政府部内で検討されたものである以上、上記 a 及び b で説示した場合に当たるものでない限り、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が当該情報に係る上記の各問題に関する日本政府の検討内容、見解又は対処方針等を事前に把握し又は推測する材料となり、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがあるということができる。

なお、⑤韓国側の日本側に対する請求項目・金額又は対韓経済協力の金額・方式等について日本側が検討した具体的な解決策又は試算・査定の額等に係る情報については、当該試算・査定の額の前提とされた実測的又は統計的な金額・数値等を含め、本件各文書の開示部分その他の行政文書の開示部分又は韓国側開示文書で既に公にされたものがあるところ、その概要是、別紙 7 のとおりである（なお、その認定に供した証拠は、別紙 7 に記載したとおりである。）。

#### (b) 在日韓国人の地位に関する問題に係る情報

本件各文書の不開示理由 1 に係る不開示部分に記録されている情報であって在日韓国人の地位に関する問題に関するものは、①日韓会談の具体的交渉の際の在日韓国人の地位に関する問題に関する対処方針・交渉戦略に係るもの、②当時の在日韓国人の法的地位に関する問題について日本側が検討した具体的見解等がある。

このうち、①日韓会談の具体的交渉の際の在日韓国人の地位に関する問題に関する対処方針・交渉戦略に係るものについては、前記のとおり在日韓国人の地位に関する問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となるものであるから、当該情報が専ら日本政府部内で検

討されたものである以上、上記 a 及び b で説示した場合に当たるものでない限り、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が当該情報に係る上記の各問題に関する日本政府の検討内容、見解又は対処方針等を事前に把握し又は推測する材料となり、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがあるということができる。

しかし、②当時の在日韓国人の法的地位に関する問題について日本側が検討した具体的な見解等については、日韓会談当時の国籍法及び入国管理関係法令等を前提として議論されたものであり、前提事実のとおり、その後 40 年余り経過する間に日本国内で在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたこと等も併せ考慮すると、前記のとおり在日韓国人の地位に関する問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となるとしても、当該具体的な見解等が現在の関係法令等を前提としてもなお意義を有するものであることが被告によって具体的に主張立証されない限り、当該情報に係る上記の各問題に関する現在の日本政府の検討内容、見解又は対処方針等を事前に把握し又は推測する材料とはなり得るものであると推認することはできず、北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがあるということはできないものといわざるを得ない。

### (c) 文化財問題に関する情報

本件各文書の不開示理由 1 に係る不開示部分に記録されている情報であって文化財問題に関するものは、文化財問題の性質及び前提事実（総論）(5)で説示した日韓会談における文化財問題に関する交渉経緯等に鑑みると、①日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等に関する客観的事実（品名、数量等）又は当時の評価額等、②日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等、③その他のものに分類することができます。

きる。

① 日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等に関する客観的事実等

このうち、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等に関する客観的事実等に関するものは、日韓会談当時における日本側の見解を形成するに当たりその前提とされたこと自体は否定し得ない。

しかしながら、日本は、⑦ 前提事実（総論）(5)の事実によれば、日韓会談において、韓国による韓国文化財の返還請求に対し、文化交流の一環としてある程度の国有文化財を寄贈するという立場を一貫して示していたから、① この観点からは、日朝国交正常化交渉において文化財問題が協議されることになっても、上記同様の立場を示すことが容易に想定されるところ、⑨ そうであるとすれば、北朝鮮当局は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等に関する客観的事実等を知り得たとしても、これによって上記の立場にある日本の対処方針等をより詳細に把握し得るとはいひ難い（なお、本件各文書の不開示理由1に係る不開示部分に記録されている情報で言及されるとされる個別具体的な書籍や文化財等との関係でみても、日韓会談においては、日本は、韓国側の請求に係る文化財のうち韓国側に寄贈するものの品目及び数量等は、日本側が選択し、決定するという観点から、韓国側との交渉を行っていたから、当該情報が公にされたとしても、北朝鮮当局は、これらのうち韓国に寄贈するとの意思決定がされて既に引き渡されたもの又はその当時韓国に寄贈しないとの意思決定がされていたものに関する客観的事実等を把握し得るにすぎず、こ

の点のみから後記②のような日本側が韓国側に寄贈することとしたものの選別基準等を推測することは相当困難であるといわざるを得ない。）。この点をおくとしても、少なくとも日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等に関する客観的事実については、日韓会談の当時から、日韓両政府間でやり取りされており、例えば、証拠（乙A186, A222, A231, A258, A274）及び弁論の全趣旨によれば、韓国側が日本側に対して「日本所在韓国國宝美術工芸品目録」（昭和28年5月14日提出のもの）、「返還請求韓国文化財目録」（昭和37年2月28日提出のもの）等を送付し、他方、日本側も韓国側に対して「韓国出土品美術リスト（東京博物館所蔵）」（昭和33年4月15日提出のもの）、宮内庁所蔵統監府本・曾禰本目録（昭和38年4月3日及び同月13日提出のもの）、引渡品目に関する日本側リスト（昭和40年6月11日提出のもの）等を送付していることが認められるが、前記(イ)cのとおり、韓国において韓国政府の保有する日韓会談に関する文書が公開されていることをも併せ考慮すれば、これらの目録等が韓国において公開されているものと考えられるから、これらの目録等に記録されている情報は、北朝鮮との関係においても、北朝鮮当局が容易に入手し得るものであるということができる。

以上の点に加え、本件各文書の開示部分には、日本に所在する朝鮮半島に由来する文化財の品名等を明らかにしているものが多数存在すること（例えば、乙A222, A245参照）等、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を併せ考慮すると、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等に関する情報（当該書籍や文化財等に関する客観的事実

等)は、これらの情報が公にされたとしても、新たに北朝鮮当局が日朝国交正常化交渉における文化財問題に関する日本側の対処方針等を把握し又は推測する材料となり得るものでなく、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないから、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできないというべきである。

なお、被告は、北朝鮮当局が日本に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストを知れば、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると主張するが、上記で説示したところによれば、北朝鮮当局が日本に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストを知ることとなつたとしても、そのことから直ちに日朝国交正常化交渉における文化財問題の協議の際の日本政府の検討内容等(手の内)を把握できるわけではないから、日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被るということはできず、被告の上記主張は合理的な根拠を欠いているものといわざるを得ない。

## ② 日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等

以上に対し、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等(当該書籍や文化財等の当時の評価額を含む。以下同じ)については、上記①で説示した日韓会談において文化財問題に関して一貫して示してきた日本の立場等に照らしても、日朝国交正常化交渉において文化財問題が協議された場合には、北朝鮮の請求に対して日本側が対応を検討するに当たり参考にされるであろうものであるし、また、それが日本政府部内(外務省等の行政機関内部若しくはその他の省庁等

も含めた行政機関相互の間又は他の法人・機関等との間) の審議、検討又は協議に関するものであり、かつ、これまでに韓国側に提示されたことがないものである限り、既に公開されている韓国政府が保有する日韓会談に関する文書に含まれる余地のないものである。

そうであるとすれば、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等に関する情報は、今後行われる日朝国交正常化交渉において文化財問題が取り上げられる余地がある以上、本件各文書の作成後相当期間が経過していること、本件各処分の当時、それらの審議、検討又は協議において発言をした者のほとんどがその年齢等に照らして当時の公務員としての地位等を喪失していたものと推認することができるここと等を考慮しても、これらの情報が公にされれば、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の対処方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえず、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがないとはいえないから、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができるというべきである。

もっとも、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等に関するものであっても、日本において開示された他の行政文書に含まれており、既に公にされているものについては、北朝鮮当局が容易に入手し得る以上、これを公にしたとしても、新たに北朝鮮当局が日朝国交正常化交渉における文化財問題に関する日本側の対処方針等を把握し又は推測する材料となり得るものでなく、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないから、一般的又は類型的にみ

て、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできないというべきである。

### (③) その他のもの

上記①及び②以外の情報については、当該情報が日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等に準じるものであるかどうかを精査すべきであり、これが肯定される場合には、上記②と同様の判断をすることができるが、これが否定される以上、北朝鮮当局が日朝国交正常化交渉における文化財問題に関する日本側の対処方針等を把握し又は推測する材料となり得るものとはいい難く、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないから、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできないというべきである。

(エ) 上記(ウ)で説示したところを踏まえ、本件各文書の不開示理由1に係る不開示部分について、被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無を検討するに、これについての当裁判所の判断は、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由1に係る不開示情報該当性について」で説示するとおりである。

なお、上記のうち、当裁判所において、本件各文書の不開示理由1に係る不開示部分に記録されている情報が本件各文書の開示部分に記録されているものと同一の内容のもの又はその情報の性質上同一のものと評価し得るものに当たると判断したものについて、被告は、上記(ウ)aで説示した特段の事情を具体的に主張立証しておらず、上記(ウ)aで説示した原則どおり、当該情報が国の安全の確保に関するものに当たることを推認するに足りる情報を欠くと認められるから、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由1に係る不開示情報該当性について」に

においては、上記特段の事情に関する説示を省略している。また、「第3当裁判所の判断」においては、当該情報が本件各文書の一部開示部分と同趣旨又は類似のものである可能性を指摘したものがあるが、これは、情報公開法に基づく不開示情報についての裁判所の審理の制約上、当該情報の内容と本件各文書の一部開示部分の内容とを直接比較対照することができないため、これらが同一のものであると認定するに至らなかつたことを意味するものであるから、外務大臣においては、上記指摘のある不開示部分に記録されている情報については、これが当裁判所の指摘に係る本件各文書の一部開示部分と同一のものであるか否かを確認した上、当該情報の不開示情報該当性を再検討すべきである（以上のお書きの点は、不開示理由2以下の不開示情報該当性の判断においても同様であるから、以下では、その説示を省略する。）。

#### ウ 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

- (ア) 本件各文書の不開示理由1に係る不開示部分に記録されている情報のうち、上記イで被告において主張立証すべき事情が認められたものについては、更に本件各処分のうち上記情報に係るものにつき、外務大臣に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められるか否かを検討する。
- (イ) この点については、前記1で説示したとおり、① 当該情報が国の安全等の確保に関する情報に当たり、かつ、② 当該情報に情報公開法5条3号所定の「おそれ」があると外務大臣が認めることにつき相当の理由があるかにつき、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、当該外務大臣の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるかを判断すべきところ、被告において、当該情報を開示することにより、同号所定の「おそれ」があることが一般的又は類型的にみて肯定されること

から、原告らにおいて、その「おそれ」があるとして当該不開示部分を不開示とした処分につき外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があつたことを基礎付ける具体的事實について主張立証しなければならないこととなる。

(ウ) 上記(イ)で説示したところを踏まえ、上記(ア)で指摘した本件各文書の不開示理由1に係る不開示部分を検討すると、これについての当裁判所の判断は、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由1に係る不開示情報該当性について」の項の「(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について」で説示するとおりである。

なお、上記各不開示部分に共通する事項に係る当裁判所の判断の詳細は、次のとおりである。

a 韓国側開示文書によって既に公にされている情報（前記(1)イ(ウ)b (a)以外のもの）と同一の内容のもの又はその情報の性質上同一のものと評価し得るものである場合と裁量権の範囲の逸脱及びその濫用の有無

前記イ(イ)c⑥で説示した事実並びに前提事実（総論）(5)及び別紙5の各「第3 当裁判所の判断」欄で認定した事実を総合すれば、日韓会談においては、日本側が、韓国側に対し、口頭により、前記イ(ウ)cの各問題に関する具体的解決策を提案・提示し又は前記の各問題を検討する前提となつた各種のデータ等を提供するなどしたことが明らかであるところ、例えば、請求権問題を検討する前提となつたデータに関し、日本側が韓国側に口頭で伝えた内容が韓国側開示文書で正確に記録されて公にされていることが認められる（なお、甲.1 4 4 参照）。

以上の事実によれば、本件各文書に記録されている情報のうち、韓国側開示文書によって既に公にされている情報と同一の内容のもの又

はその情報の性質上同一のものと評価し得るものについては、もはや北朝鮮当局が韓国側開示文書によって当該情報を入手し得る以上、当該情報について、たとえ不開示決定をしたとしても、北朝鮮当局が当該情報に係る上記の各問題に関する日本政府の検討内容、見解又は対処方針等を事前に把握し又は推測する材料にできなくなるわけではなく、①当該情報を記録した行政文書の開示決定をすることによって初めて⑥当該情報が北朝鮮当局にとって日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るという意味での因果関係を欠くことになる。

そうであるとすれば、当該情報を情報公開法の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報の内容が北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるものでないことについて重大な事実誤認等があり、又は、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものといわざるを得ない。

したがって、原告らにおいて、外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又は濫用を基礎付ける事情として、当該情報が韓国側開示文書によって既に公にされている情報と同一の内容のもの又はその情報の性質上同一のものと評価し得るものであることを主張立証した場合には、当該情報を不開示情報に当たるとした外務大臣の判断は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用により違法であるというべきである。

これに対し、被告は、本件各文書は、韓国政府が認識し得ない日本政府部内で検討、協議された資料等を含んでいるから、韓国政府によりその保有に係る日韓会談に関する文書が公開されているとしても、本件各文書の情報公開法5条3号の不開示情報該当性は否定されない旨主張するが、本件各文書の不開示理由1に係る不開示部分に記録されている情報の全てが韓国政府が認識し得ないものであるわけではな

く、上記のような情報に関しては、被告の上記主張を採用することはできない。

b 裁量権の範囲の逸脱及びその濫用の有無に関する原告らの主張に対する当裁判所の判断の詳細

(a) 原告らは、① 日韓会談において日本側がとった外交戦術は、当時から広く知られていたこと、② 日韓会談当時に日本政府が検討した内容は、その当時と現在とでは外交関係及び国際政治状況等（例えば、現在では、東西冷戦が終わり、日本の歴史認識や植民地支配に関する考え方も大きく変わった上、日朝国交正常化交渉においては、日韓会談当時には存在しなかった核問題や拉致問題といった解決困難な問題も存在しており、日本と北朝鮮以外の米国や中国等の動向も考慮しなければならない状況にある。）が異なっており、全く無意味なものとなっていることから、これを公にしたとしても、北朝鮮当局に日本政府の手の内を知られることにはならない旨を主張する。

しかしながら、①の点については、本件各文書の不開示部分に記録されている日本側の交渉戦術は、原告らが主張するような広く一般に知られているものとは異なり、韓国との個々具体的な交渉状況を踏まえて検討された個別的・具体的なものであるから、原告ら指摘の点をもって、これを公にしたとしても、日朝国交正常化交渉において日本が交渉上の不利益を受けるおそれがないということはできない。また、②の点についても、例えば、請求権問題についてみれば、日韓会談において日韓両政府間で協議された事項は、韓国側の対日請求権の存否及び金額、日本側の韓国に対する請求権の存否及び金額並びにこれと韓国側の対日請求権との関係等であるところ、これらの点は、日朝平壤宣言においても、昭和20年（1945

年) 8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民の全ての財産及び財産権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議するとされている以上、日朝国交正常化交渉で上記各事項等も協議される余地があり、原告ら主張の事情から上記各事項等に関する情報が当該事項等に対する日本側の対処方針又は見解等を把握するための重要な資料になり得ることは直ちに否定されるものではない（以上の点は、⑦請求権問題（対韓経済協力の点も含む。）以外の①在日韓国人の地位に関する問題、⑨文化財問題についても、これらの問題に関する当時の日本側の検討内容が専ら当時の外交関係及び国際政治状況等（日本の歴史認識等も含む。）に基づいて検討されたものとまではいえず、他方、これらの問題が日朝平壤宣言において日朝国交正常化交渉における協議事項とされていることから、同様である。）。

したがって、以上に説示したところに反する原告らの上記主張を採用することはできない。

(b) 原告らは、本件各文書中の不開示理由1に係る不開示部分に記録されている情報のうち試算方法に係るものについては、それが合理的なものであればこれをもって堂々と交渉すれば足り、それが不合理なものであれば有用なものではないから、これを公にしたとしても、北朝鮮当局に日本政府の手の内を知られることにはならない旨を主張する。

しかしながら、前記(a)でも指摘したとおり、請求権問題は、平壤宣言により、日朝国交正常化交渉において協議されることとされており、現時点では、請求権問題としてどのような内容をどこまで協議するかの見通しが明らかではない以上、日韓会談当時日本政府が検討した試算方法については、それに合理性があるかどうかを問

わざ、当該事項等に対する日本側の対処方針又は見解等を把握するための重要な資料になり得ることが直ちに否定されないから、日本側が日韓会談当時の試算方法でいまだ対外的に明らかになっていないものに関する情報を公にすれば、日朝国交正常化交渉において日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を受けるおそれがあるといわざるを得ない。

したがって、以上に説示したところに反する原告らの上記主張を採用することはできない。

#### エ 小括

以上によれば、本件各文書の不開示理由 1 に係る不開示部分のうち、⑦情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当する部分は、別紙 3 処分目録の通し番号 1-1 ~ 1-259 に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑧適法部分」欄に記載するとおりであり、①同号の不開示情報に該当しない部分は、別紙 3 処分目録の通し番号 1-1 ~ 1-259 に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑦取消部分」欄に記載するとおりである。

#### (2) 本件各文書の不開示理由 2 に係る不開示部分について

ア 被告は、本件各文書の不開示理由 2 に係る不開示部分に記録されている情報につき、要旨、これは、日韓会談及びその準備段階の政府部内における議論の内容やそれに対する評価、政府部内での検討の様子等の内部機密情報であり、政府の非公式見解、韓国側担当者に対しての率直な評価、第三国政府の情報や論評等、公開されることが想定されていない内容をも含むものであるところ、これを公にすることにより、現在良好な二国間関係を維持している韓国との間の信頼関係を損ねるおそれがあり、かつ、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、情報公開法 5 条 3 号及び 6 号の不開示情報に該当する旨を主張するとともに、更に上記の点について個別の文書ごとに敷衍して主張し、関係する一部開示文書等には、

不開示部分が被告主張に係る国の安全等の確保に関するものに当たることを推認させるに足りるものもある。

イ 情報公開法 5 条 3 号の該当性について

(ア) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無

a この点、前提事実によれば、本件各文書は、いずれも日韓会談の議事録、その添付資料又は日韓会談に関する内部検討文書等であるから、条約その他の国際約束に関する文書であって、①外国との交渉に関する文書、②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書又は③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書のいずれかに該当すると認められる。

そうすると、前記 1 で説示したとおり、本件各文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法 5 条 3 号に定めるものに該当するか否かについて裁判所が審理するに当たっては、まず、被告において、当該情報に係る事項、当該情報の性質、本件各処分をするに当たって前提とした事実関係その他の本件各処分当時の状況等、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきところ、特に、上記のような本件各文書については、当該事情として、当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において同号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証しなければならないものと解される。

そこで、上記の観点から、前記アの被告の主張立証を検討する。

b 被告は、本件各文書のうち不開示理由 2 に係る不開示部分が存するものに記録されている情報は、日韓会談及びその準備段階の政府部内

における議論の内容やそれに対する評価、政府部内での検討の様子等の内部機密情報であり、政府の非公式見解、韓国側担当者についての率直な評価、第三国政府の情報や論評等、公開されることが想定されていない内容をも含むものであると主張するところ、一般論としては、このような情報は、それが日本政府部内の意思決定をするのに未熟な時点での公開され、又は一定の意思決定の前提となつたものが尚早な時期に公開されれば、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、誤解や憶測に基づき他国又は日本国民の間に混乱等を生じさせたり、また、韓国の国民一般に反日感情を呼び起したりするなどして、他国等との信頼関係が損なわれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあることは否定し難い。

しかしながら、前提事実によれば、これらの情報は、いずれも昭和25年（1950年）頃から昭和40年（1965年）頃までの間に政府部内でされた審議、検討又は協議に関するものであるところ、当該審議等がされてから本件各処分に至るまでの間に既に30年以上の期間が経過しており、当該審議等の対象となった日韓会談自体が昭和40年（1965年）の日韓基本条約等の締結により所期の目的を達するに至っていると認められる。また、上記のように当該審議等がされてから本件各処分に至るまでの間に30年以上の期間が経過したことに鑑みれば、本件各処分の当時、当該審議等において発言をした者のほとんどが当時の公務員としての地位等を喪失しており、他方、日本政府又は日本政府関係者から当該審議等で評価の対象とされた事項のうち、韓国の政治体制は上記の間に大きく変化しているし、日韓会談当時の政府高官その他の韓国側担当官も、上述した日本政府関係者と同様、当時の地位等を喪失していたことを容易に推認することがで

きる。

これらの諸点を総合すれば、被告が主張する本件各文書の不開示理由 2 に係る不開示部分に記録されている情報は、これらの情報が公にされたとしても、一般的又は類型的にみて、本件各処分の当時、日韓会談に関して、韓国その他の外国や日本政府部外からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、誤解や憶測に基づき韓国又は日本国民の間に混乱等を生じさせたり、また、韓国の国民一般に反日感情を呼び起こしたりするなどして、韓国との信頼関係が損なわれ又は韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるということはできない。

もっとも、これらの情報が、本件各処分当時において、なお日本と韓国その他の外国（韓国等）との間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等であるなどの事情がある場合には、事柄の性質上、これらの情報を公にすることにより、一般的又は類型的にみて、誤解や憶測に基づき韓国等又は日本国民の間に混乱等を生じさせたり、韓国等がこれらの情報を利用して自国に有利な立場で日本国政府と交渉したりすることになる可能性を否定することができないし、また、これらの情報が、当時の韓国政府若しくは政府高官その他の日韓会談担当者又はその対応等に対する否定的な評価にとどまらず、これらの情報が記録されている文書全体の趣旨・目的やその当時と本件各処分時の日韓情勢の相違等も参酌して客観的にみた場合に、現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであるときも、現在の韓国国民の反日感情を呼び起こし、韓国との信頼関係や交渉に影響を及ぼす可能性を否定できないから、韓国等との信頼関係が損なわれ又は韓国等との交渉上不利益を被るおそれがないとまではいえない。

- c そうであるとすれば、これらの情報は、日韓会談及びその準備段階の政府部内における議論の内容やそれに対する評価、政府部内での検討の様子等の内部機密情報であることのみをもって、直ちに、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできないといわざるを得ないが、これらの情報が本件各処分当時においてなお日本と韓国等との間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等であったり、現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであったりするなどの事情がある場合には、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認する余地があるということができる。
- d したがって、被告が主張する本件各文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができるかどうかについては、これらの情報が本件各処分当時においてなお日本と韓国等との間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等であったり、現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであったりするなどの事情があるかどうかを踏まえて個別的・具体的に検討すべきところ、このような観点から本件各文書の不開示理由2に係る不開示部分につき被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無を検討した結果は、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由2に係る不開示情報該当性について」の項の「(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無」で説示するとおりである。

(イ) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

- a 本件各文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報のうち、前記(ア)で被告において主張立証すべき事情が認められたものについては、更に本件各処分のうち上記情報に係るものにつき、外務大臣に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められるか否かを検討する。
- b この点については、前記1で説示したとおり、① 当該情報が国の安全等の確保に関する情報に当たり、かつ、② 当該情報に情報公開法5条3号所定の「おそれ」があると外務大臣が認めることにつき相当の理由があるかにつき、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、当該外務大臣の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるかを判断すべきところ、被告において、当該情報を開示することにより、同号所定の「おそれ」があることが一般的又は類型的にみて肯定されることから、原告らにおいて、当該不開示部分を不開示情報に当たるとした外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があつたことを基礎付ける具体的な事実について主張立証しなければならないこととなる。
- c (a) 上記bで説示したところを踏まえ、上記aで指摘した本件各文書の不開示理由2に係る不開示部分を検討すると、これについての当裁判所の判断は、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由2に係る不開示情報該当性について」の項の「(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について」で説示するとおりである。  
(b) これに対し、原告らは、被告において、本件各文書の不開示理由2に係る不開示部分の内容として、対象文書全般又は開示部分を含めた文書の内容を説明するにとどまり、当該不開示部分を開示と

した判断を正当化する識別に関する情報を主張していない旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、前記 a で指摘した本件各文書の不開示理由 2 に係る不開示部分（被告において主張立証すべき事情が認められたもの）については、一般的又は類型的にみて、当該不開示部分に記録されている情報が情報公開法 5 条 3 号所定の国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができるのであり、これを超えて不開示部分の内容等について被告が具体的に主張立証しなければならないとすれば、実質的に同号の不開示情報に該当する情報を開示させることと同一の結果を招くことになるから、外務大臣（又は被告）が原告ら主張の点を明らかにしないことをもって外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実であるとはいえない。

したがって、原告らの上記主張を採用することはできない。

#### ウ 情報公開法 5 条 6 号の該当性について

##### (ア) 情報公開法 5 条 6 号該当性の判断枠組み

前記 1 で説示したとおり、本件各文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法 5 条 6 号に定めるものに該当するか否かについて裁判所が審理するに当たっては、被告において、① 当該情報が国の機関が行う事務又は事業に関する情報に当たり、かつ、② 当該事務又は事業の根拠規定や趣旨、その目的や種類、その目的達成のための手法等に照らし、一般的・類型的な意味における公益的な開示の必要性等も比較考量して客観的に検討したとしても、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適切な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めることに足りる事情を主張立証すべきである。

##### (イ) 情報公開法 5 条 6 号該当性の当てはめ

そこで、上記の観点から、前記アの被告の主張立証を検討すると、これについての当裁判所の判断は、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由2に係る不開示情報該当性について」のうち、「（情報公開法5条6号の該当性について）」の項の「(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ」で説示するとおりである。

## エ 小活

以上によれば、本件各文書の不開示理由2に係る不開示部分のうち、⑦情報公開法5条3号の不開示情報に該当する部分は、別紙3処分目録の通し番号2-1~2-109に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑧適法部分」欄に記載するとおりであり、①同条3号及び6号のいずれの不開示情報にも該当しない部分は、別紙3処分目録の通し番号2-1~2-109に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑦取消部分」欄に記載するとおりである。

### (3) 本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分について

ア 被告は、本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分につき、要旨、これには、⑦現在においても日韓間で立場の異なる竹島問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子の子細、①日韓両政府において公表を前提としないで行われた政府当局者による率直な会談の記録又は具体的提案、⑦日本の外務省職員等が取得した竹島問題に関する他国政府関係者の見解又は発言に関する情報が記録されているところ、これを公にすることにより、韓国等の他国との信頼関係を損ない、又は我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるから、情報公開法5条3号に該当する旨を主張し、さらに、上記の点について個別の文書ごとに敷衍して主張するとともに、関係する一部開示文書等には、不開示部分が被告主張に係る国安全等の確保に関するものに当たることを推認させるに足りるものもある。

イ 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無

(ア) この点、前提事実によれば、本件各文書は、いずれも日韓会談の議事録、その添付資料又は日韓会談に関する内部検討文書等であるから、条約その他の国際約束に関する文書であって、①外国との交渉に関する文書、②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書又は③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書のいずれかに該当すると認められる。

そうすると、前記1で説示したとおり、本件各文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条3号に定めるものに該当するか否かについて裁判所が審理するに当たっては、まず、被告において、当該情報に係る事項、当該情報の性質、本件各処分をするに当たって前提とした事実関係その他の本件各処分当時の状況等、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきところ、特に、上記のような本件各文書については、当該事情として、当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において同号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証しなければならないものと解される。

そこで、上記の観点から、前記アの被告の主張立証を検討する。

(イ) 被告は、本件各文書のうち不開示部分3に係る不開示部分が存するものに記録されている情報は、いずれも竹島問題に関するものであると主張するところ、前提事実（総論）(5)ア(ア)の事実によれば、竹島の領有権の帰属をめぐっては、日本と韓国との間で、法的問題も関わる紛争があり、現在においてもその紛争が継続していることから、韓国政府において、竹島問題に関する自己の立場をより有利にするため、竹島問題に

関する日本政府の見解及びその検討内容並びに日本政府が取得した他国政府関係者の見解又は発言に関する情報等に高い関心を有し、これらの情報を可能な限り収集しようとすることは、容易に予想されるところである。

しかしながら、前提事実及び掲記の証拠並びに弁論の全趣旨によれば、次のような事情も指摘することができる。すなわち、竹島問題については、日韓会談が開始された昭和27年以降に限ってみても、日韓関係における最大の懸案事項として、日韓両政府間の交渉が日韓会談の際も含めて行われてきたが、昭和27年当時から日韓両政府の主張が鋭く対立し、昭和40年の日韓基本条約の締結により日韓国交正常化が図られながら40年余り経過した現在に至っても、いまだに解決の方向性が定まっておらず、むしろ日韓両政府の主張が大筋において固定化していることもうかがわれるところである。そして、そのような交渉過程における日韓両政府の主張や日本政府が提示した具体的解決策等については、日本及び韓国の政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せていることもあり、恒常的に国会審議で取り上げられたり、一般報道で大きく取り上げられることがあるほか、日本政府自身も、竹島問題に関する広報活動を積極的に行い（乙A11, 12）、本件各文書の一部開示部分等に見られる竹島問題に関する情報を記録した行政文書を多数公開していることから、竹島問題に関する日韓両政府の主張や上記交渉経緯の概要は、既に公知の事実であるといえる。また、韓国においては、2004年（平成16年）2月のソウル行政法院の判決を契機として、2005年（平成17年）に韓国政府が保有する日韓会談に関する韓国側の文書（原告らの主張によれば、全体で156件、約3万6000ページにも及ぶ。）が公開されるに至っている（甲99, 130, 137, 144）。そして、公文書の公開に関する国際的動向・慣行としては、昭和

43年（1968年），ICA（国際公文書館会議）マドリッド大会において，利用制限は原則として30年を超えないものとすべきとする30年原則が決議されており（甲103，104），特に外交文書の情報公開についてみても，例えば，米国では，大統領命令による秘密指定制度において，一定の例外を認めつつも，自動的な秘密指定解除の仕組みが採用されていること（甲105）等に照らすと，外交文書に記録されている情報であっても一定の期間の経過によりそれが公開される余地があることは，国際的にも承認されているというべきであるし，また，本件各文書の一部開示部分には外務省職員等が他国の政府関係者等から聴取するなどした情報が含まれていること（例えば，乙A64参照）をも併せ考慮すれば，日本政府が30年以上前に聴取するなどした当該情報を公開することにより直ちに当該他の信頼関係が損なわれるおそれがあるとはいえないことは明らかである。

- (ウ) 以上の諸事情を総合考慮すれば，被告が主張する本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分に記録されている情報が，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができるかどうかについては，次の点を指摘することができる
- a 本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分に記録されている情報は，当該情報に含まれる提案・見解等の主体に着目すれば，①竹島問題に関する日本政府又は日本政府関係者（日本側）の提案・見解・対処方針等に関するもの，②竹島問題に関して韓国政府又は韓国政府関係者（韓国側）から示された提案・見解等に関するもの，③竹島問題に関する韓国以外の他国政府関係者（第三国）の見解等に関するものに分類することができる。
  - b まず，①竹島問題に関する日本側の提案・見解・対処方針等に関するものをみると，これは，更に本件各文書に記録された経緯等に着目

すれば、⑦日本側が韓国側に対して文書で提示したもの、①日韓両政府間で現に行われた交渉時に発言されたもの、⑨日本政府部内で検討・協議等がされたものであって韓国側に提示されていないもの、⑩日本政府関係者（外務省職員等）の個人的見解に係るものに分類することができる。以下、これらについて検討する。

- (a) ①竹島問題に関する日本側の提案・見解・対処方針等であって⑦日本側が韓国側に対して文書で提示したものについては、前記(i)で指摘した事情、特に当該文書が既に公開されている韓国政府が保有する日韓会談に関する文書中に含まれている可能性が高いこと等、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化に照らすと、これらの情報が公になったとしても、韓国政府が日本政府の現在の方針を把握し又は推測する材料となり得るとは限らず、また、韓国との信頼関係を損なうことも考えられないから、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできないというべきである。
- (b) ①竹島問題に関する日本側の提案・見解・対処方針等であって①日韓両政府間で現に行われた交渉時に発言されたものについては、日本側の当該発言が韓国側によって直接認識されている以上、これらの情報が公になったとしても、新たに韓国政府が日本政府の現在の方針を把握し又は推測する材料となり得るものとはいえない。

もっとも、④当該交渉が日韓両政府間で秘密裡に行われたものであり、かつ、当該交渉時にされた発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたなどの事情がある場合には、⑤当該発言等の内容が既に公開されている韓国政府が保有する日韓会談に関する文書で明らかにされているときを除き、これを公にすれば、なお韓国との信頼関係を損なうおそれがないとまではいえず、一般的又は類型

的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができるというべきである。

他方、上記②の事情が認められない場合には、当該交渉の事実（特に日韓両政府の首脳・高官間で行われた交渉に係るもの）が、当該交渉が行われてから既に30年以上経過していることから、もはや歴史的事実というべきものであり、また、上記提案等は、日韓基本条約の締結等により日韓国交正常化が図れている現在とは異なり、現に日韓国交正常化に向けての交渉が行われていた日韓会談当時のものであること等、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化に照らすと、これらの情報が公になつたとしても、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとはいえないから、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできないというべきである。

- (c) ①竹島問題に関する日本側の提案・見解・対処方針等であって②日本政府部内で検討・協議等がされたもので韓国側に提示されていないものについては、日本政府部内（外務省等の行政機関内部又はその他の省庁等も含めた行政機関相互の間）の審議、検討又は協議に関するものであり、既に公開されている韓国政府が保有する日韓会談に関する文書に含まれる余地のないものであるから、竹島問題が現在に至ってもなお日韓間で未解決の紛争に関するものである以上、本件各文書の作成後相当期間が経過していること、本件各処分の当時、それらの審議、検討又は協議において発言をした者のほとんどがその年齢等に照らして当時の公務員としての地位等を喪失していたものと推認することができること等を考慮しても、これらの情報が公にされれば、韓国政府が日本政府の現在の方針を把握し又

は推測する材料となり得ないとまではいえず、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができるというべきである。

(d) ①竹島問題に関する日本側の提案・見解・対処方針等であって②日本政府関係者（外務省職員等）の個人的見解に係るものについては、③当該日本政府関係者が日韓会談の担当者として高い地位にあり、④当該提案等の内容が日本政府の公式見解とは異なるもので韓国側にとって有利なものである場合には、これらの情報が公になれば、当該提案等がたとえ30年以上前のものであったとしても、韓国側が日本側との交渉を有利に進めるために当該提案等を利用する可能性を否定することができないというべきであるから、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができるというべきである。他方、⑤当該日本政府関係者が日韓会談に影響を与え得る地位になく、⑥当該提案等の内容が日本政府の公式見解とは異なるものであっても韓国側にとって有利とはいえない場合には、これらの情報が公になったとしても、韓国側が当該提案等を利用することは考えられないから、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできない。

そうすると、①竹島問題に関する日本側の提案・見解・対処方針等であって②日本政府関係者（外務省職員等）の個人的見解に係るもののが、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができるかどうかについては、当該日本政府関係者の地位及び当該提案等の内容等を総合して、個別的・具体的に検討する必要がある。

c 次に、②竹島問題に関して韓国側から示された提案・見解等に関する

るものを見るに、これは、そもそも韓国政府が新たに日本政府の現在の方針を把握し又は推測する材料となり得るものとはいえない上、⑦韓国側から当該提案等を示された交渉等が日韓両政府間で秘密裡に行われたものであり、かつ、当該交渉時にされた発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたなどの事情がない限り、既に韓国政府が保有する日韓会談に関する文書が韓国政府によって公開されていること等、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化に照らすと、これらの情報が公になったとしても、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとはいえないから、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできないというべきである。

そして、仮に上記⑦の事情が認められる場合においても、⑥韓国側の当該提案等の内容が既に公開されている韓国政府が保有する日韓会談に関する文書で明らかにされているときは、これらの情報が公になったとしても、やはり韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとはいえないから、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできないというべきである。

d 最後に、③竹島問題に関する第三国との見解等に関するものを見るに、一般論としては、被告主張のとおり、領土問題については紛争当事国以外の第三国との見解が「客観的意見」として交渉上援用され得ることからすれば、第三国から日本側のみに示された竹島問題に関する具体的見解等は、竹島問題についての交渉において日本政府の方針や戦略に大きく関わり得るものといえる。

しかしながら、弁論の全趣旨によれば、第三国が日本側に当該具体的見解を示してから本件各処分に至るまでに既に30年以上経過して

おり、その間に日韓両国を含む国際情勢は刻々と変化を続け、当該具体的な見解が示された当時と本件各処分時とではその前提となつた状況等が著しく変化しており、第三国との見解自体も変化している可能性が否定できないこと、前記(イ)で説示したとおり、本件各文書の一部開示部分には外務省職員等が米国の政府関係者等から聴取するなどした情報が含まれていること等に照らすと、第三国と日本側との間で当該見解等の内容を一般に公開しないことを約束していたなどの事情がない限り、これらの情報を公にしたことにより、一般的又は類型的にみて、直ちに第三国との信頼関係を損なうものとは考えられず、また、日本政府が竹島問題についての韓国政府との交渉上不利益を被るものともいえないから、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできないというべきである。

e 以上に説示したところに反する原告ら及び被告の各主張は、いずれも採用することができない。

(イ) 上記(イ)で説示したところを踏まえ、本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分について、被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無を検討するに、これについての当裁判所の判断は、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由3に係る不開示情報該当性について」の項の「(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無」で説示するとおりである。

ウ 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

(ア) 本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分に記録されている情報のうち、上記イで被告において主張立証すべき事情が認められたものについては、更に本件各処分のうち上記情報に係るものにつき、外務大臣に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められるか否かを検討する。

- (イ) この点については、前記1で説示したとおり、① 当該情報が国の安全等の確保に関する情報に当たり、かつ、② 当該情報に情報公開法5条3号所定の「おそれ」があると外務大臣が認めることにつき相当の理由があるかにつき、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、当該外務大臣の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるかを判断すべきところ、被告において、当該情報を開示することにより、同号所定の「おそれ」があることが一般的又は類型的にみて肯定されることから、原告らにおいて、当該不開示部分を不開示情報に当たるとした外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的な事実について主張立証しなければならないこととなる。
- (ウ) 上記(イ)で説示したところを踏まえ、前記(ア)で指摘した本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分を検討すると、これについての当裁判所の判断は、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由3に係る不開示情報該当性について」の項の「(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について」で説示するとおりである。
- なお、原告らの主張に対する当裁判所の判断の詳細は、次のとおりである。
- a 原告らは、竹島問題が日韓関係で未解決の問題として存在するとしても、竹島問題に関する日本政府の具体的な考え方や分析法、立論等の多くは、日韓両政府の広報活動や国会審議における政府答弁等を通じて、既に公となっており、竹島問題に関して日韓両国の論拠とする内容やそれぞれの主張と矛盾する内容が明らかにされているところ、本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分に記録されている情報は、約半世紀も前の日本政府の検討内容等であるから、これが韓国との外交交渉に特段の具体的な影響を及ぼすことは想定できず、また、現在

又は将来の交渉に具体的な不利益をもたらし又は他国との信頼関係を損なうと認められる特別の事情も存在しない旨主張する。

しかし、一般に、領有権の帰属をめぐる紛争に係る外国政府との交渉については、高度な政策的判断が求められるものであり、上記交渉の方法を一定のものに制限する法令上の規定も存在しないことからすると、外務省の長である外務大臣の広範な裁量に委ねられていると解されるところ、日本政府が当該政策的判断のために収集した情報や当該情報に基づいて検討した内容を開示する時期、順序又は方法等によっては、上記交渉が日本政府にとってより有利に進展するか否かに影響を与えることが否定し難い。

そうであるとすれば、原告ら主張のとおり、竹島問題に関する日本政府の具体的な考え方や分析法、立論等の多くが、日韓両政府の広報活動や国会審議における政府答弁等を通じて既に公になっているとしても、いまだ公にされていない竹島問題に関する日本政府の見解又は検討内容については、たとえそれが約半世紀前のものであったとしても、外務大臣がこれを公にすべきではないと判断している時点でこれが公になれば、韓国側においてこれを利用され、韓国にとってより有利な主張をされ、又はその主張に沿った広報活動等を行われるなどして、日本政府が竹島問題に関する韓国との交渉上の不利益を被るおそれがあるといわざるを得ない。

そうすると、原告らの主張に係る上記事情は、直ちに外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事實であるとはいえない。

したがって、原告らの上記主張は、以上に説示したところに反するから、採用することができない。

b　原告らは、本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分につき、被

告が問題とする事項を具体的に特定した上、当該事項が現在も交渉継続中の事項に関するものであり、かつ、上記不開示部分が当該事項に関連するものであるから、これを公にすれば今後の交渉に影響を与えるという今日的意義があることを被告において具体的な主張立証をしていない旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、前記(ア)で指摘した本件各文書の不開示理由3に係る不開示部分（被告において主張立証すべき事情が認められたもの）については、一般的又は類型的にみて、当該不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条3号所定の国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することができるのであり、これを超えて不開示部分の内容等について被告が具体的に主張立証しなければならないとすれば、実質的に同号の不開示情報に該当する情報を開示させることと同一の結果を招くことになるから、外務大臣（又は被告）が原告ら主張の点を明らかにしないことをもって外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実であるとはいえない。

したがって、原告らの上記主張を採用することはできない。

原告らは、本件訴えにおいて、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると主張していた不開示部分に記録されている情報につき、本件訴えの提起後に追加開示決定をしており、その中には明らかに不開示情報に該当しないと考えられるものも含まれていたから、外務大臣の判断は、場当たり的であり、さじ加減によって変わり得るものとなっている旨主張する。

この点、別紙6の「証拠」欄掲記の証拠によれば、本件各文書の不開示部分であって本件訴えの提起後に追加開示決定がされたものは、別紙6（追加開示部分の一覧表）のとおりであると認められるところ、

確かに、この中には、そもそも情報公開法 5 条 3 号該当性を認められないと考えられるものも含まれている。

しかしながら、前記(ア)で指摘した本件各文書の不開示理由 3 に係る不開示部分に記録されている情報については、本件全証拠によっても、これが上記追加開示決定がされた情報と同一であると認めるに足りる証拠はないから、上記の事実のみをもって、前記(ア)で指摘した本件各文書の不開示理由 3 に係る不開示部分を不開示とした外務大臣の判断にその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実があるとするることはできない。

したがって、原告らの上記主張を採用することはできない。

## エ 小括

以上によれば、本件各文書の不開示理由 3 に係る不開示部分のうち、⑦情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当する部分は、別紙 3 処分目録の通し番号 3-1 ~ 3-48 に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑧適法部分」欄に記載するとおりであり、①同号の不開示情報に該当しない部分は、別紙 3 処分目録の通し番号 3-1 ~ 3-48 に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑦取消部分」欄に記載するとおりである。

### (4) 本件各文書の不開示理由 4 に係る不開示部分について

ア 被告は、本件各文書の不開示理由 4 に係る不開示部分につき、要旨、これには、①韓国要人一行等が訪日する際の警備計画に関するもの、②特定の場所における警備体制、警備対策に係る政府内部での具体的な検討状況、③海上保安庁の韓国周辺水域での警備体制についての検討状況、④日本政府が情報収集に至った経緯、犯罪容疑者に対する捜査に関する情報収集の方法や捜査手法自体等が記録されているところ、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、情報公

開法 5 条 4 号、6 号の不開示情報に該当する旨を主張する（ただし、通し番号 4-5 の文書については、同条 3 号にも該当する旨を主張する。）とともに、上記の点について個別の文書ごとに敷衍して主張し、関係する一部開示文書等には、不開示部分が被告主張に係る公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認させるに足りるものもある。

イ 通し番号 4-5 の文書以外のものについて

まず、上記のうち通し番号 4-5 の文書以外のものについて、情報公開法 5 条 4 号及び 6 号の不開示情報該当性を検討する。

(ア) 情報公開法 5 条 4 号の該当性について

a 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無

(a) この点、前提事実によれば、本件各文書のうち不開示理由 4 に係るものは、いずれも日韓会談の議事録、その添付資料又は日韓会談に関する内部検討文書等であり、①条約その他の国際約束に関する文書であって外国との交渉に関する文書又は当該交渉に関する調査研究文書若しくはこれに準ずる文書、②特定の行政機関が所管する一定の事務を実施するための複数の行政機関による意思決定等の内容が記録された文書又は当該意思決定等に係る案の検討に関する調査研究文書若しくは行政機関協議文書等に当たるものであり、いずれもその作成からその不開示処分が行われるまでに少なくとも 30 年以上経過しているものであると認められる。

そうすると、前記 1 で説示したとおり、本件各文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法 5 条 4 号に定めるものに該当するか否かについて裁判所が審理するに当たっては、まず、被告において、当該情報に係る事項、当該情報の性質、本件各処分をするに当たって前提とした事実関係その他の本件各処分当時の状況等、一般的又は類型的にみて、当該情報が公共安全秩序維持に関するもの

に当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきところ、特に、上記のような本件各文書については、当該事情として、当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において同号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を主張立証しなければならないものと解される。

そこで、上記の観点から、前記アの被告の主張立証を検討する。

(b) 被告は、本件各文書のうち不開示理由4に係る不開示部分が存するものに記録されている情報は、①韓国要人一行等が訪日する際の警備計画に関するもの、②特定の場所における警備体制、警備対策に係る政府内部での具体的な検討状況、③海上保安庁の韓国周辺水域での警備体制についての検討状況、④日本政府が情報収集に至った経緯、犯罪容疑者に対する捜査に関する情報収集の方法や捜査手法自体等である旨主張するところ、これらが、一般的又は類型的にみて、公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認することができるかどうかについては、次のとおりである。

#### ⑦ 要人警護の具体的方法等に係るもの

不開示部分に記録されている情報が、①韓国要人一行等が訪日する際の警備計画に関するもの又は②特定の場所における警備体制及び警備対策に係る政府内部での具体的な検討状況であり、特にこれらに含まれる要人警護の具体的方法等に現在及び将来におけるそれと共に通する点がある場合（例えば、⑦当時から現在までの間に地理的条件等に極めて顕著な変更等があるとまではいえない霞が関周辺等の特定の場所における要人警護の体制・方法又は⑧徒歩や車両により移動する際の要人警護の体制・方法）には、

要人警護の対象者に対する殺傷や誘拐等の犯罪を企てている者がこれを知ったときは、現在又は将来における要人警護の具体的方法を推測することが可能となるため、より周到に犯罪を計画し、より細心の注意を払ってそれを実行する可能性を否定することができず、また、このような警備の体制・方法の裏をかくような対策に出る可能性があることも否めない。

そうすると、不開示部分に記録されている情報が上記のようなものであれば、特段の事情がない限り、一般的又は類型的にみて、公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認することができるものというべきである。

#### ④ 海上警備の方法等に係るもの

不開示部分に記録されている情報が、③海上保安庁の韓国周辺水域での警備体制についての検討状況であり、海上警備の方法等を含むものであり、特に海上警備の方法等に現在及び将来におけるそれと共通する部分がある場合（例えば、一定の水域に他国船籍の船舶が侵入した場合には、海上保安庁の巡視艇等が特定の対応・措置を講ずるといったもの）には、日本の領海への侵入等を企てている者がこれを知ったときは、現在又は将来における海上保安庁の海上警備の具体的方法を推測することが可能となるため、より周到に日本の領海への侵入等を計画し、より細心の注意を払ってそれを実行する可能性を否定することができず、このような海上警備の方法の裏をかくような対策に出る可能性があることも否めない。

そうすると、不開示部分に記録されている情報が上記のようなものであれば、特段の事情がない限り、一般的又は類型的にみて、公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認することができ

きるものというべきである。

④ 犯罪の捜査手法等に係るもの

不開示部分に記録されている情報が、④犯罪容疑者に対する捜査に関する情報収集の方法又は犯罪の捜査手法等であり、現在及び将来におけるそれと共に通する部分がある場合（例えば、特定の組織・機関等から、特定の犯罪に係る捜査に関する情報の提供を受けたり、当該犯罪に関する情報の提供を受けたりするといったもの）には、当該犯罪を企てている者がこれを知ったときは、現在又は将来の捜査に関する情報収集の方法又は捜査手法等を推測することが可能となるため、より周到に当該犯罪を計画し、より細心の注意を払ってそれを実行したり、当該情報収集又は捜査に協力する組織・機関等に対して圧力や危害を加えるなどの妨害工作を行い、このような妨害工作を恐れる当該組織・機関等に協力を渋らせるなどの萎縮効果を生じさせたりする可能性を否定することができないし、また、それらの捜査手法等の裏をかくような対策に出る可能性があることも否めない。

そうすると、不開示部分に記録されている情報が上記のようなものであれば、特段の事情がない限り、一般的又は類型的にみて、公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認することができるものというべきである。

(c) 上記(b)で説示したところを踏まえ、本件各文書の不開示理由4に係る不開示部分について、被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無を検討するに、これについての当裁判所の判断は、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由4に係る不開示情報該当性について」のうち、「（情報公開法5条4号の該当性について）」の項の「(1) 被告において主張立証すべき事情

についての主張立証の有無」で説示するとおりである。

b 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

(a) 本件各文書の不開示理由4に係る不開示部分に記録されている情報のうち、上記aで被告において主張立証すべき事情が認められたものについては、更にこれらを不開示とする処分をした外務大臣に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められるか否かを検討する。

(b) この点については、前記1で説示したとおり、① 当該情報が公共安全秩序維持に関する情報に当たり、かつ、② 当該情報に情報公開法5条4号所定の「おそれ」があると外務大臣が認めることにつき相当の理由があるかにつき、当該外務大臣の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるかを判断すべきところ、被告の主張立証により、当該情報を開示することにより同号所定の「おそれ」があることが一般的又は類型的にみて肯定されることから、原告らにおいて、当該不開示部分を不開示情報に当たるとした外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的な事実について主張立証しなければならないこととなる。

(c) i 上記(b)で説示したところを踏まえ、上記(a)で指摘した本件各文書の不開示理由4に係る不開示部分を検討すると、これについての当裁判所の判断は、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由4に係る不開示情報該当性について」のうち、「(情報公開法5条4号の該当性について)」の項の「(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について」で説示するとおりである。

ii なお、原告らは、本件各文書の不開示理由4に係る不開示部分

につき、被告（外務大臣）において、① 40年前又は50年前の海上警備情報や捜査情報が、どのような具体的な理由によって現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるかを具体的に主張立証しておらず、また、② 当該「支障」の内容を具体的に特定し、不開示とされた情報が開示された情報と比較してどのような点で「支障を及ぼすおそれ」があるかを具体的に明らかにしていない旨主張する。

しかしながら、本件各文書の不開示理由4に係る不開示部分につき、被告において、前記a(c)のとおり、一般的又は類型的にみて、公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認するに足りる事情を主張立証した以上、更にこれを超えて原告ら主張の観点から当該情報の具体的な内容を明らかにしなければならないとすれば、その開示を強いられるのと同一の結果となるから、のような主張立証は要しないというべきであり、原告ら主張の点は、外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける事情になるとはいえない。

したがって、原告らの上記主張を採用することはできない。

#### (イ) 情報公開法5条6号の該当性について

a 前記1で説示したとおり、本件各文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条6号に定めるものに該当するか否かについて裁判所が審理するに当たっては、被告において、① 当該情報が国機関が行う事務又は事業に関する情報に当たり、かつ、② 当該事務又は事業の根拠規定や趣旨、その目的や種類、その目的達成のための手法等に照らし、一般的・類型的な意味における公益的な開示の必要性等も比較考量して客観的に検討したとしても、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適切な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性

があることを認めるに足りる事情を主張立証すべきである。

b そこで、上記の観点から、前記アの被告の主張立証を検討すると、これについての当裁判所の判断は、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由4に係る不開示情報該当性について」のうち、「（情報公開法5条6号の該当性について）」の項の「(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ」で説示するとおりである。

#### ウ 通し番号4-5の文書について

被告は、通し番号4-5の文書の不開示部分に記録されている情報が、事故情報の収集の具体的手法等に関するものであるから、これを公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、情報公開法5条4号及び6号の不開示情報該当性のほか、韓国との信頼関係を損なうおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があるとして、同条3号の不開示情報該当性を主張する。

そこで、まず同条3号の不開示情報該当性を検討するに、これについての当裁判所の判断は、別紙5の「第3 当裁判所の判断」の「不開示理由4に係る不開示情報該当性について」のうち、「（情報公開法5条3号の該当性について）」の項で説示するとおりである。

#### エ 小括

以上によれば、本件各文書の不開示理由4に係る不開示部分のうち、⑦情報公開法5条4号の不開示情報（ただし、通し番号4-5の文書の不開示部分については、同条3号の不開示情報）に該当する部分は、別紙3処分目録の通し番号4-1～4-11に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑧適法部分」欄に記載するとおりであり、①同条4号及び6号の不開示情報のいずれにも該当しない部分は、別紙3処分目録の通し番号4-1～4-11に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑦取消部分」欄に記載するとおり

である。

- (5) 本件各文書の不開示理由 5 に係る不開示部分について  
この点については、別紙 5 の通し番号 5-1 に係る部分に説示するとおり  
である。
- (6) 本件各文書の不開示理由 6 に係る不開示部分について  
この点については、別紙 5 の通し番号 6-1, 6-2 及び 6-3 に係る部  
分に説示するとおりである。
- (7) 本件各文書の不開示理由 8 に係る不開示部分について  
この点については、別紙 5 の通し番号 8-1 及び 8-2 に係る部分に説示  
するとおりである。

### 3 争点(2) (本件義務付けの訴えの適法性)について

- (1) 本件義務付けの訴えは、いわゆる申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法 3  
条 6 項 2 号）に該当するから、本件各処分が取り消されるべきものであり、  
又は無効若しくは不存在であるときに限り、提起することができる（同法 3  
7 条の 3 第 1 項）。
- (2) これを本件についてみると、本件各処分のうち別紙 3 処分目録の「⑧適法  
部分」欄記載の部分に係るものは、前記 2 で説示したとおり、いずれも適法  
であって取り消されるべきものに当たらないから、当該部分の開示の義務付  
けの訴えは、行政事件訴訟法 37 条の 3 第 1 項の要件を欠き、不適法な訴え  
というべきである。

他方、本件各処分のうち別紙 3 処分目録の「⑦取消部分」欄記載の部分に  
係るものは、前記 2 で説示したとおり、違法であって取り消されるべきもの  
であるから、当該部分の開示の義務付けの訴えは、適法である。

### 4 争点(3) (本件義務付け請求に係る請求認容（本案）要件（行政事件訴訟法 37 条の 3 第 5 項）該当性)について

本件各処分のうち別紙 3 処分目録の「⑦取消部分」欄記載の部分に係るもの

は、上記3(2)で説示したとおり、取り消されるべきものであるところ、他の不開示情報該当性もうかがえない以上、外務大臣が当該部分の開示決定をすべきであることは情報公開法5条の規定（当該部分が本件各文書の一部であるときは、同条及び6条1項の規定）から明らかであると認められる（行政事件訴訟法37条の3第5項）。

したがって、当該部分に係る本件義務付け請求は、いずれも理由がある。

なお、前記2(1)イ(ウ)、(2)イ(ア)、(3)イ(ウ)で説示した本件各処分の問題点に鑑みて付言するに、本件各処分のうち前記2で適法とされたものの中には、処分行政府である外務大臣において、情報公開法に基づく不開示情報についての裁判所の審理の制約（当該情報の内容と本件各文書の一部開示部分の内容とを直接比較対照することができないこと）を超えて、当裁判所が前記2(1)イ(ウ)、(2)イ(ア)、(3)イ(ウ)で説示した観点、特に本件各文書の開示部分に記録されているものと同一の内容のもの等や前記2(1)イ(ウ)bで指摘した類型のものに当たるかどうかという観点から再度検討すれば、更にその全部又は一部を開示する余地のあるものもあり得ると考えられる。したがって、外務大臣においては、本件各文書中の不開示部分について、上記の観点からの再検討を真摯かつ速やかに尽くしていくことが切に望まれるというべきである。

## 5 結論

よって、本件訴えのうち、別紙3処分目録の「⑧適法部分」欄記載の部分の開示の義務付けの訴えは、いずれも不適法であるから却下し、その余の訴えに係る原告らの請求は、本件各処分のうち別紙3処分目録の「⑦取消部分」欄記載の部分に係るもの取消し及び当該部分の開示の義務付けを求める限度で理由があるから認容し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却することし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、64条本文、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 川 神 裕

裁判官 林 史 高

裁判官 管 野 昌 彦

当事者目録

大韓民国大邱広城市

原 告 崔 凤 泰

大韓民国大邱広城市

原 告 李 容 珠

大韓民国光州広城市

原 告 李 金 珠

大韓民国ソウル特別市

原 告 呂 運 澤

京都府

原 告 太 田 修

東京都

原 告 田 中 宏

東京都

原 告 西 野 瑞 美 子

埼玉県

原 告 山 田 昭 次

新潟市

原 告 吉 澤 文 寿

東京都

原 告 李 鶴 来

東京都

原 告 梁 澄 子

上記11名訴訟代理人弁護士 東 靖 子

川 口 和 子

郎子三英満浩  
辰育昭晴界義  
関谷住本藤  
二小魚古張齋

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被	告	國	慶	秋
同代表者法務大臣		中田	大光	臣郎
处分行政庁		務葉	壽昌	明永
被告指定代理人		玄森	啓寬	一人充
		佐	野川	光章土志壽士
		小	平野	尚正裕
		古	崎本	
		長	鍋下	
		山		
		真		
		日		
		時		

以上

## 凡　例

### 第1 略称・略語

本判決で使用する略称・略語の一部は以下のとおりであり、ここに一括して掲記する。

#### 1 法令等関係

略称	用語
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)
旧情報公開法22条	公文書管理法附則5条による改正前の情報公開法22条
旧情報公開法施行令16条	公文書管理法施行令附則6条による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令16条
行審法	行政不服審査法(昭和37年法律第160号)
公文書管理法	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)
公文書管理法施行令	公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号)
旧国立公文書館法	公文書管理法附則4条による改正前の国立公文書館法
外務省情報公開法	外務省が平成13年4月に制定し、平成18年3月に改
審査基準	正した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準」

#### 2 法令上の用語及びこれに関連する用語

略語

用語

個人情報	「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法 5条1号）
国の安全等に関する情報	「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」（情報公開法 5条3号）
国の安全等の確保	我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保すること（情報公開法 5条3号関係）
公共安全秩序維持 情報	「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」（情報公開法 5条4号）
公共安全秩序維持	公共の安全と秩序を維持すること（情報公開法 5条4号関係）
事務事業情報	「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務

	又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法 5 条 6 号）
不開示情報	情報公開法 5 条各号に掲げる情報
不開示処分	開示請求に係る行政文書の全部又は一部について情報公開法 5 条各号所定の不開示情報が記録されていることを理由に不開示とする旨の処分
行政文書ファイル等	行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（公文書管理法 5 条 5 項参照）

### 3 国名等

略称	用語
韓国	大韓民国
北朝鮮	朝鮮民主主義人民共和国
米国	アメリカ合衆国
ソ連	ソヴィエト社会主义共和国連邦
ロシア	ロシア連邦
韓国等	韓国その他の外国

### 4 本件開示請求等

略語	用語
本件開示請求	原告らが、外務大臣に対し、平成 18 年 4 月 25 日付けでした情報公開法に基づく別紙 4 請求文書目録記載の文書についての開示請求
本件各文書	別紙 3 処分目録の「不開示決定」欄記載の各行政文書

- 本件 369 文書 本件開示請求に係る行政文書のうち、外務大臣が、原告らに対し、平成 20 年 4 月 18 日付け、同年 5 月 2 日付け及び同月 9 日付けでその全部又は一部を開示しない旨の決定をした合計 369 文書
- 通し番号〇一〇の 別紙 3 処分目録の通し番号〇一〇の行政文書  
文書
- 本件各処分 外務大臣が原告らに対してした本件各文書の全部又は一部を開示しない旨の決定
- 本件義務付け請求 原告らが外務大臣に対し本件各文書の各不開示部分の開示の義務付けを求める請求（請求第 2 項）
- 本件義務付けの訴 本件義務付け請求に係る訴え
- 韓国側開示文書 韓国において公開された韓国政府が保有する日韓会談に関する文書
- 別件訴訟① 原告らが、平成 18 年 12 月 18 日に提訴した本件開示請求に係る行政文書の一部（13 文書）の不開示部分に係る決定の取消し及び同部分の開示の義務付けを求めるとともに、① 外務大臣がその余の文書に係る開示決定等をしないことの違法確認及びその開示の義務付けを求める訴え（東京地裁平成 18 年（行ウ）第 703 号）
- 別件訴訟② 原告らが平成 20 年 4 月 23 日付けで提訴した本件開示請求に係る行政文書の一部（全部不開示文書 1 及び一部不開示文書 12）について不開示決定の取消しを求める訴え（東京地裁平成 20 年（行ウ）第 231 号。別件訴訟②）

## 5 日韓関係

略称	用語
サンフランシスコ平和条約	昭和26年（1951年）9月に署名された日本国との平和条約又は平和条約（昭和27年条約第5号）
日韓基本条約	日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（昭和40年条約第25号）
漁業協定	日本と韓国との間で昭和40年6月に締結された「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定」（昭和40年条約第26号）
新漁業協定	日本と韓国との間で平成11年に締結された「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」（平成11年条約第3号）
請求権協定	日本と韓国との間で昭和40年6月に締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本と大韓民国との間の協定」（昭和40年条約第27号）
法的地位協定	日本と韓国との間で昭和40年6月に締結された「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定」（昭和40年条約第28号）
文化協力協定	日本と韓国との間で昭和40年6月に締結された「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（昭和40年条約第29号）
在日韓国人	多年にわたり日本に居住している韓国国民
李ライン	いわゆる「李承晩ライン」

E E Z	排他的經濟水域
I C A	國際文書館評議会 (International Council on Archives)
S C A P	連合國軍總司令官 (Supreme Commander for the Allied Powers)
S C A P I N	連合軍總司令部訓令 (Supreme Command for Allied Powers Instruction Note)
大村收容所	長崎県大村市に所在した外国人收容所
日本側	日本政府又は日本政府關係者
韓國側	韓國政府又は韓國政府關係者
第三国	韓國以外の他国政府關係者
吉田總理	吉田茂内閣總理大臣
鳩山總理	鳩山一郎内閣總理大臣
岸總理	岸信介内閣總理大臣
池田總理	池田勇人内閣總理大臣
佐藤總理	佐藤榮作内閣總理大臣
重光外務大臣	重光葵外務大臣
岸外務大臣	岸信介外務大臣
藤山外務大臣	藤山愛一郎外務大臣
小坂外務大臣	小坂善太郎外務大臣
大平外務大臣	大平正芳外務大臣
椎名外務大臣	椎名悅三郎外務大臣
久保田参与又は久保田代表	日本側首席参与又は日本側首席代表であった久保田貫一郎
アジア局	外務省アジア局
アジア局長又は局	外務省アジア局長

長

北東アジア課	外務省アジア局北東アジア課
北東アジア課長	外務省アジア局北東アジア課長
李大統領	李承晩韓国大統領
崔長官	崔徳新韓国外務部（現在の外交通商部）長官
李長官	李東元韓国外務部（現在の外交通商部）長官
金中央情報部長	金鍾泌中央情報部長

## 第2 その他の表記方法等

1 行政文書等の特定に当たり処分目録を利用する場合は、次の例による。

- (1) 例えば、「通し番号2-1～2-9の各文書」と記載した場合は、別紙3 処分目録の通し番号2-1から2-9までに掲げられた各行政文書のうち、欠番である処分目録の通し番号2-4, 2-6, 2-7, 2-8に係る部分を除いたものをいうものとする。
- (2) 行政文書等の特定を「別紙3処分目録の「不開示決定」欄記載の各行政文書」というように包括的に行う場合において、例えば、通し番号1-29の行政文書と通し番号2-9の行政文書のように同一の行政文書を意味するものが重複して記載されたとしても、当然一つの行政文書を摘示したものとしてこの点を特に明示しないものとし、他方、行政文書等を個別的具体的に記載する場合は、通し番号の若いものののみ摘示する（上記の例では、「通し番号1-29の文書」とのみ摘示する。）ものとする。

2 本件各文書の不開示部分の特定に当たっては、本件各処分に係る通知書に記載されたページ数と書証（原告らに開示された文書）の各書面下部に打刻されたページ数（「-1-」などと表記されている。）に一致しない部分があることから、まず本件各文書の原本における不開示部分を「〇ページ」と表記した上、書証（原告らに開示された文書）における該当する箇所のページ数を

「（一〇一）」というように括弧書きで併記している。

なお、上記の書証における該当する箇所のページ数については、追加開示後の書証によるページ数を指すものとする。

3 判決理由の第1の1で認定した前提事実のうち、同(1)～(3)、(5)の各認定事実を「前提事実（総論）」、同(4)の認定事実（具体的には別紙5の通し番号の別に応じてそれぞれ第1（前提事実（各論））で認定された各事実）を「前提事実（各論）」といい、これらを総称する場合には、単に「前提事実」という。

4 証拠により開示された行政文書に記録されている情報を認定するに当たっては、原文のうち現在の公用文における漢字使用や用語用字等と異なる部分を現行のそれに適宜書き換えたり、句読点等がないものについて読みやすさの観点から必要な句読点を追記したりした部分がある。

また、原文に手書きで加除訂正されている場合は、特に断らない限り、当該加除訂正を反映させた内容で認定するものとする。

原文の判読不明の部分は、単に「○」と表記する。

5 証拠により不開示部分を認定するに当たっては、文書の書式上不開示部分の文字数が明らかに認定できる場合には文字数に応じた「■」（ただし、■1つあたり全角1文字を意味する。）を表記するものとし、不開示部分が長文にわたる場合等には「■■■不開示部分■■■」と表記するものとする。

なお、本件訴えの対象外の不開示部分については「●●●」と表記するものとする。

6 「頁」又は「ページ」の表記については、裁判例の引用部分を除き、原則として「ページ」と表記する。ただし、別紙3においては、「頁」と表記するものとする。

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④処分通知番号	⑤不開示部分	当裁判所の判断		備考欄	
					⑥変更決定	⑦取消部分		
1-1	624	平成20年4月18日 (情報公開第00854号) (甲2)	拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸 (乙A179)	17頁(ー17ー)の「韓国船主代表宛の『保管費支払請求書』と題する書面」中の2行目~6行目の6か所(なお、最終行に記載された韓国船主代表の氏名及びその前段記載の請求者の氏名及び「長崎県壱岐郡」以下の肩書き地の不開示部分は法5条1号による不開示部分である。)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-2	638	平成20年4月18日 (情報公開第00854号) (甲2)	日韓船舶問題解決方策に関する問題点 (討議用資料) (乙A180)	2頁~7頁(ー1ーに「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分)及び8頁(ー2ー)上から9行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-3	639	平成20年4月18日 (情報公開第00854号) (甲2)	日韓会談における船舶問題の処理方針 (案) (乙A181)	6頁~12頁(ー5ーに「次頁以下7頁不開示」と記載されている部分)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-4	374	平成20年5月2日 (情報公開第00804号) (甲5)	韓国の対日請求要綱 関係資料 (乙A21)	12頁(ー12ー)~15頁(ー15ー), 16頁直後の1枚, 20頁(ー19ー), 23頁(ー22ー), 26頁(ー25ー)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-5	375	平成20年5月2日 (情報公開第00804号) (甲5)	旧在日本朝鮮人連盟 に対する帰国朝鮮人の寄託金に関する件 (乙A182)	8頁(ー8ー)最終行の5文字 及び9頁(ー9ー)初行の6文字, 2行目の3文字, 3行目の11文字 及び5行目~10行目		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-6	376	平成20年5月2日 (情報公開第00804号) (甲5)	日韓関係想定問答 (未定稿) (乙A183)	①17頁(ー17ー)下から2行分 ②23頁(ー23ー)の右葉(本文43頁)下から6行目~末行及び24頁(ー24ー)の左葉(44頁)初行~5行目の合計11行分 ③24頁の右葉(45頁)2行目~14行目の合計約13行分 ④27頁(ー27ー)の左葉(50頁)下から4行分 ⑤29頁(ー29ー)の左葉(54頁)4行目~8行目の合計5行分 ⑥29頁の下3行分及び右葉(55頁)全部 ⑦30頁(ー30ー)の左葉(56頁)下から6行目及び最終行~同頁の右葉(57頁)7行目 ⑧30頁下から4行目~31頁(ー31ー)の左葉(58頁)8行目 ⑨31頁の右葉(59頁)下から6行目~32頁(ー32ー)の左葉(60頁)10行目 ⑩32頁の右葉(61頁)下から9行目~最終行並びに33頁(ー33ー)の左葉(62頁)全部及び同頁の右葉(63頁)6行目 ⑪34頁(ー34ー)の左葉(64頁)下から9行目~最終行及び同頁の右葉(65頁)2行目の合計約11行分 ⑫34頁下から6行目~最終行及び35頁(ー35ー)の左葉(66頁)6行目まで  ⑬37頁(ー37ー)右側6箇所 ⑭ー1 39頁(ー39ー)の左葉(74頁)下から約13行目~最終行 ⑮39頁の右葉(75頁)1行目の14行分並びに同葉下から4行分 ⑯40頁(ー40ー)左葉(76頁)3行目以下の約1頁分		⑤欄記載の不開示部分のうち、②~⑯、⑭ー2、⑯		被告準(14)別表9
1-7	379	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	韓国国宝古書籍目録 日本各文庫所蔵	全部		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-8	380	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	韓国国宝古書籍目録 (第二次分)	全部		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-9	381	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	日本所在 韓国国宝 美術工芸品目録	全部		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-10	382	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	韓日間請求権協定要綱 韓国側提案の細目	全部		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-11	383	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	返還請求韓国文化財 目録	全部		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の類名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄	
				⑤不開示部分	変更決定			
1-12	384	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	伊藤博文蒐集高麗陶 磁器目録	全部		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30	
1-13	385	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	河合文庫中官府記録 目録	全部		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 30	
1-13-2	391	平成20年5月2日 (情報公開第00805号) (甲7)	日韓国交正常化交渉 (条作成交渉と日 韓条約諸協定の調 印) (乙A87)	359頁～381頁（-358-）に 「次頁以下23頁不開示」と記載さ れた部分)		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9 通し番号2-3	
1-14	453	平成20年5月2日 (情報公開第00821号) (甲9)	日韓会談首席代表非 公式会合記録（第1 1～15回） (乙A184)	20頁（-20-）の5行目からの 約3行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9	
1-15	525	平成20年5月2日 (情報公開第01104号) (甲10)	日韓会談重要資料集 (乙A185, 274)	①52頁（-51-）に「次頁不開 示」と記載されている部分)の約7 行分, ②55頁（-54-）の下から6行 目の約平行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988 号)(乙A269)による 変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の うち, ②	⑤欄記載の不開示部分の うち, ①	被告準(14)別表 9
1-16	526	平成20年5月2日 (情報公開第01104号) (甲10)	日韓会談重要資料集 (統) (乙A186)	90頁（-89-）に「次頁不開示」 と記載されている部分)		⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-17	531	平成20年5月2日 (情報公開第01104号) (甲10)	日韓会談問題別経緯 (2)（漁業問題） (その3) (乙A187)	115頁（-115-）		⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 12
1-18	533	平成20年5月2日 (情報公開第01104号) (甲10)	日韓会談問題別経緯 (4)（一般請求権 問題） (乙A188)	①14頁（-14-）13行目～1 5行目の3行分 ②62頁（-62-）10行目～1 2行目の3行分 ③70頁（-70-）14行目の約 7文字分 ④74頁（-74-）11行目～1 7行目の7行分		⑤欄記載の不開示部分の うち, ②～④	⑤欄記載の不開示部分の うち, ①	被告準(14)別表 9
1-19	609	平成20年5月2日 (情報公開第00853号) (甲11)	朝鮮関係船舶の引渡 問題について (乙A189)	①16頁（-16-）の左から4行 目の11文字分 ②38頁（-38-）右から5行目 ～8行目の8文字分, 9文字分, 7 文字分, 5文字分		⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-20	615	平成20年5月2日 (情報公開第00853号) (甲11)	船舶会談の対策打合 会（乙A190）	①8頁（-8-）2行目の6文字 分 ②23頁（-23-）5行目の11 文字分 ③27頁（-27-）8行目の12 文字分 ④29頁（-29-）8行目の4文 字分及び9行目の5文字分 ⑤30頁（-30-）1行目の13 文字分, 6行目の5文字分, 6行目 ～7行目の14文字分, 8行目の3 文字分 ⑥33頁（-33-）10行目3文 字分, 10行目最後の1文字～34 頁（-34-）1行目11文字の1 2文字分, 1行目最後の2文字～2 行目4文字の6文字分, 3行目4文 字分及び6文字分		⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-21	619	平成20年5月2日 (情報公開第00853号) (甲11)	船舶問題 (乙A191)	1頁（-1-）の枠外の8文字分, 2頁（-2-）1行目の9文字分及 び3行目の4文字分		⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-22	824	平成20年5月2日 (情報公開第01128号) (甲12)	韓国によるだ捕漁船 の問題について (乙A192)	①2頁（-2-）の10行目～19 行目の約7行分, ②4頁（-4-）下から約6行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-23	830	平成20年5月2日 (情報公開第01128号) (甲12)	日韓漁業問題の解決 策について (乙A193)	5頁（-5-）の約4行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 12

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄	
				⑤不開示部分	変更決定			
1-24	833	平成20年5月2日 (情報公開第01128号) (甲12)	外相会談における日本側発言内容(漁業関係)(第1次案) (乙A194)	①4頁(-4-)右葉約7行分、 ②5頁(-5-)の右葉下から約8行～6頁(-5-)に「次頁不開示」と記載されている部分)左葉2行目の約10行分、 ③23頁(-22-)の右葉7行目～13行目の約7行分			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-25	968	平成20年5月2日 (情報公開第01088号) (甲15)	池田総理、朴正熙議長会談要旨 (乙A195)	①3頁(-3-)下から約5行目～4頁(-4-)3行目の約8行分及び12頁(-12-)4行目からの約8行分 ②5頁(-5-)2行目～4行目の約3行分及び14頁(-14-)2行目からの約3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-26	971	平成20年5月2日 (情報公開第01088号) (甲15)	日韓請求権問題 (乙A196)	①3頁(-3-)8行目～14行目の約6行分 ②8頁(-8-)の最終行～9頁(-9-)8行目の約9行分 ③10頁(-10-)2行目、4行目及び6行目～8行目の約3行分 ④12頁(-12-)1行目、8行目、9行目、11行目及び枠外の5か所 ⑤13頁(-13-)下から3行目～2行目の6文字分及び最終行の約1行分 ⑥17頁(-17-)3行目～9行目の約7行分 ⑦18頁(-18-)2行目の約1行分、3行目～5行目の約2行分、6行目～10行目の約5行分及び19頁(-19-)1行目の約6文字分 ⑧19頁(-19-)9行目の約7文字分 ⑨23頁(-23-)1行目～9行目の約8行分 ⑩24頁(-24-)3行目～最終行の約8行分 ⑪25頁(-25-)3行目～4行目の約1行分 ⑫26頁(-26-)2行目の5文字分 ⑬46頁(-46-)1行目～2行目の約1行分⑭46頁(-46-)最終行～47頁(-47-)3行目の約4行分 ⑮49頁(-49-)6行目～8行目の約1行分 ⑯53頁(-53-)14行目～16行目の約2行分及び18行目～20行目の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-27	1037	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓予備会議開催 (乙A93)	11頁(-11-)末の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9、34 通し番号2-9
1-28	1043	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓国交調整処理方針 (乙A197)	①1頁(-1-)最終行～2頁(-1-)に「次頁不開示」と記載されている部分)の約5行分、 ②11頁(-10-)1行目～12頁(-11-)5行目の約10行分 ③16頁(-15-)2行目～4行目の約3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-29	1044	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓関係調整方針 (乙A198)	2頁(-1-)に「次頁不開示」と記載されている部分)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-30	1046	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録 (乙B94)	①6頁(-6-)1行目～5行目の約4行分 ②18頁(-18-)5行目及び6行目の約2行分 ③25頁(-25-)4行目の11文字分 ④38頁(-38-)の上部欄外の13文字分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9、12、17、32 通し番号2-10
1-31	1047	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓関係調整に関する関係閣僚了解 (乙A199)	①1頁(-1-)の10行目～2頁(-2-)の1行目、2行目の約4行分、 ②11頁(-11-)右から7行目～12頁(-12-)の5行目の約10行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9、30

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④処分通知番号	不開示決定		⑥当裁判所の判断	⑦取消部分	⑧適法部分	備考欄
				⑤不開示部分	変更決定				
1-32	1048	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱 (乙A200)	4頁(−4−)3行目～7行目の約5行分				⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-33	1049	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約 (乙A201)	①8頁(−8−)4行目～9行目の約6行分 ②11頁(−11−)右から4行目～12頁(−11−)に「次頁不開示」と記載されている部分の約12行分 ③13頁(−12−)左から6行目～最終行の約5行分				⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-34	1053	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案) (乙A202)	7頁(−7−)右から5行目～12行目の約8行分				⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-34-2	1054	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談無期休会案 (乙A96)	10頁(−10−)左から3行分			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 34 通し番号2-12 10頁(−10−)左から3行分については、不開示理由2に加え、不開示理由1を追加して主張する。	
1-35	1056	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓交渉処理方針 (乙A203)	7頁(−7−)の左から6行目～8頁(−8−)右から約3行目の約9行分				⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-36	1060	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓交渉処理方針 (乙A204)	8頁(−8−)左から6行目～末行の約9行分				⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-37	1061	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談双方主張の現状 (乙A205)	11頁(−11−)5行目～12頁(−12−)2行目				⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-38	1064	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓関係 (乙A206)	4頁(−4−)左から2行目～5頁(−5−)右から1行目の約2行分			⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-39	1066	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談再開に関する提案 (乙A207)	①8頁(−8−)の4行目、5行目の約2行分 ②13頁(−13−)4行目～14頁(−14−)1行目の約3行分 ③16頁(−16−)5行目～9行目の約4行分(なお、16頁に記載されている英文の内容は、13頁～14頁の記載内容と同一であり、不開示部分(16頁5行目～9行目の約4行分)の内容も、②13頁左から2行目～14頁右から1行目の約3行分の不開示部分の内容と同一である。)			⑤欄記載の不開示部分のうち、②, ③	⑤欄記載の不開示部分のうち、①	被告準(14)別表9
1-40	1069	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について (乙A208)	①16頁(−16−)3行目～5行目の約3行分 ②19頁(−19−)5行目～9行目の約4行分(なお、19頁に記載されている英文の内容は、16頁の記載内容と同一であり、不開示部分(19頁5行目～9行目の約4行分)の内容も、16頁右から3行目～5行目の約3行分の不開示部分の内容と同一である。)			⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-41	1070	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	対韓関係当面の対処方針(案) (乙A47)	20頁(−20−)10行目及び最終行の約2行分			⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 14 通し番号3-4
1-42	1146	平成20年5月2日 (情報公開第01120号) (甲19)	在日韓国人の法的地位及び待遇関係 (乙A209)	24頁(−24−)の18行目及び最終行の約2行分			⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表32
1-43	1166	平成20年5月2日 (情報公開第01005号) (甲20)	日韓予備交渉(第26～30回会合) (乙A210)	36頁(−36−)10行目～37頁(−37−)3行目の約13行分			⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表32, 34
1-44	1167	平成20年5月2日 (情報公開第01005号) (甲20)	日韓予備交渉(第31～40回会合) (乙A211)	33頁(−33−)5行目の12文字分			⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄
				⑤不開示部分	変更決定		
1-45	1171	平成20年5月2日 (情報公開第01005号) (甲20)	日韓予備交渉(第5 1~60回会合 (乙A99))	①50頁(-50-) 8行目~51 頁(-51-) 3行目の約14行分 ②66頁(-66-) 4行目~17 行目の約14行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9、12 通し番号2-16
1-46	1297	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	焼却日銀券 (乙A212)	2頁(-2-) 3行目以降の20頁 分(ただし、2頁(-2-) ~4頁 (-4-) 及び9頁(-5-)、1 2頁(-6-)、15頁(-7-), 17頁(-8-) ~21(- 12-) は、部分開示されている部 分を除く。)		⑤欄記載の不開示部分の うち、次の部分 ア 英文部分中の次の部 分 (7) 「April 22, 1946」との書き出し の文書 (イ) 「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」 と題する文書 (ウ) 「November 14, 1947」との書き出しの文 書 イ 日本語部分中の次の 部分 「鑑定事項」と題す る文書中の不開示部分の うち、上記(7)から(ウ)ま での日本語訳と同一の部 分	被告準(14)別表 4
1-47	1298	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	請求権についての法 律問題 (乙A102)	①2頁(-2-) 4行目~8頁(- 2-に「次頁以下6頁不開示」と記 載されている部分)の約7頁分, ②46頁(-40-) の5行目~7 行目の約2行分 ③47頁(-40-に「次頁不開 示」と記載されている部分)の約4 行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9、15 通し番号2-19
1-48	1299	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	在外財産と涉外債務 (乙A213)	6頁(-5-に次頁不開示」と記載 されている部分)		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-49	1300	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	日韓請求権問題に關 する分割処理の限界 (乙A214)	4頁(-4-) 5行目~8頁(-4- に「次頁以下4頁不開示」と記載 されている部分)約4頁3行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-50	1301	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	相互放棄の表現方式 について (乙A215)	①1頁(-1-) 2行目~14頁 (-1-に「次頁以下13頁不開 示」と記載された部分)の約14頁 分 ②30頁(-17-) 左から2行目 ~31頁(-17-に「次頁不開 示」と記載されている部分)		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-51	1304	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	日韓請求権問題の 種々相 (乙A216)	①3頁(-3-) の4行目、5行目 の約1行分 ②4頁(-4-) の冒頭から約4行 分 ③10頁(-10-) の上部欄外部 分		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-52	1305	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	韓国のステータスと 我が国の立場 (乙A217)	15頁(-15-) 4行目~16頁 (-16-) 1行目の約5行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9
1-53	1306	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	日韓間請求権特別取 締の諸様式について (乙A104)	①4頁(-4-) 2行目、3行目の 約2行分 ②7頁(-7-) 1行目、2行目の 約1行分 ③10頁(-10-) の3行目~5 行目の約2行分 ④12頁(-12-) の4行目、5 行目の約1行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9 通し番号2-21
1-54	1307	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	サン・フランシスコ 条約に用いられた 「財産」及び「請求 権」の用語の意味	全部	⑤欄記載の不開示部分の うち、平和条約4条の用 語の解釈に関する部分	⑤欄記載の不開示部分の うち、(7)欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 9
1-55	1308	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	日韓請求権の計数的 比較 (乙A218)	①1頁(-1-) 4行目~3頁(-3-) の約3頁分 ②5頁(-5-) 冒頭の約3行分、 5頁(-5-) 7行目~6頁(-6-) 1行目の約2行分 ③11頁(-11-) 2行目からの 約3行分 ④12頁(-12-) 2行目以後の 約4行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部	被告準(14)別表 9

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④区分通知番号	⑤不開示部分	当裁判所の判断		備考欄	
					⑥不開示決定	⑦取消部分		
1-56	1309	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	韓国との地金銀返還要求 (乙A219)	①2頁(−2−)の4行目以後の約2行分 ②3頁(−3−)2行目、 ③3頁(−3−)3行目の11文字分 ④3頁(−3−)5行目の10文字分 ⑤4頁(−4−)末行の4文字分 ⑥5頁(−5−)欄外3行分 ⑦5頁(−5−)1行目の6文字分 ⑧5頁(−5−)1行目～2行目の10文字分 ⑨5頁(−5−)3行目の10文字分 ⑩10頁(−10−) ⑪13頁(−13−)の10か所 ⑫14頁(−14−)の7文字分 ⑬15頁(−15−)の7文字分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-57	1310	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	韓国の対日請求権の内容 (乙A220)	5頁(−5−)～9頁(−9−)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-58	1340	平成20年5月2日 (情報公開第01089号) (甲24)	日韓会談説明用資料 (乙A48)	11頁(−10−)の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9. 14 通し番号3-7
1-59	360	平成20年5月9日 (情報公開第00597号) (甲26)	小坂大臣、金裕沢院長会談記録 (乙A20)	13頁(−13−)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-60	386	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	宮内庁書陵部所蔵の書籍 (乙A107)	①昭和38年3月11日付け「針谷参事官の宮内庁書陵部往訪の件」と題する文書中にある4頁(−4−)の約3行分 ②昭和39年3月11日付け「宮内庁図書の韓国への寄贈に関する件打合せ」と題する文書中にある29頁(−24−)に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分のうちの最後の頁(その前4頁は「不開示理由2の番号27」に該当)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30 通し番号2-27
1-61	387	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	宮内庁書陵部所蔵目録	全部		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-62	390	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	郵便文化財の回収問題 (乙A221)	①8頁～14頁(−7−)に「次頁以下7頁不開示」と記載されている部分 ②20頁(−13−)左側 ③25頁(−18−)の7文字分、 26頁(−19−)の1行分、30頁(−23−)の7文字分、33頁(−26−)の2か所、28頁(−21−)表題の一部、品名欄及び備考欄、35頁(−28−)表題の一部、品名欄及び備考欄		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-63	458	平成20年5月9日 (情報公開第00822号) (甲29)	文化財会合記録(引渡し品目) (乙A222)	①4頁(−4−) ②9頁(−9−)2行目～10頁(−10−)下から2行目 ③19頁～21頁(−18−)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分 33頁～38頁(−29−)に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分 42頁～50頁(−32−)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表30
1-64	477	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	日韓会談の概要 (乙A223)	47頁(−47−)の約5行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-65	479	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	第二次日韓会談概要 (乙A224, 270)	23頁(−19−)の約1行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988号)(乙A269)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-66	481	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	日韓会談の経緯 (乙A225, 271)	①27頁(−27−)約1行分 ②31頁(−31−)約1行分 ③61頁(−61−) ④147頁(−143−)約1行分 ⑤171頁目(−167−)約3行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988号)(乙A269)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-67	482	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	日韓会談の経緯(その二) (乙A226)	①4頁(−4−)の約1行分 ②5頁(−5−)の約1行分		⑤欄記載の不開示部分のうち、①	⑤欄記載の不開示部分のうち、②	被告準(14)別表9, 13
1-68	484	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	日韓会談の経緯(その三) (乙A35)	63頁(−63−)(左上に「61」と記載)の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④処分通知書号	⑤不開示部分	変更決定	⑥当裁判所の判断	⑦取消部分	⑧適法部分	備考欄
1-69	506	平成20年5月9日 (情報公開第01100号) (甲31)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説七 (乙A108)	①99頁(-99-)の約6行分 ②177頁(-177-)、179 頁(-179-)～186頁(-18 6-)の表の「大蔵省案の『試算 額』、『試算の根拠』、外務省案の 『試算額』、『注』の各欄の記載部 分」 ③188頁(-188-)の約3行 分、189頁(-189-)の約3行 分 ④-1 198頁～200頁(-1 97-)に「次頁以下3頁不開示」と 記載されている部分 ④-2 201頁(-198-)、 202頁～203頁(-198-)に 「次頁以下2頁不開示」と記載され ている部分 ⑤218頁(-213-)の約7行 分 ⑥259頁～260頁(-253- に「次頁以下2頁不開示」と記載さ れている部分)		⑤欄記載の不開示部分の うち、①～③、④-2、 ⑤	⑤欄記載の不開示部分の うち、④-1、⑥		被告準(14)別表 9 通し番号2-28
1-70	517	平成20年5月9日 (情報公開第00829号) (甲32)	自民党8議員及び伊 関局長の訪韓関係会 談記録 (乙A227)	①26頁(-26-)の約8行分 ②31頁(-31-)の約4行分、 32頁(-32-)の約5行分、3 3頁(-33-)の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の うち、次の部分 ア ① イ ②のうち、下記の不 開示部分②-1及び不開 示部分②-2に相当する 部分(31頁(-31-) -)の約4行分) 記 「自分の一試案とし ては、■■■不開示部分② -1 ■■■資金の枠を用 意し、これらを合わせ て、年■■■不開示部分 ②-2 ■■■ドルとい うことにする位がよいとこ ろではないだろうか。」		⑤欄記載の不開示部分の うち、⑦欄に掲げた部分 以外の部分	被告準(14)別表 9
1-71	539	平成20年5月9日 (情報公開第01106号) (甲34)	第一回請求権分科会 に関する打合せ会次 第 (乙A228)	①11頁(-11-)約3行目から 12頁～15頁(-11-)に「次頁 以下4頁不開示」と記載され ている部分)及び16頁(-12-) 1行 ②19頁(-15-)4行目から2 0頁～22頁(-15-)に「次頁以 下3頁不開示」と記載され ている部分)及び23頁(-16-) 2行目 ③39頁(-32-)の約4行分及 び41頁(-34-)の約3行分			⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-72	542	平成20年5月9日 (情報公開第01106号) (甲34)	請求権問題交渉の中 間段階における対処 要領 (乙A229)	①9頁(-9-)最終行～11頁 (-9-)に「次頁以下2頁不開示 と記載され ている部分) ②12頁(-10-)冒頭から6行目			⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9
1-73	565	平成20年5月9日 (情報公開第00847号) (甲35)	朝鮮人教育の概要 (乙A230)	①3頁(-3-)約1行分 ②8頁～19頁(-7-)に「次頁以 下12頁不開示」と記載され ている部分) ③101頁(-80-)最後の約3 行分～102頁(-81-)3行目			⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 34
1-74	567	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	韓国文化財の提供に ついて (乙A231)	12頁～25頁(-11-)に「次頁 以下14頁不開示」と記載され ている部分)			⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-75	570	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	韓国文化財に関する 件 (乙A232)	16頁(-16-)の約1頁			⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-76	572	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	韓国文化財の引渡し (乙A233)	15頁(-15-)の約9行分			⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-77	573	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	韓国文化財問題に關 する第1回省内打合 会 (乙A234)	3頁(-3-)の約5行分			⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-78	576	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	日韓会談文化財小委 員会 (乙A235)	①11頁(-11-)の約8行分 ②17頁(-16-)に「次頁不開 示」と記載され ている部分)～18 頁(-17-)1行目 ③-1 22頁(-21-)約17 行分 ③-2 23頁(-22-)約5行 分 ③-3 24頁(-23-)約4行 分			⑤欄記載の不開示部分の うち、③-3	⑤欄記載の不開示部分の うち、①、②、③-1、 ③-2	被告準(14)別表 30

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		⑥不開示部分	変更決定	当裁判所の判断	⑦取消部分	⑧適法部分	備考欄
				⑤不開示部分	⑥不開示部分						
1-79	578	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	日韓会談文化財問題 に関する省内打合会 (乙A236)	9頁(-9-) 約8行分					⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30
1-80	583	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	文化財保護委員会本 間氏との会見報告 (乙A237)	①17頁～18頁(-16-)に「次 頁以下2頁不開示」と記載されて いる部分) ②26頁(-23-)に「次頁不開 示」と記載されている部分) ③29頁～39頁(-25-)に「次 頁以下11頁不開示」と記載されて いる部分) ④41頁～51頁(-26-)に「次 頁以下11頁不開示」と記載されて いる部分)				⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 30
1-81	584	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	韓国関係文化財調査 に関する打合 (乙A238)	①15頁～19頁(-14-)に「次 頁以下5頁不開示」と記載されて いる部分) ②22頁～31頁(-16-)に「次 頁以下10頁不開示」と記載されて いる部分) ③46頁～50頁(-30-)に「次 頁以下5頁不開示」と記載されて いる部分)				⑤欄記載の不開示部分の うち⑧欄に掲げた部分以 外の部分	⑤欄記載の不開示部分の うち、②中の韓國文化財 及び書籍等の経済的評価 の部分		被告準(14)別表 30
1-82	586	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	成蹊堂文庫について (乙A239)	①7頁～16頁(-6-)に「次頁以 下10頁不開示」と記載されて いる部分) ②38頁～39頁(-27-)に「次 頁以下2頁不開示」と記載されて いる部分)				⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 30
1-83	587	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	東洋文庫の所蔵の韓 国書籍について (乙A240)	3頁～83頁(-2-)に「次頁以下 81頁不開示」と記載されて いる部 分)の総数81頁				⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 30
1-84	588	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	東京国立博物館所蔵 韓国所出品 (乙A241)	2頁～30頁(-1-)に「次頁以下 29頁不開示」と記載されて いる部 分)の総数29頁				⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 30
1-85	589	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	韓國関係重要文化財 一覧	全部				⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 30
1-86	591	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	韓國文化財の現状等 に関する調書 (乙A242)	①3頁(-3-) 11行目～5頁 (-3-)に「次頁以下2頁不開示」と 記載されて いる部分) ②12頁(-10-) 約8行分 ③16頁(-14-) 約2行分 ④20頁(-17-)に「次頁不開 示」と記載されて いる部分)				⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 30
1-87	592	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	東洋文庫川博士と の懇談記録 (乙A243)	6頁(-6-) 下から2行目～7頁 (-7-) 3行目				⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 30
1-88	595	平成20年5月9日 (情報公開第00850号) (甲38)	文化財及び文化協力 に関する日本国と大 韓民国との間の協定 付属書説明 (乙A244)	2頁(-2-) 約6行分及び3頁 (-3-) 約4行分				⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 30
1-89	596	平成20年5月9日 (情報公開第00850号) (甲38)	文化財及び文化協力 に関する日本国と大 韓民国との間の協定 付属書説明補足資料 (乙A245)	2頁(-2-)～15頁(-15-) の各頁のほぼ中央に位置する部分					⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 30

①通知番号	②文書番号	③不開示決定日	④処分通知番号	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄
				⑤不開示部分	変更決定		
1-90	604	平成20年5月9日 (情報公開第00851号) (甲39)	韓国へ船舶返還 (乙A246)	①2頁(−2−)本文6行目「金」以下約1行分 ②3頁(−3−)約13行分 ③4頁(−4−)約6行分 ④13頁(−12−)に「次頁不開示」と記載されている部分 ⑤19頁(−18−)本文6行目「金」以下約1行分 ⑥20頁(−19−)約13行分 ⑦21頁(−20−)6行目～11行目 ⑧30頁(−28−)に「次頁不開示」と記載されている部分 ⑨35頁(−33−)本文6行目「金」以下約1行分 ⑩36頁(−34−)13行目～37頁(−35−)2行目 ⑪38頁(−36−)約6行分 ⑫49頁(−47−)本文7行目「金」以下約1行分 ⑬51頁(−48−)に「次頁不開示」と記載されている部分 ⑭57頁(−54−)本文6行目「金」以下約1行分 ⑮58頁(−55−)13行目～59頁(−56−)1行目 ⑯60頁(−57−)約6行分 ⑰70頁(−67−)17行目～71頁(−68−)13行目		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表8

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・知分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄	
				⑤不開示部分	変更決定			
1-91	650	平成20年5月9日 (情報公開第00858号) (甲40)	日韓予備交渉第1~ 10回会合記録 (乙A247)	①2頁(-2-) ②3頁(-3-) ③6頁(-6-) ④7頁(-7-) ⑤8頁(-8-) ⑥9頁(-9-) ⑦10頁(-10-) ⑧20頁(-20-) ⑨21頁(-21-) ⑩22頁(-22-) ⑪24頁(-24-) ⑫31頁(-31-) ⑬32頁(-32-) ⑭39頁(-39-) ⑮46頁(-46-) ⑯47頁(-47-) ⑰71頁(-71-) ⑱72頁(-72-)		⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9	
1-92	652	平成20年5月9日 (情報公開第00858号) (甲40)	日韓予備交渉第21 回~25回会合記録 (乙A51)	5頁(-5-) 15行目8文字分		⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9, 14 通し番号3-12	
1-93	660	平成20年5月9日 (情報公開第00922号) (甲41)	財産請求権問題処理 要領 (乙A248)	①1頁(-1-) 約6行分 ②2頁(-2-) 3行目~3頁(-3-) 4 行目 ③5頁(-5-) 約1行分 ④5頁(-5-) 8行目~7頁(-5-)に「次 頁以下2頁不開示」と記載されている部分 ⑤8頁(-6-) 22文字分及び8文字分 ⑥8頁(-6-) 最終行~9頁(-7-) 6 行目 ⑦9頁(-7-) 左から4行分 ⑧18頁(-16-) 約3行分 ⑨19頁~21頁(-16-)に「次頁以下3 頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9	
1-94	687	平成20年5月9日 (情報公開第00860号) (甲42)	大野次官、金裕沢大 使との会談 (乙A249, 272)	①6頁(-6-) 約1行分及び2行分 ②6頁(-6-) 最終行~8頁(-6-)に 「次頁以下2頁不開示」と記載されている部 分。 ③19頁(-17-) 左から4行目~3行目 の約1行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988 号)(乙A269)による 変更決定後のもの。	別紙3の2の※1のと おり	⑤欄記載の不開示部分 のうち⑦欄記載以外の 部分	被告準(14)別表 9
1-95	690	平成20年5月9日 (情報公開第00861号) (甲43)	倭島局長・ヤング課 長会談要旨 (乙A52)	①41頁(-41-) 下から2行目~42頁 (-42-) 上から1行目、51頁(-51-) 約2行分 ②44頁(-44-) 約3行分 ③160頁(-160-) 約3行分 ④181頁(-181-) 約1行分 ⑤183頁(-183-) 最終行~184頁 (-184-) 1行目		⑤欄記載の不開示部分 の全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号3-13
1-96	693	平成20年5月9日 (情報公開第01081号) (甲44)	日韓交渉報告(請求 権関係部会) (乙A250, 273)	①42頁(-42-) 2行~3行目の約1行 分 ②52頁(-52-) 8行目~53頁(-5 3-) 2行目、54頁(-54-) 約3行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988 号)(乙A269)による 変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分 のうち、①	⑤欄記載の不開示部分 のうち、②	被告準(14)別表 9
1-97	718	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	日韓政治折衝に臨 む日本側の基本方針 (乙A110)	①3頁(-3-) 6行目~9頁(-4-) 6 行目まで(なお、-3-に「次頁以下5頁不 開示」と記載されている部分) ②11頁(-6-) 約10行分 ③12頁~13頁(-6-)に「次頁以下2頁 不開示」と記載されている部分 ④18頁~27頁(-10-)に「次頁以下1 0頁不開示」と記載されている部分) ⑤44頁(-27-) 3か所		⑤欄記載の不開示部分 のうち、①~③, ⑤	⑤欄記載の不開示部分 のうち、④	被告準(14)別表 9, 17, 32 通し番号2-30
1-98		欠番						
1-99	721	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	日韓政治折衝第3回 会談記録 (乙A251)	①2頁(-2-) 5行目~8行目及び7頁 (-7-) 下から2行目~8頁(-8-) 2 行目 ②2頁(-2-) 下から2行分及び8頁(- 8-) 4行目~5行目の約1行分 ③3頁(-3-) 下から4行分及び8頁(- 8-) 13行目~16行目の約4行分		⑤欄記載の不開示部分 の全部		被告準(14)別表 9
1-100	729	平成20年5月9日 (情報公開第01136号) (甲46)	日韓外相会談第1回 会合記録 (乙A252)	7頁(-7-) 約3行分		⑤欄記載の不開示部分 の全部		被告準(14)別表 9

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④不開示文書の題名	不開示決定		⑥当裁判所の判断	⑦取消部分	⑧適法部分	備考欄
				⑤不開示部分	変更決定				
1-101	1116	平成20年5月9日 (情報公開第00906号) (甲49)	寺内文庫現状 (乙A111)	①7頁(−7-)の約8行分 ②15頁(−14-)に「次頁不開示」と記載されている部分 ③17頁～44頁(−15-)に「次頁以下28頁不開示」と記載されている部分 ④56頁(−27-)の2か所 ⑤72頁(−43-)の約8行目 ⑥97頁～152頁(−67-)に「次頁以下56頁不開示」と記載されている部分 ⑩169頁～198頁(−83-)に「次頁以下30頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表30 通し番号2-32
1-102	1117	平成20年5月9日 (情報公開第00906号) (甲49)	文化財等に関する協定要領 (乙A253)	①16頁(−16-)の約3行分 ②17頁(−17-)の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表30
1-103	1118	平成20年5月9日 (情報公開第00908号) (甲50)	韓国美術品の寄贈 (乙A254)	①1頁(−1-) ②4頁(−4-) ③7頁(−7-) ④12頁(−12-) ⑤13頁～20頁(−12-)に「次頁以下8頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表30
1-104	1119	平成20年5月9日 (情報公開第00908号) (甲50)	マイクロフィルム寄贈品目の決定 (乙A255)	①4頁(−4-) ②5頁～15頁(−4-)に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分 ③17頁～42頁(−5-)に「次頁以下26頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表30
1-105	1120	平成20年5月9日 (情報公開第00908号) (甲50)	日韓文化財引渡し打合せ会 (乙A112)	①19頁(−19-) 「貨物海上保険料率見積書」以下本文3行分 ②20頁(−20-) 本文約4行分 ③23頁(−23-) 左側欄外 ④105頁(−104-) ⑤106頁(−105-)		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表30 通し番号2-33
1-106	1121	平成20年5月9日 (情報公開第00908号) (甲50)	韓国へのマイクロフィルムの寄贈 (乙A256)	5頁～29頁(−4-)に「次頁以下25頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表30
1-107		欠番							
1-108		欠番							
1-109	1128	平成20年5月9日 (情報公開第01168号) (甲52)	日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル) (乙A37)	①175頁(−174-) 5行目～6行目の約1行分、 ①2175頁(−174-) 13行目～176頁(−175-) 1行目 ①3176頁(−175-) 最終行～177頁(−176-) 4行目 ②186頁～(186頁及び187頁は、−184-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分 188頁(−185-)下から4行目、192頁～203頁(−188-)に「次頁以下12頁不開示」と記載されている部分 ③235頁(−220-)、236頁(−221-)、237頁(−222-)、238頁(−223-)、239頁(−224-)		⑤欄記載の不開示部分のうち、①-1、①-2	⑤欄記載の不開示部分のうち、①-3、②、③		被告準(14)別表9, 15, 27, 34 通し番号8-2
1-110	1135	平成20年5月9日 (情報公開第01155号) (甲53)	朝鮮郵船所属船舶の韓国引渡 (乙A257)	①135頁(−135-) 約6行分 ②167頁(−139-) 約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-111	1165	平成20年5月9日 (情報公開第01142号) (甲55)	日韓予備交渉文化財関係会合(第1～6回) (乙A258)	①39頁～49頁(−38-)に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分、70頁～75頁(−58-)に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分、87頁～95頁(−69-)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分、97頁～105頁(−70-)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分 ②53頁(−42-) 1か所、54頁(−43-) 2か所、56頁(−45-) 2か所、59頁(−48-) 2か所		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表30
1-112	1217	平成20年5月9日 (情報公開第01153号) (甲56)	第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第7回) (乙A259)	21頁(−21-) 約3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-113	1218	平成20年5月9日 (情報公開第01153号) (甲56)	第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第8回) (乙A260)	15頁(−15-) 約4行分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定 ⑤不開示部分	変更決定	当裁判所の判断		備考欄
						⑥取消部分	⑧適法部分	
1-114	1220	平成20年5月9日 (情報公開第01153号) (甲56)	第6次日韓全面会談 の一般請求権小委員会 (第10回) (乙A261)	①3頁(−3−)7行目～15行目、同頁最 終行～4頁(−4−)8行目、6頁(−6 −)4行目～5行目 ②11頁(−11−)4行分、13頁(−1 3−)下から4行目～14頁(−13−)に 「次頁不開示」と記載されている部分、1 6頁(−15−)2行目～3行目、17頁 (−16−)12行目～13行目、18頁 (−16−)に「次頁不開示」と記載されて いる部分)～19頁(−17−)9行目、同頁 12行目～13行目、同頁15行目～16行 目		⑤欄記載の不開示部分 の全部		被告準(14)別表 9
1-115	1222	平成20年5月9日 (情報公開第01153号) (甲56)	第6次日韓全面会談 の一般請求権問題非 公式会談 (乙A262)	3頁(−3−)約3行分		⑤欄記載の不開示部分 の全部		被告準(14)別表 9
1-116	1223	平成20年5月9日 (情報公開第01153号) (甲56)	一般請求権小委員会 臨時小委員会会合 (第1～4回) (乙A263)	①5頁(−5−)1行目～7行目、同頁最終 行から6頁(−6−)3行目 ②10頁(−10−)9行目～18行目、11 頁(−10−)に「次頁不開示」と記載されて いる部分、12頁(−11−)1行目～6 行目、同頁13行目～15頁(−11−)に 「次頁以下3頁不開示」と記載されて いる部 分) ③19頁～20頁(−14−)に「次頁以下2 頁不開示」と記載されて いる部分) ④27頁(−21−)下から2行目～28頁 (−22−)11行目、同頁14行目～16 行目、同頁最終行から29頁(−22−)に 「次頁不開示」と記載されて いる部分)～3 0頁(−23−)9行目		⑤欄記載の不開示部分 のうち、③、⑤、⑦	⑤欄記載の不開示部分 のうち、①、②、④、 ⑥	被告準(14)別表 9
1-117	1224	平成20年5月9日 (情報公開第01153号) (甲56)	一般請求権従用者関 係等専門委員会会合 (第1～4回) (乙A264)	①3頁(−3−)11行目 ②3頁13行目～4頁(−4−)下から5行 目 ③4頁下から6行目～7行目 ④5頁(−5−)3行目、6行目、9行目 ⑤5頁下から2行目～6頁(−6−)1行目 ⑥6頁12行目～下から2行目 ⑦7頁(−7−)3行目、9行目～12行目 ⑧11頁(−10−)に「次頁不開示」と記載 されている部分) ⑨13頁～16頁(−11−)に「次頁以下4 頁不開示」と記載された部分) ⑩19頁(−14−)15行目～16行目、 17行目～18行目 ⑪19頁最終行～20頁(−15−)1行 目、3行目、4行目 ⑫29頁(−24−) ⑬41頁(−35−)3行目～最終行  ⑭45頁(−39−)12行目～最終行 ⑮50頁(−44−)12行目まで ⑯51頁(−45−)下から6行目～3行目 ⑰55頁(−49−)4行目～7行目 ⑱57頁(−51−)3行目3文字分 ⑲59頁(−53−)5行目3文字分、11 行目5文字分		⑤欄記載の不開示部分 のうち、①～⑤、⑦～ ⑨、⑬～⑯、⑰、⑲	⑤欄記載の不開示部分 のうち、⑥、⑩～⑫、 ⑰	被告準(14)別表 9, 27

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		⑥変更決定	当裁判所の判断	⑦取消部分	⑧適法部分	備考欄
				⑤不開示部分						
1-118	1234	平成20年5月9日 (情報公開第01163号) (甲57)	国会における在外財産補償に関する政府答弁等 (乙A265)	①30頁(-30-) 5文字分, 31頁(-31-) 1行目~2行目 ②33頁(-33-) 欄外上の約4行分, 35頁(-35-) 5行目の5文字分, 6行目の5文字分 ③42頁(-42-) 5行目~8行目 ④47頁(-47-) 左から2行目, 同頁最終行~48頁(-48-) 2行目, 49頁(-49-) 右から1行目~2行目, 同頁左から2行目~50頁(-49-)に「次頁不開示」と記載されている部分)及び51頁(-50-) 左から3行目まで, 52頁(-51-), 54頁(-53-), 55頁(-54-), 56頁(-55-)			別紙3の2の※2のとおり	⑤欄記載の不開示部分のうち, ⑦欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9	
1-119	1248	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓関係の打開について (乙A57)	①5頁(-5-) の約1行分 ②8頁(-8-) の約2行分 ③10頁(-10-) ~12頁(-10-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)			⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 14 通し番号3-19	
1-120	1257	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓関係の調整 (乙A118)	①5頁~7頁(-4-)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分) ②8頁(-5-)			⑤欄記載の不開示部分のうち, 下記の文言に相当する部分(ただし, 下記の不開示部分に相当する部分は除く。)  記 (一) 請求権の相互放棄を方針とするも, ■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し, 米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。 (二) 前記特定のものとして左記を個々の証憑書類を確認の上, ■■■不開示部分■■■して提案する。	⑤欄記載の不開示部分のうち, ⑦欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9, 34 通し番号2-40	
1-121	1259	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	在韓日本財産の放棄と久保田発言の撤回について -日韓会談再開の二条件の問題点 (乙A266)	①8頁(-8-) 左から5行目~3行目 ②10頁(-10-) 右から4行目~7行目 ③10頁左から2行目から11頁~13頁(-10-)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9		
1-122	1260	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓関係その後の状況 (乙A267)	3頁(-3-) の約2行分			⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9	
1-123	1261	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓全面会談の開催とその決裂 (乙A119)	12頁(-12-) 左から3行目~13頁(-13-) 2行目			⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 32, 34 通し番号2-41	
1-124	1287	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓会談議題の問題点 (乙A58)	①20頁(-19-)に「次頁不開示」と記載されている部分) ②23頁(-22-) 3行目~8行目, 24頁(-23-) 7行目から25頁~26頁(-23-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) ③34頁(-31-) 最終行~35頁(-31-)に「次頁不開示」と記載されている部分)			⑤欄記載の不開示部分のうち, ③	⑤欄記載の不開示部分のうち, ①, ②	被告準(14)別表9, 14 通し番号3-20	
1-125	1296	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓間抑留者相互釈放問題 (乙B122)	8頁(-8-) 2行目~5行目の約3行分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 18 通し番号2-44	

## (別紙3) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄
				⑤不開示部分	変更決定		
1-126	1313	平成20年5月9日 (情報公開第01164号) (甲59)	韓国側の対日請求内容についての作業日程(案) (乙A268)	①10頁(-10-) ②11頁(-11-) ③13頁(-13-) ④21頁(-21-) ⑤26頁(-26-)			⑤欄記載の不開示部分の全部 被告準(14)別表9
1-127	1314	平成20年5月9日 (情報公開第01164号) (甲59)	基本方針および協定案の審議 (乙A275)	①28頁(-28-) の7行分 ②87頁(-87-) の約7行分 ③101頁(-101-) 7行目～102頁(-102-) 5行目 ④108頁(-108-) 9行目～109頁(-109-) 5行目 ⑤118頁(-118-) 8行目～119頁(-119-) 5行目		⑤欄記載の不開示部分のうち、「総督府所管の簡保、供託事務、地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言部分 ⑤欄記載の不開示部分のうち、⑦欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9
1-128	1316	平成20年5月9日 (情報公開第01161号) (甲60)	日韓国交正常化交渉の記録 総説十二 (乙A123)	①170頁(-170-) 約4行分 ②174頁～176頁(-173-) に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分 ③284頁(-281-) 約6行分、285頁(-282-) 3行分、288頁～290頁(-284-) に「次頁以下3頁不開示」、291頁(-285-) 2行分、292頁(-286-) 5行分			⑤欄記載の不開示部分の全部 被告準(14)別表9,30 通し番号2-45

①請求番号	②文書種別	③不開示決定日・知分通知書号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄	
				(5)不開示部分	変更決定			
1-129 1348	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	韓国請求権検討参考 資料 (乙A276)		<p>①8頁(-8-) 約2か所, 9頁(-9-) 4か所, 10頁(-10-) 2か所, 11頁(-11-) 1か所, 13頁(-13-) 2か所, 14頁(-14-) 約6行分, 15頁(-15-) 1か所, 16頁(-16-) 2か所及び2行分, 17頁(-16-に「次頁不開示」と記載されている部分), 19頁(-18-) 約3行分, 20頁(-19-) 3行分, 21頁(-20-) 1行分, 26頁(-25-) 4か所, 29頁(-28-) 約1頁分, 30頁(-29-) 約1頁分, 31頁(-30-) 約7行分及び1か所, 32頁(-31-) 3行分, 33頁(-32-) 約2行分及び2か所            ②35頁(-34-) 2か所, 36頁(-35-) 1か所</p> <p>③46頁(-45-) 下半分部分, 48頁(-47-) 約7行分, 49頁(-48-) 1か所, 50頁(-49-) 6行分, 52頁(-51-) 4か所, 54頁(-53-) 1か所及び下半分部分(ただし, 下半分部分のうちの一番左の列には法5条2号による不開示部分があるが, これらは本件訴訟の対象外である.), 56頁(-55-) 4行分, 57頁(-56-) 8行分及び3か所, 58頁(-57-) 7か所(ただし, 「五, (1)」及び「同(2)」の右側本文中の不開示部分は法5条2号による不開示部分であり, 本件訴訟の対象外である。)</p> <p>④60頁(-59-) 5行分, 62頁及び63頁(-60-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分), 64頁(-61-) 15行分, 66頁(-63-) 8行分及び2か所, 67頁(-64-) 2か所, 68頁(-65-) 上段11行分, 下段9行分, 71頁(-68-) 上段5行分, 中段4行分, 72頁(-69-) 3か所, 73頁(-70-) 2か所, 76頁(-73-) 表中15か所及び1か所            ⑤78頁(-75-) 下半分部分            ⑥90頁(-87-) 1か所, 94頁(-91-) 1か所</p>		<p>⑤欄記載の不開示部分のうち, 次の部分            ア 8頁10行目            イ 9頁7行目            ウ 25頁1行目            エ 34頁10行目            (なお, 上記アからエまでの頁数は, 乙A276によるもの)</p>	⑤欄記載の不開示部分のうち, ⑦欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9
1-130 1349	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	請求権に関する一般的問題点 (乙A124)		①3頁(-2-に「次頁不開示」と記載されている部分) ②9頁(-8-) 1行分 ③16頁(-15-) 下から約8行分及び17頁(-15-に「次頁不開示」と記載されている部分)			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9 通し番号2-46
1-131 1350	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	請求権問題に関する大蔵省との打合会 (乙A277)		①13頁(-13-) 最終行~14頁(-14-) 11行目 ②26頁(-26-) 約12行分 ③38頁(-38-) 上段2行分, 下段2行分			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-132 1355	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	請求権問題点討議用試案	全部				⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-133 1356	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	日韓請求権問題 (乙A278)		①1頁(-1-) 2か所及び最終行, 2頁(-2-) 上段3行分及び下段8行分, 3頁(-2-に「次頁不開示」と記載されている部分) ②-1 7頁(-6-) 約11行分 ②-2 8頁(-7-) 約2行分 ②-3 9頁(-8-) 約4行分 ③15頁~23頁(-13-に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分。なお, 上記「別添2『日韓請求権問題試案』」に相当する部分である。)		<p>⑤欄記載の不開示部分のうち, ②-2, ②-3</p>	⑤欄記載の不開示部分のうち, ①, ②-1, ③	被告準(14)別表9
1-134 1358	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	第5次日韓会談 (乙A279)		①37頁(-37-) 上段6行分, 下段11行分ほか2か所 ②38頁(-38-) 2か所 ③39頁(-39-) 上段9行分, 下段5行分 ④40頁(-39-に「次頁不開示」と記載されている部分) 及び41頁(-40-) 各3行分ほか3か所 ⑤42頁(-41-) 3か所 ⑥43頁(-42-) 11行目, 13行目及び欄外の3か所(なお, 通知書には法5条2号による不開示部分として記載されているが, 43頁の不開示部分のうち上から14行目の不開示部分を除く上記3か所は不開示理由1に該当するので訂正する。) ⑦44頁(-43-) 10行分 ⑧45頁(-44-) 8行分 ⑨46頁(-45-) 4行分ほか3か所 ⑩47頁(-46-) 4行分 ⑪49頁(-47-) 「次頁不開示」と記載されている部分		<p>⑤欄記載の不開示部分のうち, 次の部分            ア ①(-37-) 中の「K側主張■■■不開示部分■■■」            イ ⑤(-41-) 中の「韓国側 ■■■不開示部分■■■」            (なお, 上記ア及びイの頁数は, 乙A279によるもの)</p>	⑤欄記載の不開示部分のうち, ⑦欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・如分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄
				⑤不開示部分	変更決定		
1-135	1359	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	日韓請求権問題に関する外務省・大蔵省 打合せ会 (乙A280)	13頁(-13-) 1か所			⑤欄記載の不開示部分 の全部 被告準(14)別表 9
1-136	1360	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	日韓請求権解決方策について (乙A281)	①3頁(-2-)に「次頁不開示」と記載されている部分、5頁(-3-)に「次頁不開示」と記載されている部分 ②8頁(-6-) 1か所、9頁(-7-) 2行分ほか2か所、14頁(-12-) 2か所			⑤欄記載の不開示部分 の全部 被告準(14)別表 9
1-137	1361	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	日韓請求権問題試案 (乙A282)	①3頁(-3-) 約9行分 ②4頁(-4-) 約3行分 ③6頁(-6-) 約2行分 ④7頁(-7-) 約3行分 ⑤10頁(-10-) 約3行分 ⑥14頁(-14-) 約2行分 ⑦15頁(-15-) 約1行分 ⑧16頁(-16-) 2行分及び3行分 ⑨17頁(-17-) 約3行分 ⑩23頁(-23-) 約2行分 ⑪27頁(-27-) 約4行分 ⑫31頁(-31-) 約4行分 ⑬32頁(-32-) 約4行分及び約1行分			⑤欄記載の不開示部分 の全部 被告準(14)別表 9
1-138	1363	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	韓国の対日請求権について (乙A283)	①4頁(-4-) 1か所 ②10頁(-10-) 10行分			⑤欄記載の不開示部分 の全部 被告準(14)別表 9
1-139		欠番					
1-140	1366	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	日韓請求権問題解決要綱 (乙A285)	①3頁(-3-) 4か所 ②4頁(-4-) 2か所 ③5頁(-5-) 1か所 ④6頁(-6-) 1か所		⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9
1-141	1367	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	韓国の対日請求権について (乙A286)	①1頁(-1-) 4か所、2頁(-1-)に「次頁不開示」と記載されている部分 ②3頁(-2-) 7か所、4頁(-3-) 中段約1行分、下段約2行分ほか4か所、5頁(-4-) 最終行ほか3か所、6頁(-5-) 2か所、7頁(-6-) 約2行分 ③11頁(-10-) 中段約3行分、最終行ほか2か所、12頁(-11-) 8か所、13頁(-12-) 3か所、14頁(-13-) 約5行分ほか3か所、15頁(-14-) 7か所、16頁(-15-) 1か所 ④18頁(-17-) 5か所、19頁(-18-) 5か所、20頁(-19-) 10か所 ⑤22頁(-21-) 約2行分ほか2か所、23頁(-22-) 1行分ほか1か所、24頁(-23-) 3か所、26頁(-25-) 3か所	⑤欄記載の不開示部分 のうち、次の部分 ア ①のうち、1頁(-1-) の4か所 イ ②のうち、3頁(-2-) の一番下のもの及び4頁(-3-) の一番下のもの ウ ③のうち、14頁(-13-) の下から2か所目	⑤欄記載の不開示部分 のうち、⑦欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表 9
1-142	1368	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	外交政策企画委員会 記録 (乙A287)	①8頁(-8-) 1か所 ②9頁(-9-) 17行分		⑤欄記載の不開示部分 のうち、①	⑤欄記載の不開示部分 のうち、② 被告準(14)別表 9
1-143	1370	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について (乙A288)	6頁～8頁(-5-)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分			⑤欄記載の不開示部分 の全部 被告準(14)別表 9
1-144	1371	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	対韓経済協力について (乙B289)	①4頁(-4-) 2か所 ②5頁(-5-) 2か所	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9
1-145	1373	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)	韓国側請求と日本側主張 (乙A290)	①1頁(-1-) 2か所、2頁(-2-) 2か所、3頁(-3-) 3か所、5頁(-5-) 2か所、6頁(-6-) 6か所、7頁(-7-) 9か所 ②10頁～11頁(-9-)に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分(「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定(案)」中の最初の2頁) ③12頁～15頁(-9-)に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分(「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定(案)」中の3～6頁)	⑤欄記載の不開示部分 のうち、次の部分 ア ②中の韓国側の請求に係る項目名及び韓国側主張に係る金額等の部分 イ ③中の韓国側の請求に係る項目名及び韓国側主張に係る金額等の部分	⑤欄記載の不開示部分 のうち、⑦欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表 9
1-146	1397	平成20年5月9日 (情報公開第01140号) (甲63)	協定最終案 (乙A291)	80頁～154頁(-79-)に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄	
				⑤不開示部分	変更決定			
1-147	1408	平成20年5月9日 (情報公開第01118号) (甲65)	第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合せ会議 (乙A127)	①5頁(-5-) 約3行分, 6頁(-6-) 約2行分 ②22頁(-22-) 約3行分 ③33頁(-33-) 約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 32 通し番号2-50	
1-148	1410	平成20年5月9日 (情報公開第01118号) (甲65)	日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点 (乙A292)	①15頁(-15-) 2か所 ②16頁(-15-)に「次頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-149	1411	平成20年5月9日 (情報公開第01118号) (甲65)	日韓会談日本側代表団の打合せ会議 (乙A293)	①3頁(-3-) 上段約4行分 ②3頁(-3-) 下段約2行分から4頁(-4-) 1行分 ③44頁(-44-) 約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-149-2	1418	平成20年5月9日 (情報公開第01118号) (甲65)	第6次日韓会談再開に関する日本側打合せ (乙A59)	①13頁(-13-)の上から3行目の約1行分 ②13頁(-13-)の上から6行目~7行目の約1行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-150	1426	平成20年5月9日 (情報公開第01170号) (甲67)	アジア局重要懸案処理月報(3年) (乙A294)	①109頁(-109-) 約2行分 ②147頁(-147-) 約2行分 ③164頁(-164-) 約4行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-151	1427	平成20年5月9日 (情報公開第01170号) (甲67)	アジア局重要懸案処理月報(3年韓国関係抜粋) (乙A295)	①12頁(-12-) 11行目~17行目 ②12頁(-12-) 最終行~13頁(-13-) 2行目 ③13頁(-13-) 最終行 ④15頁(-15-) 上段約2行分, 下段約2行分, 約3行分 ⑤17頁(-17-) 約2行分 ⑥45頁(-45-) 約2行分, 54頁(-54-) 約4行分, 55頁(-55-) 約2行分 ⑦87頁(-87-) 約2行分ほか1か所, 88頁(-88-) 約3行分, 91頁(-91-) 4か所, 93頁(-93-) 約2行分 ⑧98頁(-98-) 約3行分 ⑨104頁(-104-) 2か所 ⑩107頁(-107-) 約2行分 ⑪118頁(-118-) 2か所, 119頁(-119-) 約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-152	1431	平成20年5月9日 (情報公開第01143号) (甲68)	金公使内話 (乙A296)	96頁(-96-) 約4行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-153	1493	平成20年5月9日 (情報公開第01162号) (甲71)	日韓漁業協定の問題点 (乙A297)	6頁(-6-) の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表12	
1-154	1518	平成20年5月9日 (情報公開第01144号) (甲73)	日韓会談における五議題 (乙A298)	①7頁(-7-) 中段約2行分, 左段約5行分, 8頁(-8-) 約1頁分, 9頁(-8-)に「次頁不開示」と記載されている部分 ②11頁(-10-) 約1頁分 ③20頁(-19-) 約1行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988号)(乙A269)による 変更決定後のもの。	別紙3の2の※3のとおり	⑤欄記載の不開示部分のうち, ⑦欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9
1-155	1519	平成20年5月9日 (情報公開第01144号) (甲73)	日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨 (乙A299)	①27頁(-27-) 約1行分 ②28頁(-28-) 約3行分 ③35頁(-35-) 後ろから2行目~36頁(-36-) 2行目 ④61頁(-61-) 約2行分 ⑤64頁(-64-) 約2行分		⑤欄記載の不開示部分のうち, ⑤	⑤欄記載の不開示部分のうち, ①~④	被告準(14)別表9
1-156	1531	平成20年5月9日 (情報公開第01152号) (甲74)	日韓交渉(次官会議説明) (乙A300)	10頁(-10-) 最終行~11頁(-11-) 2行目		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④不開示文書の類名	⑤不開示部分	変更決定	当裁判所の判断	備考欄	
						⑦取消部分	⑥適法部分	
1-157	1538	平成20年5月9日 (情報公開第01152号) (甲74)	日韓会談交渉方針 (乙A301)	①3頁(−3−)約3行分 ②10頁(−10−)右段約2行分、中段以後7行分 ③11頁及び12頁(−10−)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分 ④13頁(−11−)約2行分 ⑤15頁(−13−)約2行分 ⑥19頁(−17−)3か所(表の上段全部、中段(「処理方針」欄)1か所、下段(「金額及び摘要」欄)1か所) ⑦20頁(−18−)下段全部 ⑧21頁(−19−)~28頁(−26−)の各表の中段及び下段の全部 ⑨29頁(−27−)2か所(表の中段全部及び欄外) ⑩30頁(−28−)の表の下段(金額)の2か所 ⑪31頁(−29−)の表の下段(金額)の2か所		⑤欄記載の不開示部分のうち、②中の下記部分(ただし、下記不開示部分を除く。) 記 別紙一のごとく■■■不開示部分■■■を有効な請求額として認める案もあるが、本案は甘きに失するので	⑤欄記載の不開示部分のうち、⑦欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9.30
1-158	1556	平成20年5月9日 (情報公開第01152号) (甲74)	在日韓人の待遇問題 関係資料(昭和34年11~12月) (乙A136)	①115頁~117頁(−114−)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分 ②120頁(−117−)冒頭3行目~152頁(−117−)に「次頁以下32頁不開示」と記載されている部分 ③156頁~158頁(−120−)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分 ④159頁(−121−)11行分 ⑤164頁~180頁(−125−)に「次頁以下17頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表20 通し番号2-59
1-159	1557	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	JAPAN'S FOREIGN OBLIGATIONS (乙A302)	①13頁(−13−)下段~14頁(−13−)に「次頁不開示」と記載されている部分 及び15頁(−14−)頁上段まで ②17頁(−16−)2か所		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-160	1558	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	円系通貨並びに在外 日銀券に対する我方 の責任について (乙A303)	①22頁(−22−)の表の冒頭1か所及び 23頁(−23−)の表のうち1か所 ②28頁(−28−)の2か所、29頁(−29−)の3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表4.9
1-161	1559	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	朝鮮における債務の 処理について (乙A304)	①3頁~6頁(−2−)に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分 ②11頁~14頁(−6−)に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分)及び15頁 (−7−)1行目、15頁(−7−)5行目及び6行目、15頁(−7−)最後から2行目~17頁(−7−)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)、21頁~27頁(−10−)に「次頁以下7頁不開示」と記載されている部分)及び28頁(−11−)8行分、29頁(−12−)10行分~32頁(−12−)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-162	1560	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	講和資料 割譲地域 にある讓渡國の財 産、権利、利益の取 扱について (乙A305)	①3頁(−3−)右葉約7行分 ②3頁(−3−)左葉9行分 ③4頁(−4−)右葉4行分及び2行分 ④5頁(−5−)左葉約2行分 ⑤6頁(−6−)右葉8行分、左葉4行分 ⑥7頁(−7−)右葉5行分及び左葉全部		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-163	1562	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	平和条約第四条につ いて (乙A306)	54頁(−54−)約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-164	1566	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	請求権問題を全般に ついて探上げる場合 の問題について	全部		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-165	1567	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	平和条約第4条 (乙A307)	22頁(−22−)4行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-166	1568	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	朝鮮動乱に対する韓 国の国家責任の有無 について (乙A308)	①1頁(−1−)2か所約12行分 ②8頁(−8−)約14行分 ③9頁(−9−)約20行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表7
1-167	1569	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	日本銀行の対韓国債 権債務一覧 (乙A309)	①1頁(−1−)1か所 ②2頁(−2−)約15行分、3頁~18頁 (−2−)に「次頁以下16頁不開示」と記載 されている部分)		⑤欄記載の不開示部分のうち、①	⑤欄記載の不開示部分のうち、②	被告準(14)別表4
1-168	1571	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	日本側対韓請求権	全部		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・見分通知書号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄	
				⑤不開示部分	変更決定			
1-169	1572	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	韓国の対日賠償要求について (乙A310)	①18頁(−17−)に「次頁不開示」と記載されている部分 ②22頁～44頁(−20−)に「次頁以下23頁不開示」と記載されている部分及び45頁(−21−)3行分 ③47頁(−23−)最終行及び48頁(−23−)に「次頁不開示」と記載されている部分 ④50頁(−25−)約9行分及び51頁～78頁(−25−)に「次頁以下28頁不開示」と記載されている部分			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-170	1594	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	財産請求権問題(昭和32年3～7月) (乙A311)	①5頁(−5−)9行分、24頁(−24−)9行分 ②17頁(−17−)約1行分	平成22年6月23日 (情報公開第00988号)(乙A269)による 変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分のうち、②	⑤欄記載の不開示部分のうち、①	被告準(14)別表9
1-171	1595	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	韓国に対する債務 (乙A327)	①1頁～5頁(−1−)に「前5頁不開示」と記載されている部分 ②6頁(−1−)3か所(表の上段全部、中段(「処理方針」欄)1か所、下段(「金額及び摘要」欄)1か所) ③7頁(−2−)2か所(表の中段1か所、下段全部) ④8頁(−3−)1か所(表の中段及び下段全部) ⑤9頁(−4−)1か所(表の中段及び下段全部) ⑥10頁(−5−)1か所(表の中段及び下段全部) ⑦11頁(−6−)1か所(表の中段及び下段全部) ⑧12頁(−7−)2か所(表の中段及び下段全部、表の左欄外)	平成22年8月23日(情報公開第01355号)(乙A326)による変更決定後のもの。		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-172	1597	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	韓国側対日請求権(昭和32年12月) (乙A312, 328)	①1頁(−1−)約2行分、2頁(−2−)2行分、3頁(−3−)約7行分、4頁(−4−)1か所 ②5頁～8頁(−4−)に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分 ③10頁(−6−)2か所(表の上段全部、中段(「処理方針」欄)及び下段(「金額及び摘要」欄)1か所)、11頁(−7−)1か所(表の中段及び下段全部)、12頁(−8−)1か所(表の中段及び下段全部)、13頁(−9−)1か所(表の中段及び下段全部)、14頁(−10−)1か所(表の中段及び下段全部)、15頁(−11−)1か所(表の中段及び下段全部)、16頁(−12−)1か所(表の中段及び下段の一部)、17頁(−13−)1か所(表の中段及び下段全部)及び18頁(−14−)2か所(表の中段及び表の左欄外)	平成22年8月23日(情報公開第01355号)(乙A326)による変更決定後のもの。		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-173	1598	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	請求権問題の問題点(昭和33年3月) (乙A313)	5頁(−5−)5行分			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 30
1-174	1599	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	検討を要する問題点(昭和33年11月) (乙A314, 329)	①4頁(−4−)6行目以後約20行分ほか1か所、5頁及び6頁(−4−)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分 ②9頁(−7−)2か所(右側頁の上段全部及び中段及び下段の一部、左側頁の下段全部)、10頁(−8−)2か所(右側頁の中段及び下段全部、左側頁の中段及び下段全部)、11頁(−9−)1か所(中段及び下段全部)、12頁(−10−)2か所(右側頁の中段及び下段の一部、左側頁の中段及び下段全部)、13頁(−11−)1か所(右側ページの中段及び下段の一部)及び14頁(−12−)3か所(右側頁の中段及び下段全部、左側頁の中段の全部及び左欄外) ③15頁～26頁(−12−)に「次頁以下12頁不開示」と記載されている部分	平成22年8月23日(情報公開第01355号)(乙A326)による変更決定後のもの。	別紙3の2の※4のとおり	⑤欄記載の不開示部分のうち、⑦欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表9, 30
1-175	1600	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	請求権の経緯及び解決方針(昭和34年1～4月) (乙A138)	①71頁(−71−)5行分 ②76頁(−76−)5行分 ③81頁(−81−)1か所		⑤欄記載の不開示部分のうち、①	⑤欄記載の不開示部分のうち、②, ③	被告準(14)別表9, 21 通し番号2-61
1-176	1602	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	請求権問題を処理する場合の問題点(昭和35年10月) (乙A315)	5頁(−5−)約6行分			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-177	1605	平成20年5月9日 (情報公開第01160号) (甲78)	日韓漁業協力に関する日本側の基本的態度 (乙A316)	39頁(−39−)最終行及び40頁～48頁(−39−)に「次頁以下9頁」不開示と記載されている当該頁			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表12

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④処分通知番号	⑤不開示部分	変更決定	当裁判所の判断		備考欄
						⑥取消部分	⑧適法部分	
1-178	1618	平成20年5月9日 (情報公開第01092号) (甲79)	日韓問題に関する各種会談 (乙B143)	①202頁(−202−)約4行分, 203頁(−203−)約1行分 ②270頁(−270−)約9行分, 271頁(−270−)に「次頁不開示」と記載されている部分, 272頁(−271−)7行分(なお, −271−の不開示部分1か所は法5条1号による不開示部分であり, 本件訴訟の対象外) ③276頁(−275−)最終行～277頁(−276−)1行目 ④300頁(−299−)約3行分 ⑤311頁(−310−)約7行分 ⑥344頁(−343−)最終行及び345～348頁(−343−)に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分) ⑦363頁(−358−)9行分並びに364頁及び365頁(−358−)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) ⑧386頁(−379−)約7行分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表22, 23 通し番号2-66
1-179	1619	平成20年5月9日 (情報公開第01092号) (甲79)	補償金問題に関する日米間話し合いの経緯 (乙A317)	①1頁～17頁(−1−)に「前17頁不開示」と記載されている部分) ②20頁(−3−)約2行分及び21頁(−4−)約2行分 ③22頁(−5−)約3行分及び23頁(−6−)約3行分 ④24頁(−7−)1か所及び26頁(−9−)1か所 ⑤31頁(−14−)約2行分及び3.2頁(−15−)約2行分 ⑥33頁(−16−)約2行分及び34頁(−17−)約2行分 ⑦35頁(−18−)約1行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表23
1-180	1624	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件(昭和26年10月) (乙A144)	①1頁及び2頁(−1−)に「前2頁不開示」と記載されている部分)並びに3頁(−1−)右段5行分 ②3頁(−1−)左段2行分, 4頁(−2−)右段3行分(なお, 4頁中段の2行分の不開示部分は不開示理由2によるものである。) ③5頁(−3−)約3行分, 6頁(−4−)4行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9 通し番号2-67

## (別紙3) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄	
				⑤不開示部分	変更決定			
1-181	1626	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓交渉に関する資料(昭和26年10月) (乙A318)	①6頁(-6-) 2行分 ②8頁~10頁(-7-)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)及び11頁(-8-)右段5行分、同頁(-8-)最終行~12頁(-9-) 2行目			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-182	1627	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓両国間の基本関係調整に関する方針(昭和26年10月) (乙B145)	①4頁(-4-) 約3行分 ②7頁(-7-) 2か所 ③8頁(-8-) 約2行分 ④11頁(-11-) 約4行分 ⑤12頁(-12-) 3行分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 17, 32, 34 通し番号2-68	
1-183	1628	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	在留朝鮮人の法的地位以外の諸懸案に関するアチエンダ作成に関する接衝要領案(昭和26年11月) (乙A319)	①2頁(-2-) 中段約5行分、左段約3行分 ②3頁(-3-) 13行目~4頁(-4-) 2行目		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-184	1629	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和26年11月) (乙B146)	①1頁(-1-) 中段約3行分、左段約2行分、2頁(-2-) 1行分 ②5頁(-5-) 7行分並びに6頁及び7頁(-5-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 12, 34 通し番号2-69	
1-185	1632	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓交渉処理要領案(昭和27年作成) (乙A148)	①6頁(-6-) 1か所、8頁(-8-) 右段2行分、左段約5行分、9頁(-9-) 右段3行分、中段5行分、11頁(-11-) 中段約2行分、左段約6行分、12頁(-11-)に「次頁不開示」と記載されている部分) ②14頁(-13-) 約3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 12 通し番号2-71	
1-186	1633	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談についての省内打合せ(昭和27年1月) (乙A320, 330)	①14頁(-14-) 4行目~15頁(-15-) 9行目 ②25頁(-25-)、26頁(-26-) 及び27頁~28頁(-26-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)	平成22年8月23日(情報公開第01355号)(乙A326)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分のうち、① ⑤欄記載の不開示部分のうち、②	⑤欄記載の不開示部分のうち、① ⑤欄記載の不開示部分のうち、②	被告準(14)別表9
1-187	1634	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談日本側代表団打合せ(第1回)(昭和27年2月) (乙A321)	①30頁(-30-) 3行分、31頁~34頁(-30-)に「次頁以下4頁不開示」) ②56頁(-52-) 約6行分、57頁(-52-)に「次頁不開示」と記載されている部分)、58頁(-53-) 8行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-188	1635	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談日本側代表団打合せ(2回)(昭和27年3月) (乙A322)	①7頁~15頁(-6-)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分) ②24頁(-15-)、中段約5行分、左段約2行分、25頁~35頁(-15-)に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分)		⑤欄記載の不開示部分のうち、① ⑤欄記載の不開示部分のうち、②	⑤欄記載の不開示部分のうち、① ⑤欄記載の不開示部分のうち、②	被告準(14)別表9
1-189	1636	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談省内打合会(昭和27年3月) (乙A149)	21頁(-21-) 4行目から24頁(-21-)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9 通し番号2-72
1-190	1640	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談の推移に伴う対韓関係の行政措置(昭和27年4月) (乙A323)	2頁(-2-) 右段1行分、中段4行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-191	1643	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談今後の対処方針(昭和27年4月) (乙A324)	12頁(-12-) 2行目~13頁(-13-) 1行目		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-192	1671	平成20年5月9日 (情報公開第01097号) (甲81)	谷大使・金公使会談(乙A63)	①12頁(-12-) 約1行分 ②18頁(-18-) 6行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 12, 13, 14 通し番号3-26	

## (別紙3) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・局別通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		⑥当裁判所の判断	⑦取消部分	⑧適法部分	備考欄
				⑤不開示部分	変更決定				
1-193	1674	平成20年5月9日 (情報公開第01097号) (甲81)	対韓請求権問題の処理 (乙A325)	3頁(−3−)約3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-194	1675	平成20年5月9日 (情報公開第01098号) (甲82)	日韓会談再開問題 (乙A64)	①31頁(−31−)約2行分 ②137頁(−128−)約3行分 ③228頁(−199−)約2行分 ④244頁(−215−)3行分, 248頁(−219−)18行目～249頁(−220−)2行目		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9, 14 通し番号3-27
1-195	1684	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	バーネット国務次官補代理の内話 (乙B154)	3頁(−3−)5行目～12行目の約7行分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9, 34 通し番号2-77
1-196	1687	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓交渉に関する対米折衝 (乙A331)	18頁(−18−)4行目, 8行目及び15行目の3か所		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-197	1688	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓会談に関する対米折衝 (乙A332)	34頁(−34−)2行目～12行目の約10行分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-198	1701	平成20年5月9日 (情報公開第01109号) (甲84)	久保田代表・金公使会談 (乙A333)	15頁(−15−)4行目～末行及び16頁(−15−)に「次頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-199	1706	平成20年5月9日 (情報公開第01109号) (甲84)	日韓問題に關しアジア局長と柳參事官との会談 (乙A334)	①37頁(−37−)5行目約1行分 ②50頁(−50−)3行目～4行目の約2行分 ③63頁(−63−)6行目～7行目の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-200	1735	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓会談請求権関係の審議 (乙A335)	①3頁(−3−)3行目約1行分 ②4頁(−4−)13行目及び15行目の各約1行分 ③7頁(−7−)5行目～6行目の約2行分及び11行目～12行目の約2行分		⑤欄記載の不開示部分のうち, ①, ②	⑤欄記載の不開示部分のうち, ③		被告準(14)別表9
1-201	1736	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓会談の請求権問題処理にあたっての問題点、試算額 (乙A336)	①2頁(−2−)10行目～13行目の約4行分 ②8頁(−8−)～15頁(−15−)昭和37年1月10日付け「韓国側対日請求額及び大蔵省、外務省試算額」と題する一覧表形式の文書のうち表題部分、「要綱」欄、「請求項目」欄、「韓国側請求額」欄を除いた部分 ③17頁(−17−)～19頁(−19−)昭和37年1月9日付け「韓国側対日請求額及び同査定(案)」と題する一覧表形式の文書のうち表題部分、「要綱」欄、「請求項目」欄、「韓国側請求額」欄の全部及び「備考」欄の一部を除いた部分 ④20頁(−20−)～26頁(−26−)上記「韓国側対日請求額及び同査定(案)」と題する一覧表形式の文書のうち「韓国側請求要項」欄及び表題部分を除いた部分 ⑤27頁(−27−)～39頁(−37−)「韓国側請求権(8項目)」に関する韓国主張額と日本側調査額と題する文書にあり、「韓国主張額」、「請求項目」及び「韓国側請求額」欄に記載された部分を除いた部分 ⑥40頁～41頁(−37−)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分 ⑦42頁(−38−)の「韓国側主張額」を除いたその他の部分及び43頁及び44頁(−38−)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分 ⑧46頁(−40−)3か所, 55頁(−49−)2か所, 56頁(−50−)1か所, 57頁(−51−)1か所, 58頁(−52−)1か所 ⑨52頁(−46−)10行目～11行目の2行分		⑤欄記載の不開示部分のうち, 次の部分 ア ① イ ⑧中の (7) 55ページ(−49−)2か所 (4) 56ページ(−50−)1か所 ウ ⑨	⑤欄記載の不開示部分のうち, ⑦欄で掲げた部分以外の部分		被告準(14)別表9
1-202	1740	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓請求権処理に関する問題点(討議用資料) (乙A337)	①6頁(−6−)3行目～5行目の約3行分 ②7頁(−7−)中央右側の余白部分1か所 ③11頁(−11−)3か所, 12頁(−12−)3か所, 13頁(−13−)2か所 ④16頁(−16−)下側の余白部分1か所		⑤欄記載の不開示部分のうち, ③	⑤欄記載の不開示部分のうち, ①, ②, ④		被告準(14)別表9

## (別紙3) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定	⑤不開示部分	変更決定	当裁判所の判断	備考欄
				⑥不開示部分			⑦取消部分	
1-203	1742	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国請求権の処理と して一応説明のつく 金額の査定	全部			⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9
1-204	1743	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓経済協力 (乙A162)	①3頁(-3-) 下側欄外の余白部分 1か所 ②13頁(-13-) 4か所			⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9 通し番号2-87
1-205	1744	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国一般請求権のう ち朝鮮人徴用労務 者、軍人軍属、文官 恩給該当者数(伊閣 局長指示事項) (乙A338)	①2頁2行目～末行及び3頁～13頁(-2 ～に「次頁以下11頁不開示」と記載されて いる部分) ②15頁(-4-)、16頁(-5-)、1 7頁(-6-)、19頁(-8-)及び20 頁(-9-)の各表表題を除く部分、16頁 (-5-)の「備考1」の1か所及び18頁 (-7-) 1か所			⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9
1-206	1745	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	請求権問題解決案 (乙A339)	①2頁(-2-) 1か所 ②3頁(-3-) 2か所 ③4頁(-4-) 4か所 ④5頁(-5-) 2か所 ⑤6頁(-6-) 4か所 ⑥7頁(-7-) 1か所 ⑦8頁(-8-) 「韓国請求権の処理と して一応説明の付く金額の査定」と題する表 の表題部分を除いた部分			⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9
1-207	1746	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓請求権交渉の今 後の進め方 (乙A340)	①1頁(-1-) 1か所 ②3頁(-3-) 1行目～4行目の約4行分 ③5頁(-5-) 3行目～9行目の約7行分 ④9頁(-9-) 9行目～10頁(-10 ～) 9行目 ⑤11頁(-11-) 「韓国請求権の処理と して一応説明の付く金額の査定」と題する表 のうち表題部分及び具体的な項目部分を除いた 部分			⑤欄記載の不開示部分 のうち、①～④	⑤欄記載の不開示部分 のうち、⑤ 被告準(14)別表 9
1-208	1747	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	Ex gratia 支払方式 による日韓請求権処 理(討議資料) (乙A341)	5頁(-5-) 下側欄外の余白部分 1か所			⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9
1-209	1748	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓経済協力試案 (乙A163)	①14頁(-14-) 4か所 ②15頁(-15-) 4か所 ③16頁(-16-) 1か所			⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9 通し番号2-88
1-210	1749	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国側対日請求額に 対する大蔵、外務両 省による査定の相違 (乙A342)	①1頁(-1-) 2行目及び3行目の2か所 ②4頁(-4-) 「大蔵案」、「外務A 案」、「外務B案」部分及び8行目～15行 目の3か所 ③5頁(-5-) 「大蔵案」、「外務案」部 分及び10行目1か所 ④6頁(-6-) 6か所、7頁(-7-) 見 出し「死亡軍属年金」及び「軍属障害年金」 を除く部分 ⑤8頁(-8-) 3か所 ⑥9頁(-9-) 8か所、10頁(-10 ～) 4か所及び11頁(-11-) 4か所			⑤欄記載の不開示部分 のうち、①	⑤欄記載の不開示部分 のうち、②～⑥ 被告準(14)別表 9
1-211	1752	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	一般請求権徴用者関 係等専門委員会の討 議 (乙A343)	①2頁(-2-) 3か所、3頁(-3-) 2 か所、6頁(-6-) 4か所、7頁(-7 ～) 3か所、8頁(-8-) 2か所、15頁 (-15-) 5か所、17頁(-17-) 1 か所 ②9頁(-9-) 7か所、12頁(-12 ～) 3か所、13頁(-13-) 1か所			⑤欄記載の不開示部分 のうち、⑧欄に掲げた 部分以外の部分 ア ①中の (7) 2頁(-2-) 3 か所 (8) 6頁(-6-) 下から7行目 (9) 7頁(-7-) 上から12行目 (10) 15頁(-15 ～) 7行目の「軍人」 とある部分の右側のも の及び8行目の2か所 イ ②中の13頁(- 13-) 1か所	被告準(14)別表 9
1-212	1755	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日・韓請求金額の査 定 (乙A344)	①1頁(-1-) ~ 6頁(-6-) のうち見 出し及び「内訳」部分を除く部分 ②7頁(-7-) 及び8頁(-8-) 表のう ちの「金額」部分			⑤欄記載の不開示部分 の全部	被告準(14)別表 9

## (別紙3) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④不開示文書の題名	不開示決定		⑥変更決定	当裁判所の判断	⑦取消部分	⑧適法部分	備考欄
				⑤不開示部分						
1-213	1756	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓間の請求権問題 (小坂・崔外相会談用資料) (乙A345)	①17頁(−17−)8行目～10行目の約3行分 ②18頁(−18−)5行目～6行目の約2行分及び9行目～10行目の約2行分 ③19頁(−19−)5行目～7行目の約3行分 ④20頁(−20−)5行目約1行分 ⑤21頁(−21−)18行目1行分及び2頁(−21−)に「次頁不開示」と記載されている部分 ⑥24頁(−23−)6行目～8行目の約3行分及び12行目～13行目の約2行分 ⑦25頁(−24−)5行目～6行目の約2行分 ⑧30頁(−29−)7行目～末行の約4行分 ⑨31頁(−30−)6行目1行分 ⑩32頁(−31−)4行目～6行目の約3行分 ⑪36頁(−35−)6行目～末行の約2行分 ⑫37頁(−36−)5行目～6行目の約2行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-214	1757	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓間の請求権問題に関する発言要旨 (乙A346)	①13頁(−13−)7行目～10行日の約4行分 ②14頁(−14−)6行目1行分 ③15頁(−15−)4行目～6行日の約3行分 ④19頁(−19−)6行目～末行の約2行分 ⑤20頁(−20−)5行目～6行日の約2行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-215	1758	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国請求権金額の査定 (乙A347)	①1頁(−1−)「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表の表題部分(「項目」欄、「A案」、「B案」、「C案」、「大蔵案」及び「韓国側請求額」)を除いた部分 ②2頁(−2−)～4頁(−4−)「査定の基礎」と題する文書中にあり、「項目」及び「内訳」を除いた部分 ③5頁(−5−)「韓国一般請求権金額の査定」と題する一覧表の「査定額」欄			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-216	1759	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	在北鮮日本財産の処理と対北朝鮮請求権	全部			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-217	1762	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国請求権金額の査定 (乙A348)	①1頁(−1−)「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表のうち表題部分、具体的な項目欄、韓国側請求額欄を除いた部分 ②2頁～15頁(−1−)に「次頁以下14頁不開示」と記載されている部分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-218	1764	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国に対する借款供与 (乙A349)	1頁(−1−)2か所			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-219	1765	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓請求権問題の処理方式 (乙A350)	①1頁(−1−)9行目～末行の7行分 ②2頁～13頁(−1−)に「次頁以下12頁不開示」と記載されている部分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-220	1766	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓請求権問題の解決方法 (乙A351)	2頁(−2−)13行目～3頁(−3−)9行目			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9

## (別紙3) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知書番号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄	
				⑤不開示部分	⑥変更決定			
1-221	1767	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国の対日請求権8項のうち第1項より第5項までに対する日本側査定の説明 (乙A352)	①1頁(−1−)11行目～末行まで及び2頁～12頁(−1−)に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分 ②13頁(−2−)4行目～11行目の8行分 ③13頁(−2−)末行及び14頁～16頁(−2−)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分、17頁(−3−)2行目～9行目、17頁(−3−)11行目～18頁(−4−)8行目、18頁(−4−)10行目～15行目、19頁～27頁(−4−)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分及び28頁(−5−)1行目～6行目、28頁(−5−)8行目～11行目、29頁～33頁(−5−)に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分)及び34頁(−6−)1行目～11行目			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-222	1769	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓無償供与金額の現価 (乙A353)	①1頁(−1−)13行目～2頁(−2−)1行目 ②2頁(−2−)3行目～7行目までの約5行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-223	1770	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓会談における請求権問題の解決方針 (乙A354)	①2頁(−2−)3行目～末行並びに3頁及び4頁(−2−)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分 ②5頁(−3−)8行目～15行目、6頁(−3−)に「次頁不開示」と記載されている部分及び7頁(−4−)1行目～8行目 ③8頁(−4−)に「次頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-224	1771	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓有償援助の供与 (乙A355)	①2頁(−2−)7か所 ②3頁(−3−)2か所		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-225	1773	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	韓国に対する無償供与および長期低利借款の支払方法に関する一試案 (乙A356)	①1頁(−1−)9行目～17行目、1頁(−1−)19行目～20行目、及び2頁(−1−)に「次頁不開示」と記載されている部分 ②3頁(−2−)3行目～末行並びに4頁及び5頁(−2−)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-226	1775	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	日韓の請求権の処理 (乙A357)	1頁及び2頁(−1−)に「前2頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-227	1779	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓焦付債権の処理方法 (乙A358)	①3頁(−3−)10行目～末行及び4頁～6頁(−3−)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分 ②7頁(−4−)5行目～末行及び8頁(−4−)に「次頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-228	1787	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	日韓会談今後の進め方 (乙A72)	72頁(−72−)18行目～73頁(−73−)4行目		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表12, 14, 27, 32 通し番号2-89 3-35	
1-229	1792	平成20年5月9日 (情報公開第01154号) (甲88)	日韓条約及び諸協定関係対米折衝(各種会談: 昭和36年) (乙B165の2)	①102頁(−102−)2行目～7行目 ②122頁(−122−)2か所、123頁(−123−)11行目～124頁(−124−)1行目	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 34 通し番号2-91	
1-230	1795	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	池田総理・ライシャワー大使会談 (乙A359)	①5頁(−5−)2行目～5行目の約4行分 ②5頁(−5−)9行目～10行目の約2行分、6頁(−6−)6行目～7行目の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9	
1-231	1796	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	日韓関係に関する在京米大使館の内話 (乙B167)	①24頁(−22−)3行目～4行目の約1行分 ②25頁(−23−)8行目～9行目の約2行分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 34 通し番号2-93	
1-232	1798	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	池田総理ハリマン国務次官補会談 (乙B168)	①10頁(−10−)5行目～6行目の約2行分 ②11頁(−11−)6行目～9行目の4行分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 34 通し番号2-94	

## (別紙3) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④不開示文書の題名	不開示決定		⑥当裁判所の判断	⑦取消部分	⑧適法部分	備考欄
				⑤不開示部分	変更決定				
1-233	1799	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	日韓問題に関するライシャウアー大使の内話 (乙A360)	4頁(−4−)3行目～6行目の約4行分及び8行目の1か所		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-234	1800	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	小坂大臣・ライシャウー大使会談 (乙A361)	①5頁(−5−)2か所 ②6頁(−6−)2か所		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-235	1801	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	武内次官と米極東局長との会談 (乙A362)	13頁(−13−)1か所		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-236	1802	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	大平大臣、ライシャウー大使会談 (乙A363)	①4頁(−4−)の1か所 ②5頁(−5−)5行目～7行目の約3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-237	1806	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	在京米大使館からの情報 (乙A364)	2頁(−2−)2か所		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-238		欠番							
1-239	1821	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	金中央情報部長訪日 (乙B175)	①23頁(−23−)5行目～末行、24頁(−24−)1行目 ②49頁(−49−)2行目～8行目の約7行分(同一内容)	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9,34 通し番号2-101
1-240	1824	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	大平外相と金韓国中央情報部長との会談 (第1回) (乙B75)	①4頁(−4−)枠外1か所 ②8頁(−87−)1か所 ③98頁(−97−)10行目～99頁(−98−)1行目 ④99頁(−98−)9行目～100頁(−99−)1行目	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分のうち、①, ②	⑤欄記載の不開示部分のうち、③, ④		被告準(14)別表9,14 通し番号3-39
1-241	1835	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	第1次会談における日本側方針・協定案 (乙A365)	98頁～106頁(−97−)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表34
1-242	1839	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	大韓民国管轄権の限界 (乙A366)	35頁(−35−)14行目～15行目の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-243	1841	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点 (乙A367)	①15頁(−15−)3行目～8行日の約6行分 ②15頁(−15−)9行目の1か所 ③15頁(−15−)16行目～末行及び16頁(−15−)に「次頁不開示」と記載されている部分			⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
1-244	1847	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	韓国基本関係についての省内打合・方針 (乙A368)	32頁(−32−)8行目～33頁(−33−)2行目		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9
1-245	1851	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	韓国提案基本関係条約案 (乙A78)	20頁(−20−)下側の余白の一一番左の部分1か所		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表14,28 通し番号3-42
1-246	1857	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	日韓間の海底電線に関する案 (乙A369)	5頁(−5−)「在外資産調査(注:かつては判読不能)」と題する一覧表の「所属」欄に記載された法人名及び「資産価額」欄に記載された数字		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表28

## (別紙3) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄
				⑤不開示部分	変更決定		
1-247	1861	平成20年5月9日 (情報公開第01166号) (甲92)	対日平和条約の朝鮮 関係 (乙A370)	①6頁(一6-)5か所及び7頁(一7-)4か所 ②8頁(一8-)の「昭和23年12月10日調 在外財産調査会」と題する一覧表の表題部分を除いた部分及び9頁(一9-)「在外財産推定一覧表(個人資産及び陸海軍財産を除く)」と題する一覧表の「民有企業所有」(「不動産」、「動産」、「その他」及び「合計」)欄に記載された具体的な数字		⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 ア ①中の6頁(一6-)の最初の3箇所 イ ②中の (7)「地域」欄の「朝鮮」及び「総計」に係る各具体的な数値を除いた部分 (i)「朝鮮」地域に係る次のものの各金額部分 a 「民間企業所有試算額」欄の「推定額」・「昭和20-8-15円価格表示(1 弗=15円)(単位百万)」 b 「国有財産」 c 「総計」	⑥欄記載の不開示部分のうち、⑦欄に掲げた部分以外の部分 被告準(14)別表9

## (別紙3) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄
				⑤不開示部分	変更決定		
1-248	1863	平成20年5月9日 (情報公開第01166号) (甲92)	日韓貿易・金融協定・海運協定妥結 (乙A371)	①27頁～33頁（-26-に「次頁以下7頁」と記載されている部分） ②50頁及び51頁（-42-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分） ③60頁～62頁（-50-に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分）		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表6,34 通し番号2-102-2
1-249		欠番					
1-250	1877	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	日韓会談等に関する在外公館への訓令 (乙A80)	1頁（-1-）約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9,12,30 通し番号2-106-3-44
1-251	1881	平成20年5月9日 (情報公開第01175号) (甲94)	日韓交渉関係法律問題調書集 (乙A82)	①-1 32頁（-32-）右葉（60）25行目～26行目 ①-2 33頁（-33-）左葉（61）24行目～25行目、右葉（62）17行目～19行目、20行目～21行目、25行目～26行目、28行目、34頁（-34-）左葉（63）2行目～4行目、28行目～30行目、右葉（64）6行目～7行目 ①-3 39頁（-39-）左葉（73）5行目、15行目、22行目～23行目、24行目～25行目、右葉（74）11行目～12行目、14行目～15行目、16行目、40頁（-40-）左葉（75）3行目～4行目、8行目～9行目、13行目～14行目、16行目～17行目、33行目、右葉（76）16行目～20行目、21行目～末行、41頁（-41-）左葉（77）3行目～5行目、9行目～12行目、17行目～20行目、右葉（78）2行目～4行目、6行目～10行目、26行目～27行目、28行目、30行目～末行、42頁（-42-）左葉（79）1行目～10行目、17行目～22行目、右葉（80）22行目～23行目 ①-4 43頁（-43-）左葉（81）21行目～22行目、24行目～25行目、29行目～31行目、右葉（82）1行目～2行目 ①-5 54頁（-54-）左葉（103）31行目～末行、右葉（104）全体、55頁全部（-54-に「次頁不開示」と記載されている部分） ②-1 34頁（-34-）右葉（64）13行目～15行目 ②-2 35頁（-35-）右葉（66）18行目～20行目 ②-3 39頁（-39-）右葉（74）13行目 ②-4 43頁（-43-）左葉（81）11行目	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 ア ①-1 イ ①-2 中の (7) 33頁（-33-）左葉（61）24行目～25行目 (4) 33頁（-33-）右葉（62）17行目～19行目 (5) 33頁（-33-）右葉（62）28行目 (I) 34頁（-34-）左葉（63）2行目～4行目、28行目～30行目 (H) 34頁（-34-）右葉（64）6行目～7行目 ウ ①-4 エ ②-4	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 ア ①-2 中、⑦欄に掲げた部分以外の部分 イ ①-3 ウ ①-5 エ ②-1 オ ②-2 カ ②-3	被告準(14)別表9,13,14 通し番号2-108-3-46
1-252	1882	平成20年5月9日 (情報公開第01169号) (甲95)	日韓国交正常化交渉の記録 総説九 (乙A83)	①-1 9頁（-9-）1か所 ①-2 36頁（-36-）1か所 ①-3 60頁（-60-）3か所 ①-4 102頁（-102-）4か所 ②31頁（-31-）下から2行目～32頁（-32-）3行目、7行目～10行目、15行目～末行、33頁（-33-）7行目～9行目		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9,14 通し番号3-47
1-253	1885	平成20年5月9日 (情報公開第01178号) (甲96)	日韓請求権処理の問題点 (乙A372)	①5頁（-5-）7行目～末行及び6頁（-5-に「次頁不開示」と記載されている部分） ②8頁（-7-）13行目～末行及び9頁（-7-に「次頁不開示」と記載されている部分） ③10頁（-8-）9行目～末行及び11頁（-8-に「次頁不開示」と記載されている部分） ④12頁（-9-）12行目～末行及び13頁（-9-に「次頁不開示」と記載されている部分）		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-254	1892	平成20年5月9日 (情報公開第01178号) (甲96)	対韓民間ベース経済協力方式 (乙A373)	7頁～11頁（-6-に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分）		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
1-255	1905	平成20年5月9日 (情報公開第01178号) (甲96)	雑資料 (乙A374)	3頁（-3-）1か所、4頁（-4-）1か所		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9

## (別紙3) 処分目録

①処理番号	②文書番号	③不開示決定日	④処分通知番号	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄
				⑤不開示部分	変更決定		
1-256	1907	平成20年5月9日 (情報公開第01178号) (甲96)	日韓交渉における財 産及び請求権処理の 範囲 (乙A375)	1頁(一1-)9行目～末行及び2頁～7頁 (一1-に「次頁以下6頁不開示」と記載さ れている部分)			⑤欄記載の不開示部分 の全部 被告準(14)別表 27

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄	
				⑤不開示部分	変更決定			
1-257	1914	平成20年5月9日 (情報公開第01178号) (甲96)	日韓会談における韓 国との対日請求8項目 に関する討議記録 (乙A376)	<p>①3頁(-3-)2か所, 4頁(-4-)1 1か所, 5頁(-5-)1か所, 7頁(-7- -)1か所          ②13頁(-13-)1か所          ③18頁(-18-)左葉(26)左欄3行目 ~9行目, 18頁(-18-)右葉(27)下 から3行目~2行目, 19頁(-19-)左 葉(28)7行目~10行目, 21行目, 右 葉(29)3行目~4行目, 6行目~11行 目, 20頁(-20-)右葉(31)2行目~ 7行目, 21頁(-21-)左葉(32)22 行目~25行目, 21頁(-21-)右葉 (33)下から8行目~6行目, 4行目~3行 目, 2行目~未行, 22頁(-22-)4行 目~5行目, 26頁(-26-)1か所, 2 8頁(-28-)右葉(43)8行目~11 行目, 16行目~20行目, 29頁(-29- -)左葉(44)下から6行目~未行, 33 頁(-33-)下から11行目~8行目, 3 4頁(-34-)左葉(48)下から6行 目, 下から5行目及び4行目, 54頁(-5 4-)1か所, 56頁(-56-)左葉(9 0)2か所, 右葉(91)1行目~2行目, 下 から2行目~未行, 57頁(-57-)左葉 (92)下から6行目, 60頁(-60-)右 葉(99)22行目~24行目, 62頁 (-62-)左葉(102)16行目~17 行目,</p> <p>71頁(-71-)左葉(120)下から1 0行目, 下から3行目~未行, 右葉(121) 1か所, 83頁(-83-)3か所, 84頁 (-84-)左葉(138)1か所, 98頁 (-98-)左葉(152)3か所, 右葉 (153)14行目, 99頁(-99-)左 葉(154)21行目, 27行目, 100頁 (-100-)1か所, 101頁(-101- -)3か所          ④15頁(-15-)5か所, 16頁(-1 6-)6か所, 18頁(-18-)中の上記 ③の部分以外の不開示箇所, 19頁(-19- -)中の上記③の部分以外の不開示箇所, 2 0頁(-20-)中の上記③の部分以外の不 開示箇所, 21頁(-21-)中の上記③の 部分以外の不開示箇所, 23頁(-23- -)1か所, 24頁(-24-)3か所, 25頁 (-25-)1か所, 27頁(-27-)1 か所, 28頁(-28-)中の上記③の部分 以外の不開示箇所, 29頁(-29-)中の 上記③の部分以外の不開示箇所, 31頁 (-31-)3か所,</p> <p>32頁(-32-)3か所, 33頁(-33- -)2か所, 34頁(-34-)中の上記③ の部分以外の不開示箇所, 35頁(-35- -)2か所, 44頁(-44-)7か所, 5 6頁(-56-)中の上記③の部分以外の 不開示箇所, 57頁(-57-)中の上記③ の部分以外の不開示箇所, 58頁(-58- -)1か所, 60頁(-60-)中の上記③ の部分以外の不開示箇所, 61頁(-61- -)2か所, 62頁(-62-)12か所, 63頁(-63-)10か所, 64頁(-6 4-)5か所, 65頁(-65-)5か所, 67頁(-67-)3か所,</p> <p>68頁(-68-)15か所, 69頁(-6 9-)21か所, 70頁(-70-)13か 所, 71頁(-71-)中の上記③の部分以 外の不開示箇所, 72頁(-72-)7か 所, 73頁(-73-)10か所, 76頁 (-76-)3か所, 77頁(-77-)7 か所, 78頁(-78-)20か所, 79頁 (-79-)6か所, 82頁(-82-)2 か所, 84頁(-84-)中の上記③の部分 以外の不開示箇所, 85頁(-85-)2か 所, 86頁(-86-)1か所, 88頁(- 88-)2か所, 89頁(-89-)1か 所, 90頁(-90-)3か所, 91頁(- 91-)1か所, 94頁(-94-)1か 所, 95頁(-95-)5か所, 97頁(- 97-)1か所, 98頁(-98-)中の上 記③の部分以外の不開示箇所, 99頁(-9 9-)中の上記③の部分以外の不開示箇所及 び102頁(-102-)5か所</p>	別紙3の2の※5のと おり	⑤欄記載の不開示部分 のうち, ⑦欄に掲げた 部分以外の部分	被告準(14)別表 9	
1-258	1915	平成20年5月9日 (情報公開第01176号) (甲97)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説三 (乙B84)	<p>①113頁(-113-)5行目~6行目          ②114頁(-114-)4行目          ③114頁(-114-)5行目~7行目          ④123頁(-123-)8行目~124頁 (-124-)3行目          ⑤128頁(-128-)1か所          ⑥130頁(-130-)5行目~8行目          ⑦155頁(-155-)1か所          ⑧173頁(-173-)3か所</p>	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分 のうち, ②, ③, ⑤, ⑦	⑤欄記載の不開示部分 のうち, ①, ④, ⑥, ⑧	被告準(14)別表 9, 14, 34 通し番号2-109 3-48

## (別紙3) 処分目録

①送し番号 ②文書番号	③不開示決定日、処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		⑥変更決定	当裁判所の判断		備考欄
			⑤不開示部分	⑦取消部分		⑧適法部分		
1-259	1916	平成20年5月9日 (情報公開第01176号) (甲97)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説四 (乙A377)	①42頁(−42−) 6行目～8行目 ②49頁(−49−) 6行目～7行目 ③70頁(−70−) 10行目～11行目		⑤欄記載の不開示部分 の全部		被告準(14)別表 9

## (別紙) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④処分通知番号	不開示決定		⑥変更決定	⑦取消部分	⑧当裁判所の判断	⑨違法部分	備考欄
				⑤不開示部分						
2-1	677	平成20年4月18日 (情報公開第00929号) (甲3)	日韓予備交渉的地位関係会合第41～45回会合 (乙A85)	20頁(−20−)下から6行目～21頁(−21−)上から2行目の約8行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表17, 32
2-2	1074	平成20年4月18日 (情報公開第00901号) (甲4)	第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会の第四回会合 (乙A86)	2頁(−2−)左から2行目～3頁(−3−)右から8文字			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表32
2-3	391	平成20年5月2日 (情報公開第00805号) (甲7)	日韓国交正常化交渉(条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印) (乙A87)	359頁～381頁(−358−)に「次頁以下23頁不開示」と記載された部分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9 通し番号1-13-2
2-4		欠番								
2-5	437	平成20年5月2日 (情報公開第00818号) (甲8)	不法入国者名簿 (乙A89)	①124頁(−27−)下から2行目～125頁(−28−)上から3行目の約5行分 ②184頁及び185頁(−59−)に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表18
2-6		欠番								
2-7		欠番								
2-8		欠番								
2-9	1037	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓予備会議開催 (乙A93)	5頁(−5−)左から約3行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9, 34 通し番号1-27
2-10	1046	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録 (乙B94)	10頁(−10−)右から4行目～5行目 の約2行分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9, 12, 17, 32 通し番号1-30
2-11	1052	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓交渉に関する第1回各省打合会次第 (乙A95)	①19頁(−19−)左から2行目～1行 目の約1行分 ②20頁(−20−)左から1行目～21頁 (−21−)右から5行目の約6行分 ③41頁(−41−)左から1行目～42頁 (−42−)右から4行目の約5行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表17, 32
2-12	1054	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談無期休会案 (乙A96)	①3頁(−3−)左から1行目～4頁(−4−)右から2行目の約3行分 ②10頁(−10−)左から3行分 ③17頁(−17−)			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9, 34 通し番号1-34-2
2-13	1055	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談継続の可否 について (乙A97)	4頁(−4−)下段(休会する場合)右か ら2行目～5行目の約3行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表34
2-14	1062	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談決裂善後対策 (乙A46)	①4頁(−4−)左から3行目～5頁(−5−)右から4行目の約7行分 ②17頁右から3行目～20頁(−17−)及 び−17−に「次頁以下3頁不開示と記 載された部分」			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表13, 14, 34 通し番号3-3
2-15		欠番								
2-16	1171	平成20年5月2日 (情報公開第01005号) (甲20)	日韓予備交渉(第51～60回会合) (乙A99)	60頁(−60−)下から5行目～61頁 (−61−)上から1行目の約6行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表9, 12 通し番号1-45
2-17		欠番								
2-18	1243	平成20年5月2日 (情報公開第01119号) (甲22)	日韓条約諸協定の実 施状況 (乙A101)	55頁(−55−)上から4行目～7行目 の約3行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表34

## (別紙) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日 (情報公開第01042号) (甲23)	④不開示文書の題名 請求権についての法律問題 (乙A102)	不開示決定		⑥変更決定	当裁判所の判断 ⑤欄記載の不開示部分の全部	⑦取消部分	⑧適法部分	備考欄 被告準(14)別表 9, 15 通し番号1-47
				⑤不開示部分 ①38頁(-32-) 左から3行分 ②52頁(-45-) 及び53頁(-46-)	⑥変更決定					
2-19	1298	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	請求権についての法律問題 (乙A102)	①38頁(-32-) 左から3行分 ②52頁(-45-) 及び53頁(-46-)			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 9, 15 通し番号1-47
2-20	1302	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	在韓私有財産権放棄と国内補償問題 (乙A103)	①3頁(-3-) 右から3行目～5行目の約3行分 ②7頁右から4行目～14頁(-7-及び-7-に「次頁以下7頁不開示」と記載された部分)			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 15
2-21	1306	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	日韓間請求権特別取極の諸様式について (乙A104)	2頁(-2-) 枠外上約6行分及び右から2行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 9 通し番号1-53
2-22	315	平成20年5月9日 (情報公開第00596号) (甲25)	日韓問題に関する板垣アジア局長・柳公使会談要旨 (乙A22)	49頁(-49-) 枠外			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 18
2-23		欠番								
2-24	321	平成20年5月9日 (情報公開第00596号) (甲25)	山田次官、柳公使会談要旨 (乙A24)	5頁(-5-), 5頁(-5-)直後の1枚			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 30
2-25	322	平成20年5月9日 (情報公開第00596号) (甲25)	沢田、柳会談要旨 (乙A105)	16頁(-16-) 1行目及び17頁(-17-) 右から4行目			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 16, 30
2-26	350	平成20年5月9日 (情報公開第00597号) (甲26)	日韓会談に対する見方 (乙A106)	①1頁(-1-) 約4行分 ②2頁(-2-) 2行目～10行目の9行分 ③8頁(-8-) 6行目～7行目の2行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 34
2-27	386	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	宮内庁書陵部所蔵の書籍 (乙A107)	22頁(-22-) 下から2行目～23頁(-23-) 上から3行目の約5行分及び25頁～28頁(-24-)に「次頁以下5頁不開示」と記載された部分)			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 30 通し番号1-60
2-28	506	平成20年5月9日 (情報公開第01100号) (甲31)	日韓国交正常化交渉の記録 総説八 (乙A108)	299頁(-292-) 3行目～7行目の約4行分, 301頁(-294-) 1行目～2行目, 4行目～5行目及び8行目～9行目			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 9 通し番号1-69
2-29	520	平成20年5月9日 (情報公開第00830号) (甲33)	大野自民党副総裁等訪韓議員団名簿 (乙A109)	①8頁(-8-) 下から4行目～9頁上から4行目の約8行分 ②9頁(-9-) 下から2行の約1行分 ③10頁(-10-) 上から7行目～8行目の約2行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 34
2-30	718	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針 (乙A110)	①38頁(-21-) 下から5行目～39頁(-22-) 上から5行目の約10行分 ②42頁(-25-) 下から2行目～43頁(-26-) 上から2行目の約4行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 9, 17, 32 通し番号1-97
2-31	749	平成20年5月9日 (情報公開第01087号) (甲47)	忠南号事件について(黒山群島付近における衝突事件) (乙A38)	1頁(-1-) の上から3行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 29 通し番号4-5
2-32	1116	平成20年5月9日 (情報公開第00906号) (甲49)	寺内文庫現状 (乙A111)	①73頁(-44-) 下から5行目～3行日の約2行分 ②157頁(-72-) 上から5行目～6行日の約2行分			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 30 通し番号1-101
2-33	1120	平成20年5月9日 (情報公開第00908号) (甲50)	日韓文化財引渡し打合せ会 (乙A112)	29頁(-28-)に「次頁不開示」と記載されている部分) 及び107頁(-106-)			⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 30 通し番号1-105
2-34	1126	平成20年5月9日 (情報公開第01168号) (甲52)	日韓国交正常化交渉の記録(再開第6次会談) (乙A113)	64頁(-64-) 上から4行分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 34
2-35		欠番								

## (別紙) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④処分通知番号	⑤不開示文書の題名	⑥不開示部分	⑦変更決定	⑧当裁判所の判断	⑨取消部分	⑩備考欄
					⑤不開示部分	⑥変更決定	⑦取消部分	⑧適法部分	
2-36	1139	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)		対韓国強硬措置に関する会議関係の件 (乙A114)	①13頁(−13−) 5行目～10行目の約6行分 ②45頁(−45−) 6行目～15行目の約8行分 ③54頁(−54−) 上から6行目～12行目の7行分 ④58頁(−58−) 上から5行目～59頁(−59−) 1行目の9行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表34
2-37	1143	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)		日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置(試案)の大要 (乙A115)	2頁(−2−) 6行目～8行目の3行分及び11頁(−11−) 9行目～11行目の約3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表34
2-38	1144	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)		対韓牽制措置および強硬措置として想定しうる手段(試案) (乙A116)	8頁(−8−) 上から3行目～7行目の約5行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表13, 34
2-39	1162	平成20年5月9日 (情報公開第01142号) (甲55)		日韓予備交渉漁業関係会合日韓主査間の非公式会合について (乙A117)	①7頁(−7−) 下から1行目～8頁(−8−) 上から1行目の約2行分 ②48頁(−48−) 上から6行分 ③98頁(−98−) 上から2行目～4行目の3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表12
2-40	1257	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)		日韓関係の調整 (乙A118)	3頁(−3−) 案外上の約4行分と右から4行目下の2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 34 通し番号1-120
2-41	1261	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)		日韓全面会談の開催とその決裂 (乙A119)	2頁(−2−) 5行目～7行目の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 32, 34 通し番号1-123
2-42		欠番							
2-43		欠番							
2-44		欠番							
2-45	1316	平成20年5月9日 (情報公開第01161号) (甲60)		日韓国交正常化交渉の記録 総説十二 (乙A123)	①278頁(−275−) 3行目～4行目の約1行分及び9行目～11行目の約3行分 ②283頁(−280−) 3行目～5行目の約2行分, 317頁(−311−) 上から2行目～8行目の約6行分, 334頁(−327−) に「次頁不開示分」と記載された部分 ③346頁(−339−) 5行目～347頁(−340−) 2行目の約8行分 ④372頁(−365−) 直後の2頁分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 30 通し番号1-128
2-46	1349	平成20年5月9日 (情報公開第01174号) (甲61)		請求権に関する一般的問題点 (乙A124)	4頁(−3−) 上から4行目～5行目の約2行分及び下から3行目の左側の2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9 通し番号1-130
2-47	1374	平成20年5月9日 (情報公開第01145号) (甲62)		日韓会談における請求権問題の未解決点について (乙A125)	6頁(−6−) 5行目～6行目の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
2-48	1376	平成20年5月9日 (情報公開第01145号) (甲62)		韓国に対する経済協力政策 (乙A126)	①2頁(−2−) 7行目8文字分 ②4頁(−4−) 7行目～15行目の約9行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9
2-49	1399	平成20年5月9日 (情報公開第01149号) (甲64)		アジア局重要懸案処理日報抜粋 (乙A42)	①245頁(−238−) 3行目まで及び5行目～9行目の5行分 ②246頁(−239−) 12行目～247頁(−240−) 2行目の約10行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表13, 14, 34 通し番号3-21 4-9
2-50	1408	平成20年5月9日 (情報公開第01118号) (甲65)		第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議 (乙A127)	12頁(−12−) 1行目～7行目		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 32 通し番号1-147
2-51		欠番							
2-52	1421	平成20年5月9日 (情報公開第01132号) (甲66)		日韓会談に関する澤田代表の講話 (乙A129)	①23頁(−23−) 右から4行目～5行目の2行分 ②44頁～51頁(−42−) 「次頁以下8頁不開示」と記載された部分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表13

## (別紙) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		⑥変更決定	当裁判所の判断		備考欄
				⑤不開示部分	⑦取消部分		⑧適法部分		
2-53			欠番						
2-54			欠番						
2-55	1472	平成20年5月9日 (情報公開第01167号) (甲70)	日韓問題に関する ニューヨーク・タイ ムズ論説 (乙A132)	18頁(−18−)の約2行分			⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 1
2-56		欠番							
2-57		欠番							
2-58		欠番							
2-59	1556	平成20年5月9日 (情報公開第01152号) (甲74)	在日韓人の待遇問題 関係資料(昭和34年 11~12月) (乙A136)	9頁(−9−)の約4行分及び120頁 (−117−)上から3行目~152頁 (−117−)に「次頁以下33頁不開示」と記載されている部分)			⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 20 通し番号1-158
2-60	1576	平成20年5月9日 (情報公開第01133号) (甲76)	在日韓国人の法的地位 問題中永住権の解決方法 (乙A137)	8頁(−8−)6行目の6文字			⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 32
2-61	1600	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	請求権の経緯及び解 決方針(昭和34年 1~4月) (乙A138)	15頁(−15−)最終行~16頁(−1 6−)10行目の約11行分			⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 9, 21 通し番号1-175
2-62		欠番							
2-63		欠番							
2-64	1607	平成20年5月9日 (情報公開第01160号) (甲78)	日韓漁業協力 (乙A141)	1頁~4頁(−1−)に「前4頁不開示」と記載されている部分)			⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 12
2-65	1608	平成20年5月9日 (情報公開第01160号) (甲78)	漁業借款 (乙A142)	9頁~14頁(−8−)に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分)			⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 12
2-66	1618	平成20年5月9日 (情報公開第01092号) (甲79)	日韓問題に関する各 種会談 (乙B143)	①179頁(−179−)上から2行目~ 5行目の約3行分 ②265頁(−265−)の約3行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。		⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 22, 23 通し番号1-178
2-67	1624	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	平和條約に基き発生 する日鮮間の交渉案 件(昭和26年10 月) (乙A144)	4頁(−2−)の「八 賠償問題及び国内 韓国人財産の連合国財産扱」の項にあり, 左から2行目からの約1行分			⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 9 通し番号1-180
2-68	1627	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓両国間の基本関 係調整に関する方針 (昭和26年10 月) (乙B145)	①6頁(−6−)の右から4行目及び5行 目の約2行分 ②10頁(−10−)右から6行目及び7 行目の約1行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。		⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 9, 17, 32, 34 通し番号1-182
2-69		欠番							
2-70	1631	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓問題に関する定 例打合会(第1~8 回)(昭和26年1 2月) (乙B147)	①17頁(−17−)7行目及び8行目の 約2行分、同頁12行目及び13行目の約 1行分、18頁(−18−)3行目~5行 目の約3行分 ②31頁(−31−)の約1行分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。		⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 9, 34
2-71	1632	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓交渉処理要領案 (昭和27年作成) (乙A148)	9頁(−9−)6行目~10行目の約4行 分			⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 9, 12 通し番号1-185
2-72	1636	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	日韓会談省内打合会 (昭和27年3月) (乙A149)	26頁(−23−)最終行の約1行分			⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 9 通し番号1-189
2-73		欠番							
2-74		欠番							
2-75		欠番							
2-76		欠番							
2-77		欠番							

## (別紙) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄
				⑤不開示部分	⑥変更決定		
2-78		欠番					
2-79	1686	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓問題に関する米側トーキングペーパー(乙A66)	27頁(-27-) 11行目~15行目の約5行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表34 通し番号3-29
2-80	1689	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	対韓援助調整(乙A156)	4頁(-4-) の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
2-81		欠番					
2-82		欠番					
2-83		欠番					
2-84		欠番					
2-85		欠番					
2-86		欠番					
2-87	1743	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓経済協力(乙A162)	5頁(-5-) 12行目及び13行目の約1行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9 通し番号1-204
2-88	1748	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓経済協力試案(乙A163)	6頁(-6-) 4行目及び5行目の約1行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9 通し番号1-209
2-89	1787	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	日韓会談今後の進め方(乙A72)	①2頁(-2-) 2行目~8行目の約7行分 ②58頁(-58-) 3行目~5行目の約3行分及び59頁(-59-) 2行目~5行目の約3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表12, 14, 27, 32 通し番号1-228 3-35
2-90		欠番					
2-91		欠番					
2-92	1793	平成20年5月9日 (情報公開第01154号) (甲88)	日韓条約及び諸協定関係対米折衝(来電:昭和36年)(乙A166)	61頁(-61-) 本文2行目~5行目の約3行分並びに6行目及び7行目の約1行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9
2-93	1796	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	日韓関係に関する在京米大使館の内話(乙B167)	16頁(-16-) 6行目~18頁(-17-) 3行目の約2頁分(-16-に「次頁不開示」と記載されている部分を含む)	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 34 通し番号1-231
2-94		欠番					
2-95		欠番					
2-96	1805	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	大平大臣、ラスク長官会談(乙B170)	①15頁(-14-) 16行目~16頁(-15-) 6行目の約10行分 ②18頁(-17-) 4行目~16行目の約13行分	平成23年8月29日(情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表34
2-97		欠番					
2-98		欠番					
2-99		欠番					
2-100		欠番					
2-101		欠番					
2-102		欠番					
2-102-2	1863	平成20年5月9日 (情報公開第01166号) (甲92)	日韓貿易・金融協定・海運協定妥結(乙A371)	①27頁~33頁(-26-に「次頁以下7頁」と記載されている部分) ②50頁及び51頁(-42-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) ③60頁~62頁(-50-に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表6, 34 通し番号1-248
2-103		欠番					
2-104		欠番					
2-105		欠番					
2-106	1877	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	日韓会談等に関する在外公館への訓令(乙A80)	16頁(-16-) の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 12, 30 通し番号1-250 3-44

## (別紙) 処分目録

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		⑥変更決定	当裁判所の判断		備考欄
				⑤不開示部分	⑦取消部分		⑧適法部分	⑨	
2-107	1878	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	韓国政変 (乙A178)	①1頁(−1−)4か所, 2頁(−2−) 8か所, 3頁(−3−)12か所, 4頁 (−4−)12か所, 5頁(−5−)12 か所 ②8頁(−8−)2行目～3行目の約1行 分			⑤欄記載の不開示部 分のうち, ②	⑤欄記載の不開示部 分のうち, ①	被告準(14)別表 34
2-108	1881	平成20年5月9日 (情報公開第01175号) (甲94)	日韓交渉関係法律問 題調書集 (乙A82)	103頁(−103−)左葉(203)2 8行目～右葉(204)2行目の約6行 分, 9行目～13行目の約5行分, 18行 目及び19行目の約2行分及び104頁 (−104−)の右葉(206)12行目 ～22行目の約11行分			⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 9, 13, 14 通し番号1-251 3-46
2-109	1915	平成20年5月9日 (情報公開第01176号) (甲97)	日韓国交正常化交渉 の記録 総説三 (乙B84)	242頁(−242−)最終行の約1行 分, 243頁及び244頁(−242−に 「以下2頁不開示」と記載されている部分	平成23年8月29日(情 報公開第01607号)(乙 A414)による変更決 定後のもの。		⑤欄記載の不開示部 分の全部		被告準(14)別表 9, 14, 34 通し番号3-48 1-258

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・区分通知書号	④不開示文書の題名	不開示決定		⑦取消部分	⑧適法部分	備考欄
				⑤不開示部分	⑥変更決定			
3-1	902	平成20年5月2日 (情報公開第00891号) (甲13)	拿捕事件対策	全部		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 11, 33 通し番号4-6-2
3-2		欠番						
3-3	1062	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	日韓会談決裂善後対策(乙A46)	9頁(一9-)の最初から約7行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 13, 14, 34 通し番号2-14
3-4	1070	平成20年5月2日 (情報公開第00905号) (甲18)	対韓関係当面の対処方針(案)(乙A47)	23頁(一23-)最初から3行目		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-41
3-5	1236	平成20年5月2日 (情報公開第01119号) (甲22)	日韓条約の解釈の食違い点に関する処理方針(案)	全部			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表 14, 33
3-6	1237	平成20年5月2日 (情報公開第01119号) (甲22)	日韓条約の解釈の相違点に関する韓国側の説明について	全部			⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表 14, 33
3-7	1340	平成20年5月2日 (情報公開第01089号) (甲24)	日韓会談説明用資料(乙A48)	①2頁～3頁(一2-～-3-)の約10行分 ②5頁～6頁(一5-及び-5-)に「次頁不開示」と記載された部分の約4行分 ③9頁～10頁(一8-～-9-)の約9行分及び約3行分 ④16頁(一15-)の約2行分及び17頁(一16-)の約4行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-58
3-8	1342	平成20年5月2日 (情報公開第01089号) (甲24)	日韓会談諸懸案の現状(乙A49)	①9頁(一9-)の下から約8行分 ②18頁(一18-)の約7行分 ③24頁(一24-)枠外記載部分及び下から3行分及び25頁～29頁(一24-)に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分 ④41頁(一36-)の上から2行目以下		⑤欄記載の不開示部分のうち、①、②及び④	⑤欄記載の不開示部分のうち、③	被告準(14)別表 14
3-9	480	平成20年5月9日 (情報公開第00826号) (甲30)	日韓間諸懸案の現状とその対策(乙A25)	36頁(一36-)、40頁(一40-), 41頁(一41-)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 14
3-10	523	平成20年5月9日 (情報公開第00830号) (甲33)	大野副総裁に同行訪韓した伊闇大使の後宮局長に対する報告要旨(乙A26)	4頁(一4-)、16頁(一16-)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 14
3-11	651	平成20年5月9日 (情報公開第00858号) (甲40)	日韓予備交渉第11～20回会合記録(乙A50)	86頁(一86-)の約3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 14
3-12	652	平成20年5月9日 (情報公開第00858号) (甲40)	日韓予備交渉第21～25回会合記録(乙A51)	①7頁(一7-)の約6行分 ②23頁(一23-)の約3行分 ③28頁(一28-)の下から約3行分 分、29頁(一29-)の上から2～3行 目の約1行分及び約8行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-92
3-13	690	平成20年5月9日 (情報公開第00861号) (甲43)	倭島局長・ヤング課長会談要旨(乙A52)	116頁(一116-)の約3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-95
3-14		欠番						
3-15	720	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	日韓政治折衝第2回会談記録(乙A54)	16頁～25頁(一16-)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分) 35頁～40頁(一26-)に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分)		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 14

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・区分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄
				⑤不開示部分	⑥変更決定		
3-16	910	平成20年5月9日 (情報公開第01159号) (甲48)	日韓国交正常化交渉 の記録(竹島問題) (乙A40)	①186頁(-184-) 上から3行目～約8行分 ②197頁(-195-) 下から5行目～198頁(-195-)に「次頁不開示」と記載された部分)及び199頁(-196-)上から5行目 ③202頁(-199-) 上から2行目～203頁(-200-)下から1行目、204頁(-201-)上から4行分、205頁及び206頁(-201-)に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分)、207頁(-202-)上から3行分 ④214頁(-209-) 下から3行分 ⑤219頁(-214-) 上から12行分 ⑥220頁(-215-) 上から1行目～221頁 ⑦243頁(-237-) 下から4行分及び244頁(-237-)に「次頁不開示」と記載された部分)		⑤欄記載の不開示部分のうち、②、③(ただし、このうち、昭和29年当時、日本政府関係者が米国政府関係者から勝取した米国の竹島問題に関する対応・見解に係る部分)、④、⑤、⑥(ただし、このうち昭和40年当時、韓国朴正熙大統領(当時)がブラウンズ在韓米國大使(当時)に述べた竹島問題についての具体的な見解に係る部分)及び⑦	被告準(14)別表14 通し番号4-7
3-17	1124	平成20年5月9日 (情報公開第00909号) (甲51)	日韓国交正常化交渉 の記録(総説・目次、平和条約発効前の日韓関係と日韓会談予備会談) (乙A55)	136頁(-136-) 下から約2行分～137頁(-137-) 上から約3行分		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表14
3-18	1127	平成20年5月9日 (情報公開第01168号) (甲52)	日韓国交正常化交渉 の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル) (乙B56)	35頁(-35-) 及び36頁(-36-)	平成23年8月29日 (情報公開第01607号)(乙A414)による変更決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 a 「韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続することになるおそれがある。」との文言 b 韓国側の対案や韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由に係る部分	被告準(14)別表14, 34 通し番号2-35
3-19	1248	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓関係の打開について(乙A57)	13頁(-11-) の7行目～8行目の約2行分、11行目～13行目及び14頁(-11-)に「次頁不開示」と記載された部分)		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表9, 14 通し番号1-119
3-20	1287	平成20年5月9日 (情報公開第01131号) (甲58)	日韓会談議題の問題点(乙A58)	69頁(-65-) のうち①3行目及び4行目の約1行分及び②6行目～8行目の3行分	⑤欄記載の不開示部分のうち、①	⑤欄記載の不開示部分のうち、②	被告準(14)別表9, 14 通し番号1-124
3-21	1399	平成20年5月9日 (情報公開第01149号) (甲64)	アジア局主要懸案処理日報抜粋(乙A42)	111頁(-111-) の下から6行目～5行目の約3行分及び112頁(-112-) 上から2行目～4行目の約3行分	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表13, 14, 34 通し番号2-49 4-9
3-22		欠番					
3-23		欠番					
3-24	1523	平成20年5月9日 (情報公開第01144号) (甲73)	日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨(乙A61)	8頁(-8-) の右から4行目～6行目の約3行分	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表13
3-25	1630	平成20年5月9日 (情報公開第01171号) (甲80)	遺韓使節の使命と行動基準(昭和26年12月)(乙A62)	①3頁(-3-) の左から3行目～1行目の約3行分 ②8頁(-8-) の右から6行目～7行目の約2行分 ③9頁(-9-) の左から2行目～10頁(-10-) の右から4行目の約6行分	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表10
3-26	1671	平成20年5月9日 (情報公開第01097号) (甲81)	谷大使・金公使会談(乙A63)	①16頁(-16-) の右から2行目～4行目の約3行分 ②19頁(-19-) の左から2行目～1行目の約1行分 ③22頁(-22-) の右から4行目～23頁(-23-) の右から1行目の約5行分	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 12, 13, 14 通し番号1-192
3-27	1675	平成20年5月9日 (情報公開第01098号) (甲82)	日韓会談再開問題(乙A64)	①106頁～111頁(-105-)に「次頁以下6頁不開示」と記載された部分) ②116頁～118頁(-109-)に「次頁以下3頁不開示」と記載された部分) ③149頁～151頁(-139-)に「次頁以下3頁不開示」と記載された部分) ④153頁(-140-)に「次頁不開示」と記載された部分) ⑤161頁～168頁(-148-)に「次頁以下7頁不開示」と記載された部分) ⑥210頁～218頁(-189-)に「次頁以下9頁不開示」と記載された部分) ⑦227頁(-197-)の左から約6行分	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表9, 14 通し番号1-194
3-28	1676	平成20年5月9日 (情報公開第01098号) (甲82)	アリソン米大使との会談(乙A65)	55頁(-55-) の約10文字分	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表13

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日	④不開示文書の題名	不開示決定		⑥変更決定	⑦取消部分	⑧適法部分	備考欄
				⑤不開示部分	当裁判所の判断				
3-29	1686	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓問題に関する米側トーキングペー パー(乙A66)	35頁(-35-)の上から13行目~1 7行目の約4行分、42頁(-42-)の 上から11行目~17行目の約6行分、4 9頁(-49-)の下から5行目~50頁 (-50-)の上から3行目の約7行分、 57頁(-57-)の下から5行目~58 頁(-58-)の上から3行目の約7行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 34 通し番号2-79
3-30	1695	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓会談に関する在韓米大使館参事官の 内話(乙B67)	①19頁及び20頁(-18-)に「次頁以 下2頁不開示」と記載された部分) ②21頁(-19-)下から3行目~22 頁(-20-)下から4行目の約18行分	平成23年8月29日 (情報公開第 01607号)(乙A 414)による変更 決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 14, 34 通し番号2-83
3-31	1696	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓会談の現況等 (乙A68)	①21頁(-21-)下から1行目~22 頁(-22-)上から2行目の約2行分 ②22頁(-22-)下から5行目~4行 目の約1行分及び枠外の記載部分		⑤欄記載の不開示部分の うち、①	⑤欄記載の不開示部分の うち、②		被告準(14)別表 14
3-32	1728	平成20年5月9日 (情報公開第01101号) (甲85)	後宮アジア局長・崔 圭夏大使会談 (乙 A69)	11頁(-11-)上から約3行目及び1 2頁(-12-)2行目の約11行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 14
3-33	1783	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	日韓会談における双 方の立場(昭和39 年4月)(乙A70)	31頁(-31-)下から2行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 14
3-34	1786	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	韓国側希望と日本側 方針(昭和39年1 0~12月) (乙A71)	58頁(-58-)下から7行目~3行 目の約4行分 59頁(-59-)上から1行目~8行 目の約7行分 70頁(-70-)下から7行目~3行 目の約4行分 71頁(-71-)上から1行目~8行 目の約7行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 14
3-35	1787	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	日韓会談今後の進め 方(乙A72)	①13頁(-13-)上から2行目~5行 目の約4行分 ②38頁(-38-)下から5行目~1行 目の約4行分		⑤欄記載の不開示部分の うち、②	⑤欄記載の不開示部分の うち、①		被告準(14)別表 12, 14, 27, 32 通し番号1-228 2-89
3-36	1809	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	韓国政情に関するア ジア局長と在京米 大使公使との会談 (乙B73)	16頁(-16-)下から9行目~8行 目の約1行分、下から6行目及び同4行目 のいずれも1単語	平成23年8月29日 (情報公開第 01607号)(乙A 414)による変更 決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-238
3-37	1822	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	金中央情報部長訪日 (乙A44)	48頁(-48-)下から3行目~49頁 (-49-)上から3行目の約6行分 51頁(-51-)下から4行目~52頁 (-52-)上から2行目の約6行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 14, 34 通し番号4-11
3-38	1823	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	金中央情報部長訪米 (乙B74)	21頁(-21-)上から2行目~6行目 の約5行分	平成23年8月29日 (情報公開第 01607号)(乙A 414)による変更 決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 14, 34 通し番号2-102
3-39	1824	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	大平外相と金韓国中 央情報部長との会談 (第1回) (乙B75)	①15頁(-14-)に「次頁不開示」と記 載された部分) ②31頁(-30-)1行目~4行目の約 4行分	平成23年8月29日 (情報公開第 01607号)(乙A 414)による変更 決定後のもの。		⑤欄記載の不開示部分の 全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-240
3-40	1825	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	池田総理・金韓国中 央情報部長会談(乙 A76)	18頁(-18-)上から2行目~3行 目の約2行分 37頁(-37-)上から2行目~4行 目の約2行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 14
3-41	1826	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	大平外相・金部長会 談(第2回)(乙B 77)	12頁(-12-)下から3行目~13頁 上から4行目(-12-)に「次頁不開示」 と記載された部分)の約7行分 24頁(-23-)下から7行目~1行目 の約7行分 35頁(-34-)下から7行目~1行目 の約7行分	平成23年12月21 日(情報公開第 02718号)(乙A 490)による変更 決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 14
3-42	1851	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	韓国提案基本関係条 約案(乙A78)	36頁(-36-)欄外上部約3行分及び 欄外左部2行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 14, 28 通し番号1-245
3-43	1876	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	日韓会談等に関する 在外公館からの報告 (乙B79)	4~6頁(-3-)に「次頁以下3頁不 開示」と記載された部分)	平成23年8月29日 (情報公開第 01607号)(乙A 414)による変更 決定後のもの。	⑤記載の不開示部分の うち、⑥欄で掲げた部分を 除いた部分(在フランス 大使が任國政府担当職員 から聴取した領土問題の 処理状況及びこの情報を 入手した経緯等並びに電 信文の様式に係る事項)	⑤欄記載の不開示部分の うち、⑦欄に掲げた部分 以外の部分		被告準(14)別表 14, 34 通し番号2-105
3-44	1877	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	日韓会談等に関する 在外公館への訓令 (乙A80)	144頁(-144-)上から6行目~1 3行目の約8行分		⑤欄記載の不開示部分の 全部			被告準(14)別表 9, 12, 30 通し番号1-250 2-106

①通し番号	②文書番号	不開示決定			⑥変更決定	当裁判所の判断		備考欄
		③不開示決定日(和分通知番号)	④不開示文書の題名	⑤不開示部分		⑦取消部分	⑧適法部分	
3-45	1879	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	日韓交渉の現状(乙 B81)	48頁(−48−)下から9行目～8行目の約1行分、下から6行目及び同4行目といずれも1単語	平成23年8月29日 (情報公開第 01607号)(乙A 414)による変更 決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 14
3-46	1881	平成20年5月9日 (情報公開第01175号) (甲94)	日韓交渉関係法律問題調査集(乙A82)	117頁(−116−)及び118頁(−116−)に「次頁不開示」と記載された部分		⑤欄記載の不開示部分のうち、竹島問題に関して、国際司法裁判所へ付託する際の手続の内容	⑤欄記載の不開示部分のうち、⑦欄に掲げた部分以外の部分	被告準(14)別表 9, 13, 14 通し番号1-251 2-108
3-47	1882	平成20年5月9日 (情報公開第01169号) (甲95)	日韓国交正常化交渉の記録 総説九(乙 A83)	158頁(−158−)「三竹島問題」の項の下から6行目～2行目の約4行分、334頁(−334−)「5竹島問題」の項の上から2行目～4行目の約3行分と下から5行目～1行目の約4行分		⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 9, 14 通し番号1-252
3-48	1915	平成20年5月9日 (情報公開第01176号) (甲97)	日韓国交正常化交渉の記録 総説三(乙 B84)	240頁(−240−)「三、長期的対策」の項の右から6行目的一部分	平成23年8月29日 (情報公開第 01607号)(乙A 414)による変更 決定後のもの。	⑤欄記載の不開示部分の全部		被告準(14)別表 9, 14, 34 通し番号1-258 2-109

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・知分通知番号	④不開示文書の題名	不開示決定		当裁判所の判断	備考欄
				⑤不開示部分	⑥変更決定		
4-1	964	平成20年5月2日 (情報公開第01088号) (甲15)	朴謙長一行名簿、日程、接伴要領 (乙A30)	99頁～102頁（-98-に「次頁以下4頁不開示」と記載された部分）		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表34
4-2	966	平成20年5月2日 (情報公開第01088号) (甲15)	朴謙長訪日に際する警備対策	全部		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表34
4-3	713	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	韓国親善使節団の來訪 (乙A27)	20頁（-20-）直後の2枚		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表34
4-4		欠番	欠番				
4-5	749	平成20年5月9日 (情報公開第01087号) (甲47)	忠南号事件について (黒山群島付近における衝突事件) (乙A38)	1頁（-1-）の上から3行分と4頁（-3-に「次頁不開示」と記載された部分）		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表29 通し番号2-31
4-6	750	平成20年5月9日 (情報公開第01087号) (甲47)	韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について (乙A39)	18頁～22頁（-17-に「次頁以下5頁不開示」と記載された部分）		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表31
4-6-2	902	平成20年5月2日 (情報公開第00891号) (甲13)	拿捕事件対策	全部		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表11, 33 通し番号3-1
4-7	910	平成20年5月9日 (情報公開第01159号) (甲48)	日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題） (乙A40)	11頁及び12頁（-10-に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分）		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表14 通し番号3-16
4-8	1137	平成20年5月9日 (情報公開第01155号) (甲53)	日本政府の押収した朝鮮船舶及びその返還 (乙A41)	①監視艇とされた特定船舶の名称等（23頁（-23-）～34頁（-34-））（ただし、28頁（-28-）左側の黒塗り部分は法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外。）、36頁（-36-）～38頁（-38-）、40頁（-40-）及び43頁（-43-）の各不開示部分） ②海上保安庁作成にかかる抑留中の朝鮮又は船籍不明の船舶一覧表（52頁～61頁（-51-に「次頁以下10頁不開示」と記載された部分） ③抑留中の韓国籍船舶の名称（63頁（-52-）に「次頁不開示」と記載された部分） ④海上保安庁から賠償庁にあてた抑留した韓国籍船舶に関する情報（65頁（-54-）～67頁（-56-））の各不開示部分 ⑤不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の調査表（81頁～115頁（-69-に「次頁以下35頁不開示」と記載された部分） ⑥韓国拿捕船の具体的な名称（119頁（-73-）及び121頁（-75-）の各不開示部分） ⑦海上保安庁作成の抑留船舶の調査報告（129頁～130頁（-82-に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分）及び131頁（-83-）の不開示部分） ⑧不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の具体的な名称等（140頁（-92-）～145頁（-97-）、147頁（-99-）～151頁（-103-））の各不開示部分（ただし、140頁（-92-）左側の黒塗り部分、141頁（-93-）左側の黒塗り部分、142頁（-94-）左から1つ目及び2つ目の黒塗り部分、144頁（-96-）右から2つ目の黒塗り部分、145頁（-97-）右側の黒塗り部分、147頁（-99-）右側の黒塗り部分、148頁（-100-）右側の黒塗り部分、149頁（-101-）右側の黒塗り部分及び150頁（-102-）右側の黒塗り部分はいずれも法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外。） ⑨韓国押留船の具体的な名称等（155頁及び156頁（-106-に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分及び157頁（-107-）の不開示部分） ⑩保管費用調査の対象となった韓国押留船の具体的な名称及び保管場所等（160頁～166頁（-109-に「次頁以下7頁不開示」と記載された部分及び167頁（-110-）の不開示部分） ⑪韓国押留船の具体的な名称（170頁（-113-）の不開示部分） ⑫韓国没收船の具体的な名称（172頁（-115-）及び173頁（-116-）の各不開示部分（ただし、173頁（-116-）右から1つ目、3つ目の黒塗り部分は法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外。） ⑬韓国返還船又は押留船の具体的な名称（180頁（-123-）～189頁（-132-））、191頁（-134-）、192頁（-135-）の各不開示部分（ただし、183頁（-126-）左側の黒塗り部分、184頁（-127-）下の黒塗り部分、185頁（-128-）左側から1つ目の黒塗り部分の大部分及び2つ目の各黒塗り部分、186頁（-129-）黒塗り部分の大部分、189頁（-132-）左側から1つ目、2つめの黒塗り部分及び3つ目の各黒塗り部分の大部分、191頁（-134-）一番左側の一部及び一番右側を除いた各黒塗り部分、192頁（-135-）下の黒塗り部分の大部分及び上の黒塗り部分はいずれも法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外。）である。 なお、190頁（-133-）はすべて法5条1号による不開示部分である。		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表5
4-9	1399	平成20年5月9日 (情報公開第01149号) (甲64)	アジア局主要懸案処理日報抜粋 (乙A42)	179頁最下部及び180頁～186頁（-179-及び-179-に「次頁以下7頁不開示」と記載された部分）		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表13, 14, 34 通し番号2-49 3-21
4-10	1544	平成20年5月9日 (情報公開第01152号) (甲74)	対韓交渉方針決定 (乙A43)	10頁～15頁（-9-に「次頁以下6頁不開示」と記載された部分）		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表11
4-11	1822	平成20年5月9日 (情報公開第01165号) (甲90)	金中央情報部長訪日 (乙A44)	5頁～7頁（-5-）～（-7-）、9頁～11頁（-9-）～（-11-）、14頁～17頁（-14-）～（-17-）		⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表14, 34 通し番号3-37

①通し番号	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	不開示決定		⑥変更決定	⑦取消部分	当裁判所の判断	⑧適法部分	備考欄
			④不開示文書の題名	⑤不開示部分					
5-1	964	平成20年5月2日 (情報公開第01088号) (甲15)	朴議長一行名簿、日程、接伴要領 (乙A30)	103頁(−99−), 104頁 (−100−), 105頁(−10 1−)				⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表 34 通し番号4-1
6-1	1140	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する各省打合せ会議事概要	全部				⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表 13, 33
6-2	1141	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	李ライン水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の見解に関する件 (乙A31)	1頁(−1−)直前の20枚				⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表 13, 33
6-3	1142	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する件	全部				⑤欄記載の不開示部分の全部	被告準(14)別表 13, 33
8-1	741	平成20年5月9日 (情報公開第01136号) (甲46)	李東元外務部長官が挙手を賜った際の状況概要 (乙A36)	1頁(−1−)下から3行目以下9 頁		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 34
8-2	1128	平成20年5月9日 (情報公開第01168号) (甲52)	日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシャル) (乙A37)	133頁(−133−)～134頁 (−134−)(なお、これは、乙 A37中の12−131頁～12− 133頁である。)		⑤欄記載の不開示部分の全部			被告準(14)別表 9, 15, 27, 34 通し番号1-109

(別紙3の2)

### 別紙3 処分目録の注記

#### ※1 通し番号1-94の⑦欄

⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分

ア ②中の下記部分（ただし、不開示部分とされている部分を除く。）

記

（一）請求権の相互放棄を方針とするも、特定のものについては支払う用意ある旨提案し、韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

（二）前記特定のものとして左記を個々の証拠書類を確認の上、■■■不開示部分■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■

されまた将来供託されるもの

（三）別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与、ほぼ合意に近づいた船舶（24隻約5900トン）の贈与を考慮する。

（注）左記項目について韓国側より要求ある場合には、韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

イ ③

#### ※2 通し番号1-118の⑦欄

⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分

ア ①

イ ②

ウ ④のうち、下記の不開示部分④-1～④-10、④-17

記

（2）大蔵省の説明によれば、在外財産等報告書によって算出された朝鮮地域関係私有財産は■■■不開示部分④-1■■■で、そのうち個人財産は■■■不開示部分④-2■■■、法人財産は■■■不開示部分④-3■■■であったとのことである。しかし、同省によれば、右算出の基礎となった報告書は、

（イ）終戦直後の混乱期における報告であってその内容についての審査を経たものではないこと。

（ロ）証拠資料の添付が皆無に近いこと。

（ハ）財産額の評価基準がまちまちで明らかに過大評価と認められる者があること。

等の理由で客観度又は信憑度の低いものと認められ、したがて、これを基礎として算出した上述の金額も客観性又は信憑性の点で疑問が多いとのことである。

また、国有財産については、大蔵省において■■■不開示部分④-4 ■■■という推定金額を算出しているが、これについても私有財産の場合に似た疑問があるとのことである。

なお、上述の在朝鮮日本財産の南北区分については一切不明とのことである。

(3) 米国政府よりは、終戦直後連合国最高司令部が日本側関係当局より資料を提出せしめて集計した在朝鮮日本財産評価額として、次の数字の提示があった。

(i) 国有財産は、総額■■■不開示部分④-5 ■■■

(以下1頁不開示)

(ii) 個人財産は、■■■不開示部分④-6 ■■■

以上(i)ないし(ii)を合計すれば、米側評価による在朝鮮日本財産は、■■■不開示部分④-7 ■■■また、各項目ごとの南北鮮比率の算定方法その他の詳細は、何分終戦当時の混乱期のことでもあり、今になっては必ずしも明確でないが、例えば、法人財産については大企業の場合は約1,500の大企業の地理的分布等から南鮮に■■■不開示部分④-8 ■■■北鮮に約3分の2と算定し、他方、中小企業については、南鮮部分に圧倒的に多かったので、■■■不開示部分④-9 ■■■の比率が算定されたものと見られるとの補足説明があった。

なお、上述の米側提示の数字を当時の1ドル対15円のレートに逆算して上記(2)の日本側数字と比較すると、法人財産についてはほぼ一致しているのに反し、政府及び個人財産については日本側数字の方が多く、従って総額においても■■■不開示部分④-10 ■■■余り多くなっている。これは、政府及び個人財産、特に個人財産について連合国最高司令部が日本側当局より資料を収集した後になつて、新たに在外財産報告書を提出した者があることもその一員ではないかと推測される反面、何れの数字についても、上述のとおり、客観性ないし信憑性の点でかなりの疑問があるので今になってこれらの数字の食い違いを詮索することは余り意味がないと考える。

問2 1953年11月の「世界の動き」特集号に載った先の数字の日本側の額はどのような根拠によったのか。

記

日本が韓国から受け取るべき額 ■■■不開示部分④-17 ■■■

日本が韓国に支払うべき額 ■■■不開示部分④-17 ■■■

差引受取額 ■■■不開示部分④-17 ■■■

※3 通し番号1-154の⑦欄

⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分

ア ①中

(ア) 7頁(－7－)左から3行目から2行目まで(不開示部分①-3)

(イ) 8頁(－8－)の「(二)」の部分(不開示部分①-4)中、下記文言と同一又は同様の部分(ただし、下記で「不開示部分」と記載した部分を除く。)

記

(二) 前記特定のものとして左記を個々の証拠書類確認の上、■■■不開示部分■■■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■■■

されまた将来供託されるもの

(ウ) 8頁(－8－)の「(三)」の部分(不開示部分①-5)中、下記文言と同一又は同様の部分(ただし、下記で「不開示部分」と記載した部分を除く。)

記

(三) 別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与、ほぼ合意に近づいた船舶(24隻約5900トン)の贈与を考慮する。

(注) 左記項目について韓国側より要求ある場合には、韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■■■不開示部分■■■■■

イ ②

ウ ③

※4 通し番号1-174の⑦欄

⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分

ア ①のうち、下記の文言と同一の部分

記

(3) 本試算額は韓国側要求を國際法上の原則に基づいて検討した結果、有効と認められるものを列挙した。したがって、在韓日本資産の喪失も考慮に入れていないし、また、韓国が当然に負うべき地方的債務の額も、計算に入れていない。右を考慮に入れれば韓国側への支払はゼロになる。

(4) 第一次及び第二次日韓会談で韓国側が対日請求権として主張した金額は終戦時価格337億と推定される。(別紙二参照)。

イ ③のうち、通し番号1-157の文書で開示されている別紙二「韓国が主張している対日請求権の内容と金額」と題する文書(全10頁)と同一の部分(ただし、通し番号1-157の文書の不開示部分を除く。)

※5 通し番号1-257の⑦欄

⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分

ア(ア) ①

(イ) ③中の

- a 19頁の左葉 (28) 上から7行目
- b 28頁の右葉 (43) 上から8行目
- c 34頁の左葉 (48) 下から6行目
- d 56頁の左葉 (90) 下から11行目から8行目
- e 56頁の左葉 (90) 下から3行目
- f 60頁の右葉 (99) 下から12行目
- g 62頁の左葉 (102) 上から17行目
- h 71頁の左葉 (120) 下から10行目
- i 83頁の右葉 (137) 上から13行目から14行目まで
- j 83頁の右葉 (137) 下から10行目から9行目まで
- k 83頁の右葉 (137) 下から3行目
- l 98頁の左葉 (152) 上から17行目
- m 98頁の左葉 (152) 上から19行目
- n 98頁の左葉 (152) 下から3行目
- o 99頁の左葉 (154) 下から7行目
- p 101頁の右葉 (159) 上から5行目
- q 101頁の右葉 (159) 下から2行目

(ウ) ④中の

- a 35頁の左葉 (50) 上から8行目
  - b 38頁から39頁左葉 (58) の上から14行目まで (同頁の左葉 (58)  
上から2行目の不開示部分を含む。)
  - c 44頁の右葉 (69) 上から1行目
  - d 44頁の右葉 (69) 上から10行目から12行目まで
  - e 44頁の右葉 (69) 上から15行目
  - f 44頁の右葉 (69) 上から17行目
  - g 44頁の右葉 (69) 上から19行目
  - h 62頁の左葉 (102) の上から28行目から右葉 (103) の上から2  
1行目まで
  - i 64頁から66頁の左葉 (110) の下から10行目までまで
  - j 67頁から68頁の左葉 (114) の上から7行目まで
- 別紙7の第1の5(4)ア(ア)で認定した「集団移入朝鮮人労務者数」と同一  
のもの

- k 68頁の左葉(114)の「(第2表)」部分
- l 70頁の右葉(119)の下から4行目から71頁の左葉(120)までの「引揚援護府「引揚援護の記録」より」との部分
- m 72頁の左葉(122)の(i)に相当する部分
- n 73頁の左葉(124)の(b)Bに相当する部分
- o 76頁
- p 82頁の左葉(134)の下から8行目
- q 84頁の右葉(139)の(a)の一覧表部分
- r 98頁の右葉(153)の上から16行目から21行目まで
- w 102頁上から1行目
- イ ④中の
- a 25頁
- b 72頁の右葉(123)の(ii)に相当する部分
- c 72頁の右葉(123)の(iii)に相当する部分
- u 95頁

(別紙4)

### 請求文書目録

- 1 日韓会談開始（1951年10月）前の準備作業に関する全ての公文書
- 2 第1次会談予備会談（1951年）本会議会議録
- 3 第1次会談予備会談（1951年）在日韓国人国籍処遇問題会議録
- 4 第1次会談予備会談（1951年）船舶問題会議録
- 5 上記以外の、第1次会談予備会談（1951年）関連の全ての公文書
- 6 第1次会談（1952年）本会議会議録
- 7 第1次会談（1952年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 8 第1次会談（1952年）請求権委員会会議録
- 9 第1次会談（1952年）船舶委員会会議録
- 10 第1次会談（1952年）漁業委員会会議録
- 11 第1次会談（1952年）基本関係委員会会議録
- 12 上記以外の、第1次会談（1952年）関連の全ての公文書
- 13 第2次会談（1953年）本会議会議録
- 14 第2次会談（1953年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 15 第2次会談（1953年）船舶委員会会議録
- 16 第2次会談（1953年）請求権委員会会議録
- 17 第2次会談（1953年）漁業委員会会議録
- 18 第2次会談（1953年）基本関係委員会会議録
- 19 上記以外の、第2次会談（1953年）関連の全ての公文書
- 20 第3次会談（1953年）本会議会議録
- 21 第3次会談（1953年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 22 第3次会談（1953年）請求権委員会会議録
- 23 第3次会談（1953年）漁業委員会会議録
- 24 第3次会談（1953年）基本関係委員会会議録
- 25 上記以外の、第3次会談（1953年）関連の全ての公文書
- 26 休会期（1953年10月～1958年4月）における日韓会談再開のための外交活動に  
関連した全ての公文書
- 27 第4次会談（1958～1960年）本会議会議録

- 28 第4次会談（1958～1960年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 29 第4次会談（1958～1960年）請求権委員会会議録
- 30 第4次会談（1958～1960年）漁業委員会会議録
- 31 第4次会談（1958～1960年）基本関係委員会会議録
- 32 上記以外の、第4次会談（1958～1960年）関連の全ての公文書
- 33 第5次会談（1960～1961年）本会議会議録
- 34 第5次会談（1960～1961年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 35 第5次会談（1960～1961年）請求権委員会会議録
- 36 第5次会談（1960～1961年）船舶委員会会議録
- 37 第5次会談（1960～1961年）文化財委員会会議録
- 38 第5次会談（1960～1961年）漁業委員会会議録
- 39 上記以外の、第5次会談（1958～1960年）関連の全ての公文書
- 40 第6次会談（1961～1964年）本会談会議録
- 41 第6次会談（1961～1964年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 42 第6次会談（1961～1964年）請求権委員会（一般請求権・文化財・船舶）会議録
- 43 第6次会談（1961～1964年）漁業委員会会議録
- 44 第6次会談（1961～1964年）基本関係委員会会議録
- 45 第6次会談（1961～1964年）非公式会談会議録
- 46 第6次会談（1961～1964年）日韓予備交渉会議録
- 47 第6次会談（1961～1964年）開催期間における日・韓・米三国間の外交交渉の記録
- 48 上記以外の、第6次会談（1961～1964年）関連の全ての公文書
- 49 第7次会談（1964～1965年）本会談会議録
- 50 第7次会談（1964～1965年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 51 第7次会談（1964～1965年）請求権及び経済協力委員会会議録
- 52 第7次会談（1964～1965年）漁業委員会会議録
- 53 第7次会談（1964～1965年）基本関係委員会会議録
- 54 第7次会談（1964～1965年）非公式会談会議録
- 55 第7次会談（1964～1965年）時の椎名悦三郎外相訪韓関連の公文書
- 56 第7次会談（1964～1965年）時の李東元外相訪日関連の公文書
- 57 第7次会談（1964～1965年）時の条文作成のための会合関連の公文書

58 上記以外の、第7次会談（1964～1965年）関連の全ての公文書

以上